

御秋に關する作法事典

R170.3-J52ウ



1200500766277

R  
1703  
J.52



始



R  
1703  
J.52



神祇に關する  
制度作法事典

420

15

R  
170.3  
J5



文學博士 宮地直一 先生序

神

祇

に關する  
制度・作法

事典



神祇學會編

## 推薦の辭

國民精神昂揚の緊切なる、今日より太しきは莫し。而して其の基礎を爲し、其の根幹を爲すものは、實に神祇拜祭の行實なり。然るに國民一般の依て以て準據すべき斯道修齋の指導書に至りては、殆んど之を擧るに苦しましむ。殊に萬人をして一讀直ちに其の眞義を諒得せしめ、移して以て直ちに其の行實たらしむるものに至りては、未だ之あるを知らず、吾人の毎に遺憾としたる處なりしに、今、本書の成るあり、就て見るに、神祇修齋に關する凡百の事項は悉く之を網羅し、加ふるに叙述極めて平明適切、説き得て餘蘊なく、何等の豫備智識

なき者と雖も、繙くに随つて國民精神の淵源と神祇に關する諸般の眞相を把握せしめずんば措かず、寔に斯道興隆の爲め現時局下最も必要にして意義ある編著の完成を得たりといふべし。よつて茲に一言を叙し、廣く之を江湖に薦むと云爾。

昭和十七年七月

宮地直一

緒言

一、本書は神祇事項に對する國民の理解を深化向上せしむると共に、神祇祭祀と國民生活との融合實踐に資せんとする目的の下に編著せるものである。

本書中先づ第一に御閱讀を得度きは、第三編第二章に於ける「皇室の祭祀」である。それは、長くも宮中の祭祀が如何に嚴肅に執り行はせられるか、我國の祭祀が如何に尊い行事であるかを、最も端的に闡明するものであつて、本章によつて祭祀の根本義が、間然するところなく理解せしめられるからである。

二、我が日本帝國が神國であり、我等が神國の民であることは今更言ふまでもないが、我々國民の實生活が果してどの程度にまで、惟神の道に即して居るかを反省して見るとき、遺憾ながら、忸怩たるものが少なくないのである。

我等はつねに日本人の最高の信條として、敬神崇祖の念を肝に銘じてはゐるが、然し敬神といひ、崇祖といひ、それが抽象的な觀念にのみ墮して、その具現實踐に精進することを怠りがちではあるまいか。口に敬神崇祖を叫びながら、その實生活に於て神祇祖宗を祀るところの行が十分でなかつたならば、それは神國日本の眞の國民と稱する資格を持ち得ないのである。本書は以上の意味に於いて、神國の民としての根

本的な必須条件とも言ふべき神祇奉齋事項を闡明して、斯道の爲に寸尺の貢献を試み、あらゆる人々のために我が神國の國民的責務に遺憾なからんことを希ふものである。

三、特に附記して猛省を促さんとするものは、各種の宗教關係者中、往々敬神行事を顧みざる不心得の向もこれあるやに聞き及ぶことに關してである。佛敎關係者にしても、キリスト敎關係者にしても或はその他の宗教關係者にしても、日本帝國國民たる限り、各々の家庭に帝國の神祇を祀り、定むるところの國式の神拜作法に依つて實行のつとめを果すべきである。然るに自己關係の宗教宣傳に障害を來すものと考へ如上の國民的行事を忌避する者ありとすれば由々しき問題である。それは自己の巧利的立場から非國民的生活をなす者と言はざるを得ない。若し現在宗教關係者に斯くの如き非國民的態度ありとすれば、それ等の宗教關係者に對して十分なる警告を發せねばならぬ。申すまでもなく國家の認めてゐる宗教ならば、如何なる宗教に關係するとも自由ではあるが、國民の神祇崇敬に弊害あらしめざることを前提とすべきである。寧ろ宗教關係者は一般國民の先頭に立つて大いに神祇奉齋に精進し、我が惟神道の昂揚につとめ、その恩顧の下に自己所屬の宗教宣布に携はるべきものである。一般國民もまた神祇尊崇と理念宗教との關係を混合せず、正鵠なる見解を持し以て皇國臣民としての精神鍊成に邁進すべきである。

昭和十七年四月

神祇學會 主幹 矢部 善三 識

## 凡例

- 一、本書は、一般敬神の人々に提供せんとするものであることは勿論であるが、主として、國民學校、青年學校、各中等學校、市町村公衙、各種團體等に於ける敬神行事の指針書たらしめんことを期せるものである。
- 一、本書に所載の資料は出來得る限り正確を期するために、斯道諸大家の所説を引用或は轉載したものであつて、極力理論を避けて實際的ならしめることに努めた。所説引用を添ふしたる諸先生各位に甚深の敬意を表すると同時に、特に神拜作法については國學院大學講師大塚承一、同金光愷爾兩先生の御著書に依るところ多かりしことを特記し、深く感謝の意を表する次第である。

- 一、本書は、曩に「神祇に關する制度作法解説」と題して發表したものと絶版となつたのを機會に、時運の進展に適合するやう改訂し、大増補を施して完成したものである。

神祇に關する制度作法事典 目次

第一編 神國の意義

序 説	二
第一章 立國の洪範	六
第一節 天祖の神勅	六
第二節 神武天皇・天業恢弘の詔	七
第三節 神武天皇・帝都經營の詔	八
第四節 神武天皇・天神郊祀の詔	九
第五節 百寮をして參拜せしむるの詔	九
第六節 先づ祭りて後に議る	九
第七節 先づ神事後に他事	一〇
第八節 明治維新の御誓祭	一〇
第一項 御祭文	一〇
第二項 五箇條の御誓文	一一
第三項 奉答文	一一

目次

第四項 御宸翰

第五項 御布達	一一
第九節 神祇御鎮祭の詔	一三
第十節 大教宣布の詔	一三
第十一節 宮中神殿奉安の詔	一四
第十二節 三條の教憲	一四
第十三節 憲法發布の御告文	一五
第十四節 憲法發布の勅語	一五
第十五節 教育に關する勅語	一六
第十六節 戊申詔書	一七
第十七節 國民精神作興の詔	一七
第十八節 今上天皇・朝見式勅語	一八
第十九節 今上天皇・御即位式勅語	一九
第二章 祀典の大道	二〇
第一節 邦家の大典	二〇

一



第二節 政教の基本……………二二

第三節 凡百制度の原由……………二二

第四節 祭祀の道……………二二

第五節 神社祭祀の眼目……………二二

**第二編 神宮及び神社……………二六**

**第一章 神宮……………二六**

第一節 皇大神宮……………二六

第二節 豊受大神宮……………二八

**第二章 宮中三殿……………二九**

第一節 賢所……………二九

第二節 皇靈殿……………三〇

第三節 神殿……………三〇

**第三章 神社……………三〇**

第一節 神社祭祀の原由……………三一

第二節 社格……………三三

第三節 官社と諸社との差違……………三三

第四節 護國神社(舊招魂社)……………三五

第一項 招魂社から護國神社へ……………三五

第二項 護國神社……………三六

第三項 招魂社制度の改善整備に就て……………三七

第四項 護國神社關係勅令並内務省令……………三九

第五項 護國神社例祭、鎮座祭及合祀祭、祭式及祝詞……………四一

第一目 祭式……………四一

第二目 祝詞……………四二

第六項 招魂社制度の改善整備に關する神社局長の通牒……………四九

第七項 護國神社の祭祀に就て……………五九

第八項 内務大臣指定護國神社……………八四

**第三編 祭祀制度……………八五**

**第一章 祭祀令……………八六**

第一節 皇室祭祀令……………八六

第二節 神宮祭祀令……………九一

第三節 官國幣社以下神社祭祀令……………九二

第四節 恒例式……………九四

**第二章 皇室の祭祀……………九五**

第一節 總説(御範圍・御沿革・御制度・祭所・御趣旨)……………九五

第二節 年中諸祭……………九九

第三節 結語……………一〇八

**第三章 神社に於ける公祭祀……………一〇九**

第一節 公祭祀の祭式上の種類……………一〇九

第一項 大祭式……………一一九

第二項 中祭式……………一二四

第三項 小祭式……………一二五

第二節 遙拜式と大祓式……………一二五

第一項 遙拜次第……………一二五

第二項 大祓次第……………一二六

第三節 公祭祀の名義……………一二七

第一項 大祭……………一二七

第一目 新年祭解義……………一二七

第二目 新嘗祭解義……………一二八

第三目 例祭解義……………一三〇

第四目 遷座祭解義……………一三一

第五目 臨時奉幣祭解義……………一三四

第六目 大嘗祭當日祭解義……………一三四

第七目 靖國神社合祀祭解義……………一三四

第二項 中祭……………一三四

第一目 歳旦祭解義……………一三四

第二目 元始祭解義……………一三五

第三目 紀元節祭解義……………一三五

第四目 天長節祭解義……………一三五

第五目 明治節祭解義……………一三七

第六目 即位禮當日祭解義……………一三八

第七目 大婚滿二十五年祝儀當日祭……………一三八

第八目 立太子禮當日祭解義……………一三九

第九目 皇太子結婚祭當日祭……………一三九

第十目 神社に特別の中緒ある祭祀解義……………一四〇

第三項 小祭……………一四〇

第四節 遙拜式と恒例式の名義……………一四〇

第一項 遙拜式……………一四〇

第二項 遙拜の意義……………一四〇

第三項 春季皇靈祭……………一四〇

第四項 神武天皇祭……………一四二

第五項 秋季皇靈祭……………一四二

第六項 神嘗祭……………一四二

第七項 大正天皇祭……………一四三

第二項 大 祓……………一四三

第一項 大祓の意義……………一四三

第二項 祓と神道……………一四四

第三項 形 代(人形)……………一四五

第四項 大祓詞……………一四五

第五節 祝祭日と四大節……………一四六

第一項 國祭日……………一四六

第二項 祝祭日……………一四七

第三項 新年節……………一四八

第四項 四大節と新年の諸御儀……………一五〇

第一項 四大節の意義……………一五〇

第二項 四方拜……………一五一

第三項 拜 賀……………一五一

第四目 元始祭……………一五二

第五目 政 始……………一五二

第六目 新年宴會……………一五三

第四編 神社及び祭祀

第一章 神 社

第一節 神社とは何ぞ……………一五四

第一項 國家と神社……………一五四

第二項 地方自治團體と神社……………一五五

第三項 神社の公的方面……………一五七

第四項 神社の私的方面……………一五八

第五項 神社の定義……………一六〇

第六項 神社明細帳……………一六一

第二章 祭 祀……………一六二

第一節 祭祀とは何ぞ……………一六二

第一項 國家と祭祀……………一六二

第二項 祭祀と何ぞ……………一六三

第三項 祭祀令の意義……………一六四

第三章 祭 日

第一節 祭祀と祭日……………一六六

第二節 祈年新嘗の祭日……………一六七

第三節 例祭の祭日……………一六八

第一項 官社の例祭日……………一六九

第二項 諸社の例祭日……………一六九

第四節 祭日の變更……………一七〇

第四章 祭祀執行者及び關係者

第一節 神官神職及び雇員……………一七一

第二節 幣帛供進使……………一七二

第三節 幣帛供進使隨員……………一七二

第四節 鎮座地の官公吏又は名譽職等……………一七三

第五節 氏子崇敬者總代其他……………一七三

第六節 參列及び拜禮……………一七四

第五編 神饌幣帛とその供進

第一章 神 饌……………一七六

第二章 幣 帛

第一節 幣帛の意義……………一八九

第二節 幣帛と祭祀……………一九〇

第三節 制度上の幣帛……………一九〇

參考・五色絶……………一九一

第一項 座と社……………一九三

第三章 官幣と國幣

第一節 官幣と國幣の意義及び沿革……………一九五

第二節 幣帛料金額……………一九七

第一項 皇室の御奉納……………一九七

第二項 國庫の奉幣……………一九九

第三節 四祭奉幣の意義と標準……………二〇〇

第四章 地方團體の奉幣

- 第一節 府縣社以下神社に對する公的待遇……………二〇一
- 第二節 地方幣の意義……………二〇三
- 第三節 地方幣奉納の根基……………二〇五
- 第四節 地方幣供進の立法精神……………二〇八
- 第五節 地方幣供進の範圍……………二一〇
- 第六節 地方幣の量額……………二一一
- 第七節 制度外の地方幣……………二一二
- 第一項 地方團體の臨時奉幣……………二二三
- 第二項 他地方の神社に對する奉幣……………二二三
- 第三項 官國幣社に對する奉幣……………二二三
- 第四項 大嘗祭當日の奉幣……………二二四

第六編 公費供進

- 第一章 供進金……………二二六
- 第一節 奉幣料と供進金……………二二六

第二章 供進金制度の意義

- 第一節 官國幣社の經濟的保證……………二一九
  - 第二節 現行國庫供進金制度……………二二〇
  - 第三節 國庫負擔の實情……………二二二
- 第三章 地方團體の供進……………二二六
- 第一節 諸社經營の一般事情……………二二六
  - 第二節 地方團體供進の根據……………二二七
  - 第三節 寄附若くは補助及供進……………二二八
  - 第四節 公費供進の範圍……………二二九
  - 第五節 地方團體供進の實情……………二三〇

第七編 幣帛供進使

- 第一章 勅命奉行……………二三〇
- 第一節 勅使……………二三〇

第二章 勅祭社

- 第一節 供進使の意義……………二四三
- 第二節 供進使の任務……………二四四
- 第三節 供進使の代理者……………二四五
- 第四節 供進使の行進と警衛……………二四六
- 第五節 供進使隨員と其の任務……………二四七
- 第六節 大喪中の供進使……………二四八

第二章 官社供進使

- 第一節 官國幣社供進使の沿革……………二五〇
- 第二節 供進使たるべき官吏……………二五二
- 第三節 供進使たるべき代理官……………二五三

第四章 諸社供進使

- 第一節 供進使たるべき官公吏……………二五四
- 第二節 供進使事務の委任……………二五五

第八章 幣帛供進使の服制

- 第一章 祭祀用服制……………二五八
- 第一節 祭服の意義及び沿革……………二五八
- 第二節 現行服制……………二五九
- 第三節 現制の適用例……………二六二
- 第四節 制服の意義……………二六四
- 制服及び調度圖版八頁挿入……………

第二章 着用次第一班

- 第一節 禮と祭儀……………二七四
- 第二節 禮の意義と實踐の目標……………二七四
- 第三節 神祇祭祀上の要綱……………二七七
- 第四節 容儀……………二七九
- 第五節 神社祭式……………二八二

第九章 神社祭式と幣帛供進使及び隨員の行事作法

- 第一節 禮と祭儀……………二七四
- 第二節 禮の意義と實踐の目標……………二七四
- 第三節 神祇祭祀上の要綱……………二七七
- 第四節 容儀……………二七九
- 第五節 神社祭式……………二八二

第一章 制度と沿革……………二六二

第二章 祭式通義……………二八五

第一節 祭場……………二八五

第一項 祭場の座位……………二八五

第二項 正中と其の次座……………二八五

第三項 左面右面・左側右側……………二八六

第二項 供進使の座席一例……………二八八

第二節 作法要目……………二八八

作法圖八頁挿入……………二九三

参考・再拜拍手二の場合の一拜……………二九三

第三節 祭員の役名と其の任務……………三〇六

第一項 祭員の上首……………三〇六

第二項 神饌關係……………三〇八

第三項 諸役……………三〇九

第四項 進行關係……………三二〇

第五項 奏樂關係……………三二一

第六項 祓式所役……………三三二

第三章 行事作法……………三三三

第一節 幣帛供進使及び隨員と其の行事作法……………三三三

第二節 幣帛供進使の參向すべき府縣社以下神社の大祭式次第要約……………三三四

第四章 式次第と行事作法義解……………三三六

第一節 參向準備……………三三六

第一項 神饌料の交付……………三三六

第二項 御幣物の調製と點檢……………三三七

第三項 祭儀の打合せ……………三三九

第二節 齋戒……………三三〇

第一項 齋戒の意義及び古制……………三三〇

第二項 現行齋戒制度……………三三三

第三項 齋戒の奉行……………三三三

第三節 裝束着用……………三三四

第四節 參進……………三三五

第五節 手水の儀……………三三六

第六節 祝所……………三三七

第七節 修祓……………三三八

第八節 祭場所定の座……………三三五

第九節 御幣物辛櫃を置くべき位置……………三三五

第十節 祭典開始……………三三六

第十一節 開扉……………三三七

第十二節 神饌供奠……………三三八

第十三節 齋主祝詞奏上……………三三九

第十四節 御幣物奉獻……………三三九

第一項 隨員の行事……………三四〇

第一日 隨員二名の場合……………三四一

第二日 隨員一名の場合……………三四二

第二項 齋主の御幣物奉獻……………三四三

第十五節 祝詞奏上……………三四四

第一項 祝詞の持ち方……………三四四

第二項 祝詞の受授……………三四四

第一日 隨員より供進使へ……………三四四

第二日 供進使より隨員へ……………三四五

第三項 祝詞奏上の仕方……………三四六

第一日 祝詞の展卷……………三四六

第二日 奏上の仕方……………三四七

第四項 祝詞奏上の作法……………三四八

第一日 隨員の作法(其の一)……………三四九

第二日 隨員の作法(其の二)……………三五〇

第三日 供進使の作法……………三五二

第十六節 玉串奉奠……………三五三

第一項 玉串の名義……………三五三

第二項 奉奠鋪設義解……………三五四

第三項 玉串奉奠の作法……………三五六

第四項 隨員の作法……………三五八

第五項 供進使の作法……………三六〇

第一日 玉串案と拜座とが相當隔つて居る場合……………三六〇

第二日 玉串案と拜座とが近接して居る場合……………三六一

第十七節 隨員拜禮……………三六三

第十八節 齋主祭員の拜禮……………三六六

第十九節 參列者拜禮……………三六六

第二十節 幣饗の撤下其他……………三六七  
 第二十一節 祭儀終了……………三六七  
 第二十二節 各退下……………三六七

第十編 祝詞……………三六九

第一章 祭祀と祝詞……………三七〇

第一節 祝詞の意義……………三七〇  
 第二節 祝詞と其の作製……………三七一  
 第三節 國定祝詞の意義……………三七二  
 第四節 祭祀に於る祝詞の地位……………三七三

第二章 神社祭式の祝詞……………三七四

第一節 官國幣社祝詞……………三七四  
 新年祭宮司祝詞……………三七四  
 新年祭幣帛供進使祝詞……………三七五  
 新嘗祭宮司祝詞……………三七五  
 新嘗祭幣帛供進使祝詞……………三七六  
 例祭宮司祝詞……………三七七

例祭幣帛供進使祝詞……………三七七  
 本殿遷座假殿祭地方長官祝詞……………三七八  
 本殿遷座本殿祭地方長官祝詞(一)……………三七八  
 本殿遷座本殿祭宮司祝詞……………三七九  
 本殿遷座本殿祭地方長官祝詞(二)……………三七九  
 假殿遷座本殿祭地方長官祝詞……………三七八  
 假殿遷座假殿祭宮司祝詞……………三七八  
 歲旦祭祝詞……………三七八  
 元始祭祝詞……………三七八  
 紀元節祭祝詞……………三七八  
 天長節祭祝詞……………三七八  
 明治節祭祝詞……………三七八  
 第二節 府縣社以下神社祝詞……………三七八  
 假殿遷座本殿祭祝詞……………三七八  
 假殿遷座假殿祭祝詞……………三七八  
 本殿遷座假殿祭祝詞……………三七八  
 本殿遷座本殿祭祝詞……………三七八  
 歲旦祭祝詞……………三七八  
 元始祭祝詞……………三七八

第三章 祝詞義解……………三八九

第一節 祝詞義解……………三八九  
 第一項 祝詞……………三八九  
 第二項 祝詞の語義……………三八九  
 第三項 祝詞の通意……………三九一  
 第二節 新年祭祝詞義……………三九二  
 第一項 新年祭祝詞……………三九二  
 第二項 祝詞の語義……………三九三  
 第三項 祝詞の通意……………三九八  
 第三節 新年祭幣帛供進使祝詞義……………三九八  
 第一項 新年祭幣帛供進使祝詞……………三九八  
 第二項 祝詞の語義……………三九九  
 第三項 祝詞の通意……………四〇〇  
 第四節 新嘗祭祝詞義……………四〇〇  
 第一項 新嘗祭祝詞……………四〇〇

紀元節祭祝詞……………三八六  
 天長節祭祝詞……………三八七  
 明治節祭祝詞……………三八八

第四章 御告文と御祭文……………四三三

第二項 祝詞の語義……………四〇一  
 第三項 祝詞の通意……………四〇三  
 第五節 新嘗祭幣帛供進使祝詞義……………四〇三  
 第一項 新嘗祭幣帛供進使祝詞……………四〇三  
 第二項 祝詞の語義……………四〇四  
 第三項 祝詞の通意……………四〇四  
 第六節 例祭祝詞義……………四〇五  
 第一項 例祭祝詞……………四〇五  
 第二項 祝詞の語義……………四〇六  
 第三項 祝詞の通意……………四〇六  
 第七節 例祭幣帛供進使祝詞義……………四〇七  
 第一項 祝詞の語義……………四〇七  
 第八節 大祝詞義……………四〇八  
 第一項 大祝詞……………四〇八  
 第二項 大祝詞の語義……………四〇八  
 第三項 大祝詞の通意……………四〇八  
 第四項 祝詞と大祝詞との根本的相違點及び世上流布の大祝詞……………四〇九

第一節 宣命……………四三三  
 第二節 御告文……………四三三  
 御親祭……………四三四  
 第三節 御祭文……………四三四

**第十一編 忌服と除服**……………四五六

**第一章 觸穢**……………四五六

第一節 齋戒と觸穢……………四五六  
 第二節 神職と葬儀……………四三七  
 第三節 混穢廢止……………四三八

**第二章 忌服と除服**……………四三九

第一節 喪と服……………四三九  
 第二節 現行忌服制度……………四三九  
 第三節 神事禁忌と現行法規……………四四二  
 第四節 大喪と祭祀職員……………四四二  
 第五節 除服……………四四三

**第十二編 氏神と氏子**……………四四五

**第一章 氏神と氏子**……………四四六

第一節 産土の神……………四四六  
 第二節 氏神……………四四七  
 第三節 産子と氏子……………四四九

**第二章 氏子制度**……………四四九

第一節 氏子の定義……………四四九  
 第二節 氏子區域……………四五〇  
 第三節 氏子の権利義務……………四五二

**第三章 氏子總代**……………四五三

第一節 氏子總代……………四五三  
 第一項 總代人の選舉……………四五三  
 第二項 總代人の員數と任期……………四五四  
 第三項 總代人の權限……………四五四  
 第二節 官國幣社と氏子……………四五五

第三節 崇敬者と其の總代……………四五五

**第十三編 私祭祀〔特殊祭儀〕**……………四五七

**第一章 私祭祀の意義**……………四五八

**第二章 神社に於ける私祭祀**……………四六〇

第一節 定例祭儀……………四六一

第一項 日供・日拜……………四六一

第二項 お三日……………四六一

第三項 月次祭(緣日)……………四六一

第二節 私祭祀と其の名目……………四六三

第一項 例祭に拘はる諸儀……………四六三

第二項 天に拘はる諸儀……………四六四

第三項 敵の儀……………四六五

第四項 現身に拘はる諸儀……………四六五

第五項 倫常に拘はる諸儀……………四六五

第六項 家庭に關する諸儀……………四六五

第七項 農耕殖産の諸祭……………四六六

第八項 獵漁の祭……………四六六

第九項 水運の諸儀……………四六六

第一〇項 諸業祖神の祭儀……………四六六

第一項 土木建築の諸祭……………四六七

第二項 學藝の諸祭……………四六七

第三項 禁厭祓除の諸祭……………四六七

第一四項 その他の諸祭……………四六八

**第三章 民間祭祀の意義**……………四六八

第一節 民間祭祀II家庭祭祀……………四六八

第二節 家庭と神棚……………四七〇

第三節 事務所や商館や工場等と神棚……………四七三

第四節 官公衙や學校等の實例……………四七三

第五節 敬神と彌榮……………四七四

**第四章 奉安と其の神々**……………四七五

第一節 神棚奉安の原由……………四七五

第二節 大神宮の棚……………四七七

第三節 奉齋の神々……………四七八

第四節 奉齋神の座位……………四八三

第五節 奉安の神體……………四八三

第五章 奉安の鋪設……………四八六

第一節 小祀又は祭壇……………四八六

第二節 棚と棚板……………四八七

第三節 棚の高さと廣さ……………四八八

第四節 奉安の場處……………四八九

第五節 奉安と方位……………四八九

第六章 奉安のお宮……………四九〇

第一節 神棚のお宮……………四九〇

第一項 神明造り……………四九一

第二項 片屋根……………四九一

第三項 箱宮……………四九一

第四項 厨子……………四九二

第五項 札 笥……………四九二

第六項 其他のお宮……………四九二

第二節 荒神棚……………四九三

第七章 奉齋の調度……………四九五

第一節 所用品の大要……………四九五

第一項 床の間等の祭壇……………四九五

第二項 棚上における飾り方例……………四九七

第三項 通例の神棚……………四九八

第二節 調度の名義……………四九九

第一項 櫛と櫛立て……………五〇〇

第二項 燈明具……………五〇〇

第三項 火 鑽……………五〇一

第四項 土器類……………五〇一

第一目 瓶子……………五〇一

第二目 水器……………五〇一

第三目 お 盤……………五〇三

第八章 お供物……………五〇三

第一節 初穂と日供と式日供……………五〇四

第一項 初 穂……………五〇四

供物の圖例……………五〇五

第二項 日 供……………五〇六

第三項 式日供饌……………五〇七

第二節 お供物の古傳一般……………五〇八

第九章 拜み方……………五二〇

第十章 禁忌其他……………五二一

第一節 神棚と喪中……………五二一

第二節 神棚と日取り年廻り……………五二二

第三節 古いお宮やお札や不用品の處分など……………五二三

第十一章 祖靈祭……………五二五

第一節 祖靈祭の意義……………五二五

第二節 祖靈祝祭の行實……………五二七

第三節 靈 櫃……………五二八

第四節 改め祭の場合……………五二九

第五節 忌明けと年忌……………五三〇

第六節 葬祭の諸儀……………五三一

第一項 葬 祭……………五三二

第二項 靈 祭……………五三三

第十四編 主なる祭神の事歴……………五三五

第一章 皇統の祖神……………五三六

第二章 天神地祇……………五三〇

第三章 天 皇……………五六一

第四章 皇 族……………五七〇

第五章 皇 臣……………五七六

第十五編 神社の建築……………五九三

第一節 序 説……………五九四

第二節 大社造……………五九五

第三節 神明造……………五九七

第四節 住吉造……………五九八

第五節 春日造……………五九九

第六節 流 造……………五九九



神國の意義

目次

第七節 八幡造	六〇一	神道大成教	六〇七
第八節 其の他の形式	六〇二	神道神習教	六〇八
第九節 結語	六〇四	神道御嶽教	六〇九
第十節 鳥居に就いて	六〇五	神道鏡教	六一〇
社殿及鳥居の圖板二頁	六〇八	神道神理教	六一一
鳥居の説	六一〇	金光教	六一二
		天理教	六一三
<b>第十六編 教派神道の大要</b>	六一二	<b>別編 神宮及官國幣社一覽</b>	六三九
第一節 神社神道と教派神通	六一二	神宮	六四二
第二節 明治神道の概観	六一四	官幣大社	六四五
第三節 神道十三教派要義	六一八	國幣大社	六五一
第一項 神道教派要目	六一八	官幣中社	六五一
第二項 各派要義	六一九	國幣中社	六五三
神道大教	六一九	官幣小社	六五七
神道黒住教	六二一	國幣小社	六五八
神道修成派	六二三	別格官幣社	六六一
神道大社教	六二三		
神道扶桑教	六二五		
神道實行教	六二六		
		<b>附録 主要事項索引</b>	六六五



序 説

神皇正統記の開卷第一に、「大日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。我國のみ此の事有り、異朝に其の類無し。」と、喝破せられてある。洵に然り。日本の國に産び生された事の慶びを知る程の者ならば、誰しも此の北畠親房卿の一大道破を確信してゐるが、然らば之れが確信を實體的に立證せよとなると、實は、容易なやうでゐて而も存外に容易な問題ではない。そこでは、單なる史的詮索の羅列や、抽象的觀念の推論は容れない。それらのものも或る程度までは要求されてよいが、併しそれは「神國日本」を把握する爲めの一つの方法でしか有り得ない。究極の目的を掴むための一つの方法でしかない。

元來、日本を「神國」といふやうになつたのは、日本人自らが言ひ出したのではなくて、その初めは、韓國が日本を美稱したのに由來すると言はれて居るが、それは恰も「神道」なる語が、佛教や儒教等の外來教が入つて來てから生れたと同じである。他國との交渉接觸によつて、自然に表現された「自己」であつたのである。おのづからなる個性の表明が、他に對して初めて「神國」なる呼び方をしたのである。素より「神國」や「神道」が、外部との對立接觸によつて、初めて發生したのでも初めて發見されたのでもない。天地と偕に在

るところの「神國」や「神道」であるけれども、まだ些しも大雑物の無かつた時代では、さうした言葉の必要がなかつたのである。わざ／＼さうした言葉をしなくても、在るがまゝに、そのまゝに、おのづから「神國」であり「神道」であつたのである。本來具有の「神國」や「神道」が、他に對して論らはれた迄である。然らば本來如何に具有されて居るのであらうか。

こゝで試みに先づ先哲の言に訊いて見やう。

平田篤胤翁は「さて世間の人が、誰も／＼此の國をさして、神國々々と云ひ、また我々は神の御末ぢやなど言ひますが、實に是れは世間の人の申す通りに違ひ無いことで、我が御國は天ツ神の殊なる御恵みに依て、神の御生みなされし、萬の外國等とは、天地懸隔な違ひで、引比べにはならぬ結構な有難い國で、尤も神國に相違なく、又我々賤の男しづのめに至るまでも、神の御末に違ひ無いでござる。では有れども惜いことには、其の神國、また神の御末なる所以の本を知らんで居る人が多いでござる。夫れでは一向むちやくちやで、折角神國に生れて、神の御末ぢやといふも詮もないと申すものでござる。更に神國とも神の御末とも知らず、そんな志もなく、謂ゆる空々寂々とやらで居る人は、そりや爲方がなければ、かりそめにも神の有難いいはれを聞かうとて、此のやうに御入來あると云ふは、既に志の有るといふものでござる。……先づ其の濫觴を申さば、萬國を御開闢なされたるも、皆神世の尊き神々にて、其の神たち、悉く此の御國に御出來なされたる事なれば、則ち御國は神の御本國なること故に、神國と稱すは實に宇宙舉ての公論なること、更に論なきこ

と云々と云ひ、また本居宣長翁は「まづ神國といふ事は、もと皇國にていひ初めたる事にてなく、韓國より申せるなれども、實にふさはしき國號にて、其は皇國は萬國の祖國にて、其の初めを神の生なし、つくり固め賜ひて、其に異なる故よしあるによりて、神の御まもりもつよく、萬國に勝れて、其の奇異き御所爲の、西戎國までに及びて、灼然かりしゆゑ、かくまをせるなり。」云々と云つて居る。

尤も一方には、伊勢貞丈翁のやうに「吾國上古の書に日本を神國と稱する事なし。但、日本書紀神功紀に、(新羅國王が)東ニ神國有り、日本ト謂フと見えたり。此の神國の神の字は、新羅國王、日本を尊びて褒美したる詞にて、神祇、神道等の、神の字とは、意味異なる也。抑々日本に神國と云ふ稱あるを、新羅に傳へ聞きて神國といひたるには非ず。神妙、神仙などの神に同じき美稱なり。……支那にて其の國をほめて神州と云ふ。何れの國にても其の國をほめて神州とも神國ともいふべし」とあつて、單に美稱としか見ない者も、古來有るには有るが、國の本質を神國と確信せしめらるゝ觀點に立てば、左様な比較上の優劣問題ではない。なるほど、自らの國または民族を尊貴第一とする傳説は、世界何れの地でも聞く事ができるが、事實の立證が之に伴はねば肯定し得ない。問題の核心は茲に有るのである。

考へ方としては、本居、平田兩大人の言葉を尙少し演繹して、神國とは、神の産みませる國(生理的産出の意味ではなく、産靈所生の意)とも、神の保ち鎮まり給ふ國とも、神の肇き治します國とも、神と神の御裔の齋く國とも、その他色んな角度から探求されるであらうが、之れを要するに根本的には、神々の實在の確信である。神祇の實在、同時に靈の實在を把握し、之れを確信するところから總ての視野が發生し、すべての問題が其處に歸結しなければ、神國日本の眞の姿は實現しないと斷言してよい。決して學問的追及を回避する意味ではないが、而も學問的論求だけを以てしては到底掴み得ない世界になつて来る。神國日本の立證が、實に容易な問題でない所以が此處にある。

本編收むるところの各節は、只管之れが立證を志すものであり、日本が神國である事の眼目を直指するものであるが、そは皆偏へに、神の實在に對する確信と、神の御裔たることの自覺とを前提としてのみ、點睛し得る文字である。

これは單に本編のみでなく、本書を形成する諸ゆる神社關係の法規、施設、儀式等の悉くは、神祇の實在と其の派生といふことを現則として出發し、且つまた悉く其處に歸納されるのであるから、もし此の要點を看過し或ひは輕視しては、神社に關する事項は普に其の一小項目といへども、瞭解し能はぬであらう。即ち世の一流の宗教者流の態度の如く、施設や儀式を、衆生濟度の方便とか能化導入の便宜とかで壯嚴するものでなく、歴史に、國土に、社殿に、儀式に、直ちに神を見奉り、神の御末を體認するのである。そこにのみ初めて神國日本が顯彰され、御裔我等の祖國があることを、先づ強調しておく次第である。

### 第一編 神國の意義

#### 第一章 立國の洪範

##### 第一節 天祖の神勅

天照大御神の命以ちて、豐葦原之千秋之長五百秋之水穗國は、我が御子、正勝吾勝勝連日天忍穗耳命の御知國と、言因し賜ひて、天降したまひき。……爾に天照大御神、高木神の命以ちて、太子、正勝吾勝勝連日天忍穗耳命に詔りたまはく、今、葦原ノ中ツ國、平け訖へぬと白す。故れ言依し賜へりし隨に、降りまして、知看せとのりたまひき。こゝに其の太子、正勝吾勝勝連日天忍穗耳命の告白したまはく、僕は降りなむ裝束せし間に、子生出ましつ。名は、天通岐志國通岐志天津日高日子番能邇邇藝命、此の御子を、降すべしとまをしたまひき。此の御子は、高木神の女、萬幡豐秋津師比賣命に御合まして、生みませる子、天火明ノ命、次、日子番能邇邇藝命にます。こゝを以て、白したまふ隨に、日子番能邇邇藝命に、詔科せて、此の豐葦原之水穗國は、汝、知らさむ國なりと言依し賜ひき。故れ命の隨に、天降りますべしと、のりたまひき。こゝに、日子番能邇邇藝命、天降りまさむとする時に。……其の遠岐斯、八尺勾地、鏡、及、草那藝劍、亦、常世思金ノ神、手力男ノ神、天石門別ノ神を副賜ひて、詔りたまへらくは、これの鏡は、專、我が御魂として、吾が前

を拜くが如、伊都岐奉りたまへ。次に、思金ノ神は、御前の事を取持ちて、爲政たまへとのりたまひき。(古

事記)

故れ天照大御神、乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に、八坂瓊曲玉及び八咫鏡、草薙劍、三種の寶物を賜ふ。また中臣の上祖天兒屋ノ命、忌部の上祖太玉ノ命、猿女の上祖天鋳女ノ命、鏡作りの上祖石凝姥ノ命、玉作りの上祖玉屋ノ命、すべて五部神を以て配へ侍らしむ。因つて皇孫に勅してのたまはく、葦原の千五百秋の瑞穂國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり、宜しく爾皇孫就いて治しめせ、行矣、寶祚の隆えまさんこと、まさか天壤と窮無かるべしとのりたまひき。(日本書紀)

高皇產靈尊、因りて勅して曰く、吾は則ち天津神籬及び天津磐境を起し樹て、まさか吾孫の爲めに齋ひ奉らん、汝、天兒屋命、太玉ノ命、宜しく天津神籬を持ちて、葦原ノ中ツ國に降りて、亦吾孫の爲めに齋ひ奉れ。乃ち二神を使はして、天忍穗耳命に陪從へて以て降す。是の時に、天照大御神、手に、寶鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて祝きてのたまはく、吾が見、此の寶鏡を視まさむこと、まさか吾を視るが如くすべし、與に床を同じくし、殿を共にして、以て齋鏡と爲すべし。また、天兒屋ノ命、太玉ノ命に勅すらく、惟くは爾二神亦同じく殿の内に侍ひて、善く防ぎ護ることを爲せ、又勅してのたまはく、吾が高天原に御す齋庭の穂を以て、亦吾兒に御さすべし。(日本書紀)

##### 第二節 神武天皇・天業恢弘の詔

昔、我が天神、高皇產靈尊、大日靈尊（天照大神）、此の豐葦原ノ瑞穂ノ國を擧げて、我が天祖彦火瓊杵尊に授けたまへり。こゝに彦火瓊杵尊、天國を開きて、雲路を披け、新仙躰て戻止ます。是の時に運鴻荒に屬ひ、時、草昧に鐘れり。故れ家して以て正きを養ひ、此の西偏を治らす。皇祖皇考、乃ち神乃ち聖にましまして、歳を積み碑を重ねたまひ、多に年を歴たり。而して遼遠之國、猶未だ王澤に霑はず、遂に邑に君有り、村に長有り、各自ら鞭を分ちて用つて相凌ぎ讎はしむ。抑又塩土老翁に聞きしに曰く、東に美地有り、青山四に周れり。……余謂ふに、彼地は必ず當に以て天業を恢弘べて、天下に光宅るに足りぬべし、蓋し六合の中心か。……何ぞ就きて都づくらざらめや。（日本書紀）

第三節 神武天皇・帝都經營の詔

我れ東を征ちしより茲に六年になりぬ。皇天の威を頼りて、凶徒就戮れぬ。邊土いまだ清まらず、餘りの妖ひ尙ほ極しと雖も、中洲の地に復た風塵無し。誠に宜しく皇都を恢廓め、大壯を規摹るべし。而して今、運（此の）屯蒙に屬ひ、民心朴素なり。……夫れ大人の制を立つ、義必ず時に隨ふ。苟くも民に利有らば、何ぞ聖造に妨はむ。且た當に山林を披き拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授けたまふ。徳に答へ、下は則ち皇孫正を養ひたまふ。心を弘めむ。然して後に、六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可からずや。（日本書紀）

第四節 神武天皇・天神郊祀の詔

四年春二月の壬の戌の朔甲申（二十三日）。詔したまはく、我が皇祖の靈、天より降り鑿りて、朕が身を光し助けたまへり。今諸の虜已に平け、海内無事なり。以て天神を郊祀て、大孝を申べたまふべきものなり。乃ち靈時を鳥見山の中に立つ。……用つて皇祖の天神を祭りたまふ。（日本書紀）

第五節 百寮をして拜祭せしむるの詔

十五年、春二月ノ戊の子（九日）詔したまはく、朕れ聞之、曩者我が皇祖の天皇等の世を宰めたまへるや、天に踰り地に踏して、教く神祇を禮ひ、周く山川を祠りて、幽かに乾坤に通はす。是を以て陰陽開き和らぎて、造化ること共に調ふ。今朕が世に當りて神祇を祭祀ふこと豈怠ること有らむや。故れ群臣爲めに心を竭して宜しく神祇を拜むべし。甲ノ午（十五日）、皇太子また大臣たち、百寮を率ゐて、神祇を祭ひ拜みたまふ。（日本書紀、推古紀）

第六節 先づ祭りて後に議る

大化ノ元年秋七月ノ戊ノ寅（十二日）、天皇、阿倍ノ倉梯萬侶ノ大君、蘇我ノ石川萬侶ノ大君に詔したまはく、上古の聖君のみ跡に遵ひて天下を治むべし。またまさに信を有て天下を治むべし。巳の卯（十

三日、天皇、阿倍ノ倉梯萬倍ノ大臣、蘇我ノ石川萬倍ノ大臣に詔したまはく、大夫と百ノ伴ノ造等とに、悦びを以つて民を使ふの路を廣く問ふべし。庚辰（十四日）、蘇我ノ石川萬倍ノ大臣、奏して曰さく、先づ以ちて神、祇を祭ひ鎮め、然る後に政事を議るべし。是の日、倭の漢ノ直比羅夫を尾張ノ國に、忌部ノ首子麻呂を美濃ノ國に遣はして、神に供ふるの幣を課せしむ。（日本書紀、孝德紀）

第七節 先づ神事後に他事

凡そ内外の諸司、申す所の庶務は、辨官惣へ勘へて大政官に申せ。其の史の讀み申すは皆司の次に依れ。若し數事を申さんには、各、神事を先きにし、神事を申す史は、凶事を申さざれ。（延喜式）凡そ禁中の作法、先づ神事、後に他事、且暮敬神の敬慮、懈怠無し。白地にも、神宮並びに内侍所の方を以ちて、御神と爲したまはず。萬の物、出で来るに隨ひて、必らず先づ臺盤所の櫛に置きて、女官を召して奉つらる。或ひは内侍の如きが併せて之れを奉る。（禁秘抄）吾が朝の尊範、敬神を先とし、萬機の繁務、祭を慎しむに過ぐるはなし。（建曆二年、宣旨）

第八節 明治維新の御誓祭

第一項 御祭文

かけまくも恐き天神地祇の大前に、今年三月十四日を生日の足日と撰定めて禱宜申さく、今より天津神の御

言依の隨に、天下の大政を執行はむとして、親王親臣國々諸侯百寮官人を引居連て、此の神床の大前に誓ひまつらくは、近き頃ほひ邪者の是所彼所に荒び武びて、天下佐夜藝に住夜藝、人の心も平穩ならず、故れ是を以て、天下の諸人等の力を合せ心を一にして、皇我政を輔翼奉り仕へ奉らしめ給へと、請祈申す禮代を横山の如置高成して奉る狀を聞食して、天下の萬民を治め給ひ育て給ひ、谷嶺の狭波なる極み白雲の陸居向伏す限り、逆敵對者は在らしめ給はず、遠祖尊の恩顧蒙りて、無窮に仕へ奉れる人共の今日の誓約に違へる者は、天神地祇忽に刑罰給はむ者ぞと、皇神等の前に誓の吉詞申し給はくと白す。（明治元年三月十四日）

第二項 五箇條の御誓文

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ
  - 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ
  - 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメムコトヲ要ス
  - 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
  - 一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ク振起スベシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲サムトシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ立ントス、衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ。（明治元年三月十四日）

第三項 奉答文

第一章 立國の洪範

勅意宏遠、誠ニ以テ感銘ニ勝ヘズ。今日ノ急務、永世ノ基礎、此ノ外ニ出ツベカラズ。臣等、謹ミテ數言ヲ奉戴シ、死ヲ誓ヒ、唯勉從事、冀クハ以テ宸機ヲ安ジ奉ラン。

總裁 有栖川宮印

公 卿印

諸 侯印

(明治元年三月十四日)

第四項 御宸翰

朕幼弱ヲ以テ、粹カニ大統ヲ紹ギ、爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ、列祖ニ事ヘ奉ランヤト、朝夕恐懼ニ堪ヘザル也、竊ニ考ルニ、中葉朝廷衰ヘテヨリ、武家權ヲ專ラニシ、表ハ朝廷ヲ推尊シテ、實ハ敬シテ是ヲ遠ケ、億兆ノ父母トシテ、絶エテ赤子ノ情ヲ知ル事能ハザルヤウ計リナシ、遂ニ億兆ノ君タルモ唯名ノミニ成リ果、其ガ爲ニ今日朝廷ノ尊重ハ、古ニ倍ゼシガ如クニテ朝威ハ倍衰ヘ、上下相離ル、コト霄壤ノ如シ。カ、ル形勢ニテ何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ。今般朝政一新ノ時ニ膺リ、天下億兆、一人モ其處ヲ得ザル時ハ、皆朕ガ罪ナレバ、今日ノ事、朕、自身骨ヲ勞シ、心志ヲ苦メ、艱難ヲ先ニ立、古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹟ヲ履ミ、治蹟ヲ勤メテコソ、始テ天職ヲ奉ジテ億兆ノ君タル所ニ背カザルベシ。往昔、列祖萬機ヲ親ラシ、不臣ノモノアラバ自ラ將トシテ之ヲ征シ玉ヒ、朝廷ノ政、總テ簡易ニシテ、如此尊重ナラザルユヘ、君臣相親シミ上下相愛シ、德澤天下ニ洽ク、國威海外ニ輝キシナリ。然ルニ近來宇内大ニ開ケ、各國四方ニ相雄飛スルノ時ニ當リ

獨リ我國ノミ世界ノ形勢ニ疎ク、舊習ヲ固守シ、一新ノ効ヲ計ラズ。朕徒ラニ九重中ニ安居シ、一日ノ安キヲ偷ミ、百年ノ憂ヲ忘ル、時ハ、遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ、上ハ列聖ヲ辱メ奉リ、下ハ億兆ヲ苦シム事ヲ恐ル、故ニ朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ、列祖ノ御遺業ヲ繼承シ、一身ノ艱難辛苦ヲ問ズ、自ラ四方ヲ經營シ、汝億兆ヲ安撫シ、遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ、國威ヲ四方ニ宣布シ、天下ヲ富岳ノ安キニ置ン事ヲ欲ス。汝億兆舊來ノ陋習ニ慣レ、尊重ノミヲ朝廷ノ事トナシ、神州ノ危急ヲ知ラズ、朕一度足ヲ舉グレバ非常ニ驚キ、種々ノ疑惑ヲ生ジ、萬口紛紜トシテ朕ガ志ヲナサザラシムル時ハ、是朕ヲシテ君タルノ道ヲ失ハシムノミナラズ、從ツテ列祖ノ天下ヲ失ハシムルナリ、汝億兆能ク朕ガ志ヲ體認シ、相率テ私見ヲ去リ、公義ヲ探リ、朕ガ業ヲ助テ、神州ヲ保全シ、列聖ノ神靈ヲ慰シ奉ランメバ、生前ノ幸甚ナラン。(明治元年三月十四日)

第五項 御布告

右御宸翰ノ通、廣ク天下億兆蒼生ヲ思召サセ給フ御仁惠ノ御趣意ニ付、末々ノ者ニ至ル迄テ敬承シ奉リ、心得違無之、國家ノ爲ニ精々其分ヲ盡スベキコト

有栖川總裁宮印

(明治元年三月十四日)

第九節 神祇御鎮祭の詔

朕恭しく惟に、大祖業を創め神明を崇敬し、蒼生を愛撫したまふ。祭政一致、由來する所遠し矣。朕寡弱を

以ちて夙に聖緒を承け、日夜悚惕して、天職の或は虧けむことを懼る。乃ち祇みて天神地祇、八神、暨ひ列皇の神靈を神祇官に鎮祭し、以ちて孝敬を申べ、億兆をして矜式する所有らしめむことを庶幾ふ。(明治三年正月三日)

第十節 大教宣布の詔

朕恭しく惟ふに、天神天祖極を立て、統を垂れ、列皇相承け之を繼ぎ之を述べ、祭政一致、億兆心を同じくし、治教上に明かに、風俗下に美し。而して中世以降、時に汚隆有り道に顯晦有り。治教の治らざる事久し矣。今や天運循環し、百度維新す。宜しく治教を明かにして、以ちて惟神之大道を宣揚すべし。因りて新たに宣教使を命じ、以ちて教を天下に布しむ。汝群臣衆庶、其れ斯の旨を體せよ。(明治三年正月)

第十一節 宮中神殿奉安の詔

朕恭しく惟ふに、神器ハ天祖威靈ノ憑ル所、歴世聖皇ノ奉ジテ以テ天職ヲ治メ給フ所ナリ。今ヤ朕不達ヲ以テ復古ノ運ニ際シ、悉ク鴻緒ヲ承ク。新ニ神殿ヲ造リ、神器ト列聖皇靈トヲココニ奉安シ、仰テ以テ萬機ノ政ヲ視ントス。爾群卿百僚、其れ斯ノ旨ヲ體セヨ。(明治四年九月十四日)

第十二節 三條の教憲

- 第一條 敬神愛國ノ旨ヲ體スベキ事
- 第二條 天理人道ヲ明ニスベキ事
- 第三條 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事

(明治五年四月、教部省)

第十三節 憲法發布の告文

皇朕レ謹ミ畏ミ 皇祖 皇宗ノ神靈ニ詰ゲ白サク、皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ、惟神ノ寶祚ヲ承繼シ、舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ。顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ、宜ク 皇祖 皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ、典憲ヲ成立シ、條章ヲ照示シ、内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ、外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ、永遠ニ遵行セシメ、益 國家ノ不基ヲ鞏固ニシ、八洲民生ノ慶福ヲ増進スベシ。茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス。惟フニ此レ皆 皇祖 皇宗ノ後裔ニ胎シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラズ。而シテ朕ガ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ、洵ニ 皇祖 皇宗及我が 皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラザルハ無シ。皇朕レ仰テ 皇祖 皇宗及 皇考ノ神祇ヲ禱リ、併セテ朕ガ現在及將來ノ臣民ニ率先シ、此ノ憲章ヲ履行シテ憲ラザラムコトヲ誓フ。庶幾クハ、神靈此ヲ鑒ミタマヘ。(明治二十二年二月十一日)

第十四節 憲法發布の勅語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし、朕が祖宗に承くるの大権により、現在及將來の臣民に

對し、此の不磨の大典を宣布す。  
 惟ふに我が祖我が宗は我が臣民祖先の協力輔翼に依り我が帝國を肇造し、以て無窮に垂れたり。此れ我が神聖なる祖宗の威徳と並に臣民の忠實勇武にして、國を愛し、公に殉ひ、以て此の光輝ある國史の成跡を貽したるなり。朕我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し、其の、朕が意を奉戴し朕が事を獎勵し、相與に和衷協同し、益々我が帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を別つに堪ふることを疑はざるなり。(明治二十二年二月十一日)

第十五節 教育に關する勅語

朕惟ふに我が皇祖皇宗、國を肇むること宏遠に、徳を樹つること深厚なり。我が臣民克く忠に、克く孝に、億兆心を一にして世世厥の美を濟せるは、此れ我が國體の精華にして、教育の淵源亦實に此に存す。爾臣民、父母に孝に兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉己れを持し、博愛衆に及ぼし、學を修め業を習ひ、以て智能を啓發し、徳器を成就し、進で公益を廣め、世務を開き、常に國志を重じ、國法に遵ひ、一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。是の如きは、獨り朕が忠良の臣民たるのみならず、又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん。  
 斯の道は、實に我が皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣民の俱に遵守すべき所、之を古今に通じて謬らす、之を中外に施して悖らす。朕、爾臣民と俱に、拳拳服膺して、成其徳を一にせんことを庶幾ふ。(明治二十三年十月三十日)

十日)

第十六節 戊申詔書

朕惟ふに、方今人文日に將み、東西相倚り彼此相濟し、以て其の福利を共にす。朕は爰に益々國交を修め、友義を悌し、列國と與に其の慶に頼らむことを期す。顧みるに、日進の大勢に伴ひ、文明の惠澤を共にせむとする、固より、内、國運の發展に須つ。戦後日尚ほ淺く庶政益々更張を要す。宜しく上下心を一にし、忠實業に服し勤儉産を治め、惟れ信、惟れ義、醇厚俗を成し、華を去り、實に就き、荒怠相誡め、自疆息まざるべし。抑々我が神聖なる祖宗の遺訓と、我が光輝ある國史の成跡とは炳として日星の如し。定に克く恪守し淬礪の誠を輸さば、國運發展の本近く斯に在り。朕は方今の世局に處し我が忠良なる臣民の協翼に倚藉して維新の皇猷を恢弘し、祖宗の威徳を對揚せむことを庶幾ふ。爾臣民共れ克く朕が旨を體せよ。(明治四十一年十月十三日)

第十七節 國民精神作興の詔

朕惟ふに、國家興隆の本は國民精神の剛健にあり。之を流養し、之を振作して以て國本を固くせざるべからず是を以て、帝意を教育に止めさせられ、國體に基き、淵源に遡り、皇祖皇宗の遺訓を掲げて、其の大綱を昭示したまひ、後又臣民に詔して、忠實勤儉を勤め、信義の訓を申ねて、荒怠の誠を垂れたまへり。是れ



皆道徳を尊重して、國民精神を涵養振作する所以の洪謨に非ざるはなし。爾來趨向一定して、効果大に著れ、以て國家の興隆を致せり。朕、即位以來、夙夜政々として常に紹述を思ひしに、俄に災變に遇ひて、憂悚交々至れり。饒近、學術益々開け、人習日に進む。然れども浮華放縱の習漸く萌し、輕佻詭激の風も亦生ず。今に及びて時弊を革めずむば、或は前緒を失墜せんことを恐る。況や今次の災禍甚だ大にして、文化の紹復、國力の振興は、皆國民の精神に俟つをや。是れ實に上下協贊、振作更張の時なり。

振作、更張の途は他なし。先帝の聖訓に恪遵し、其の實効を擧ぐるに在るのみ。宜しく教育の淵源を崇びて、智徳の誠進を努め、綱紀を肅正し、風俗を匡勵し、浮華放縱を斥けて、質實剛健に趨き、輕佻詭激を矯めて、淳厚中正に歸し、人倫を明にして親和を致し、公德を守りて秩序を保ち、責任を重じ、節制を尙び、忠孝義勇の美を揚げ、博愛共存の道篤くし、入りては恭儉勤儉、業に服し産を治め、出ては一己の利害に偏せずして、力を公益世務に竭し、以て國家の興隆と民族の安榮、社會の福祉とを圖るべし。朕は、臣民の協贊に頼りて、彌々國本を固くし、以て大業を恢弘せんことを冀ふ。爾臣民、其れ之を勉めよ。(大正十二年十一月十日)

第十八節 今上天皇・朝見式勅語

朕皇祖祖宗の威靈に頼り、萬世一系の皇位を繼承し、帝國統治の大權を總攬し、以て踐祚の式を行へり。舊章に率由し、先徳を奉修し、祖宗の遺緒を墜す無からむことを庶幾ふ。惟ふに皇祖考欽聖文武の資を以て天業を

恢弘し、内文教を敷き、外武功を耀かし、千載不磨の憲章を垂ち、萬邦無比の國體を築くせり。皇考夙に心を養正に宅き、適志を體明に尙くす。不幸中道にして、聖體の不豫なる、朕儲貳を以て大政を攝す。遽に登遐に遭ひて哀痛極り同し。但し皇位は一日も之を曠すべからず。萬機は一日も之を廢すべからず。哀を衝み痛を懷き、以て大統を嗣げり。朕の寡薄なる、唯兢兢として負荷の重きに任へざらむことを之れ懼る。

輒近世態漸く推移し、思想は動もすれば趣合相異なるあり。經濟は時に利害同じからざるあり。此れ宜く眼を國家の大局に着け舉國一體共存共榮を之れ圖り、國本を不抜に培ひ、民族を無難に蕃くし以て維新の宏謨を顯揚せむことを懋むべし。今や世局は正に會通の運に際し、人文は恰も更張の期に膺る。則ち我國の國是は日に進むに在り。日に新にするに在り。而して博く中外の史に徴し、審に得失の迹に鑑み、進むや其の序に循ひ、新にするや其の中を執る。是れ深く心を用ふべき所なり。

夫れ浮華を斥け、質實を尙び、模倣を戒め、創造を励め、月進以て會通の運に乗じ日進以て更張の期を啓き、人心惟れ同じく、民風惟れ和し、汎く一視同仁の化を宣べ、永く四海同胞の誼を敦くせむこと、是れ朕が軫念最も切なる所にして、不慮なる皇祖考の遺訓を咏徴にし、不承なる皇考の遺志を繼述する所以のもの實に此に存す。有司其れ克く朕が意を體し、皇祖考暨び皇考に效せし所を以て、朕が躬を匡弼し、朕が事を獎順し、億兆臣民と俱に天壤無窮の寶祚を扶翼せよ。(昭和元年十二月二十八日)

第十九節 今上天皇・御即位式勅語

第一編 神國の意義

朕惟ふに我が皇祖皇宗、惟神の大道に遵ひ、天業を經綸し、萬世不易の丕基を肇め一系無窮の永祚を傳へ、以て朕が躬に逮べり。朕、祖宗の威靈に頼り敬みて大統を承け、普しく神器を奉じ、茲に即位の禮を行ひ、昭に爾有衆に詰ぐ。皇祖皇宗、國を建て民に臨むや、國を以て家と爲し、民を見ることが子の如し。列聖相承けて仁恕の化下に治く、兆民相率ゐて、敬忠の俗上に奉じ、上下感孚し、君臣體を一にす。是れ我が國體の精華にして、當に天地と並び存すべき所なり。

皇祖考、古今に瞻みて維新の鴻圖を開き、中外に徴して立憲の遺猷を敷き、文を經とし、武を緯とし、以て曠世の大業を建つ。皇考、先朝の宏謨を紹繼し、中興の丕緒を恢弘し、以て皇風を宇内に宣ぶ。朕、寡薄を以て恭く遺緒を嗣ぎ、祖宗の擁護と億兆の翼蔽とに頼り以て天職を治め、墜すこと無く懋つこと無からむことを庶幾ふ。朕、内は則ち教化を醇厚にし、愈民心の和會を致し、益國運の隆昌を進めむことを念ひ、外は即ち國交を親善にし、永く世界の平和を保ち、普く人類の福祉を益さむことを冀ふ。爾有衆其れ心を協へ、力を戮せ、私を忘れ、公に奉じ、以て朕が志を弼成し、朕をして祖宗作述の遺烈を掲げ、以て祖宗神靈の降鑒に對ふことを得せしめよ。(昭和三年十一月十日)

第二章 祀典の大道

第一節 邦家の大典

寶龜七年、夏四月ノ己ノ巳(十二日)勅したまはく、神祇を祭祀することは國の大典なり。若し誠敬ならずば、何を以ちてか福を致さん。如聞、諸社修めずして、人畜損穢し、春秋の祀も、亦多く怠慢すと。茲れに因りて嘉祥降らず災異荐りに臻れり。言に斯れを念ひて、情に深く慙傷す。宜しく諸國に仰せて、更に然らしむること勿れ。(續日本紀、光仁紀)

我國は神國なり。因りて毎朝、四方また大中小の天神地祇を敬拜す。敬拜の事今より始めて、後一日も怠ること無し。(後宇多天皇御記)

第二節 政教の基本

神祇を崇め祭祀を重んずるは皇國の大典にして政教の基本なり。然れども中世以降政道漸く衰へ、祀典舉らず遂に馴致して綱紀振はず、朕深く之を慨む。方今更始の秋、新に東京を置き、親臨して政を視る。將に先づ祀典を興し、綱紀を張り、以ちて祭政一致の道に復さんとす。乃ち武藏國大宮驛の水川神社を以ちて當國の鎮守と爲し、親幸て之を祭る。自今以後歲奉幣使を遣し以ちて永例と爲す。(明治天皇ノ詔)

第三節 凡百制度の原由

夫れ祭祀は、政教の本たり。敬神尊皇、孝敬の義、天下に達る。凡百の制度、亦是れに由つて立つ焉。天皇は天祖の遺體にましますを以て、世天業を傳へ、群臣は神明の胄裔なるを以つて、世天功を亮く。君の民を視た

まふこと赤子の如く、民の君を視まつること父母の如く、億兆心を一にし、萬世論らず、各其の力を献りて、以て忠誠を致さざるは莫し。是れ海外諸蕃の絶無とする所のものなり。故に神祇を以て首と爲し、君天統を傳へたまふ。臣皆神胤、一氣貫通、上下和睦す。(大日本史)

#### 第四節 祭祀の道

謹んで按ずるに、天下の政事は郊社宗廟の祭祀より大なるは莫し。夫れ人君は天地を以て父母と爲す。況んや帝(神武天皇) 乾靈天孫の統を承けたまひ、以て四海に臨みたまふをや。けだし神に交はるの道は誠に在り至誠以つて祭祀すれば、則ち鬼神の幽冥も亦格るべきのみ。蕞爾たる黎民、至誠以つて之れを求めば、則ち感ぜざること無し。故に往古、神祇の祭祀と朝廷の政事は、其の義を二にせず。深いかな(俗に政の訓は祭事を以てする是れなり)。凡そ祭祀を主とする者皆朝政を執ること、天種子ノ命、神八井耳命の如き是れなり。帝(神武天皇) 神勅を守つて以つて靈器を敬し、且つ天神を郊祀して用つて大孝を申へたまへり。其の、競々業々として政教を慎しみたまふこと、萬世の規戒なり。(中朝事實)

#### 第五節 神社祭祀の眼目

○官國幣社以下神社神職奉務規則 (大正二年四月二十一日) (内務省訓令第九號)

第一條 神職ハ國家ノ禮典ニ則リ國家ノ宗祀ニ從フヘキ職司ナルヲ以テ平素國典ヲ修メ國體ヲ辨ジ操行ヲ正シ

クシ其ノ本務ヲ盡スヘシ

第二條 祭祀ハ國家尊倫ノ標準タルヲ以テ肅敬ヲ旨トシ報本反始ノ誠意ヲ表スヘシ

第三條 祭典ハ制規ニ據リ之ヲ行ヒ非常ノ事故アル場合ノ外濫ニ其ノ次第ヲ變更シ又ハ其ノ時間ヲ伸縮スヘカラス。但シ古來ノ儀式ニ違ヒ神祇慣行ノ神職等ハ適宜之ヲ行フコトヲ得

第四條 臨時祭ヲ行ハムトスルトキハ所轄警察官署ニ通知シ官國幣社ニ在リテハ更ニ地方長官ニ申報スヘシ(以下略)

○祭典には成るべく多數を参拜せしめよ (大正三年九月一日、社甲) (第五五號内務省通牒の一項)

一、祭典ハ制規ノ示ス處ニ遵ヒ慎重ニ之レヲ行フヘキハ勿論、非常ノ事故アル場合ノ外濫ニ其ノ次第ヲ變更シ又ハ其ノ時間ヲ伸縮スル等ノコトアルヘカラス、又其祭典儀式ニ際シ成ルヘク多數ノ氏子崇敬者ヲ参拜セシムルコトニ意ヲ用フルコトハ、抑々彼等ヲシテ祭祀ノ由テ來ル所ヲ知り益々敬神ノ念ヲ厚クセシムル所以ノ途ナリ。

○至誠以て其の神徳の發揚に努むべし (前同の一項)

一、神職ハ國家ノ禮典ニ則リ國家ノ宗祀ニ從フヘキ職司ヲ有スルモノナレハ、平素國典ヲ修メ國體ヲ辨ジ操行ヲ正シクシ、殊ニ祭祀ニ關シテハ肅敬ヲ以テ能ク報本反始ノ誠意ヲ致スヘク、其ノ奉仕スル神社ノ由來、祭祀ノ次第等ハ之ヲ詳カニシ、至誠以テ其ノ神徳ノ發揚ニ努ムヘシ

○國民の参列及び拜禮 (昭和十三年四月十二日) (内務省令第十五號抄)

一、祭祀ニ参列ヲ許サレタル者ハ神職ニ次テ拜禮スルコトヲ得

○廣範圍に参列せしめよ

(右改正省令施行に際し發シたる神社局長通牒の一節)

一、官國幣社以下神社ノ祭祀ニハ成ルヘク廣キ範圍ニ亙リ關係者ヲ参列セシメ、尙服裝ニ付テハ敬意ヲ失セサル様留意セシメラレ度

さとまつり

葉月、長づきは、おなかの神まつり多かり。ことしはわきて二百十日二百二十日とても、おぞむ風のわづらひもなく、わせはとくかりはて、中手、おくても、すきんくにあからむ。たりほの心ゆくに、にぎはひまさりて、ふるびたる太鼓はりあらため、かうぬしの、えぼうしさうぞく、さらにさやうじなど、にひよねのもちひ、にひしぼりの御酒に、はたもの、干さかななど、とりならべたる神供まわり、あるは、かぐらのはうしの、しどろなるを奏し、あるは、すまひしてどよめくもあり、又さばかりの式だになくて、たゞ里をさはじめ、老いたるもわかきも、をがみ殿にうちつとひ、酒にゑひしれて、めづらしげなきなりはひの物がたりを、大聲にかたりあふたのしさを、神わざなりとおもへるも見ゆ。こはなかく、かもまつりのおほやけぶり、祇園會のきら／＼しきよりも、のどやかにか、家々、醉人を扶けて歸ると聞ゆるもろこしの社日のさまもかくやと思はれ、神もうれしと見そなはしたまふらんかし。(岡田文章)

神宮及び神社

## 第二編 神宮及び神社

### 第一章 神宮

#### 第一節 皇大神宮

一般に伊勢神宮と申す大宮を正しく云へば、神宮の御名による皇大神宮と豊受大神宮及び其の別宮を總じて申して居る。皇大神宮をまた通例「内宮」とも稱し、古くは伊弉受宮とも渡邊宮とも、神ノ朝廷とも申し、長くも、天照坐皇大神を奉齋し、相殿に、天手力男命と萬幡豐秋津彥命を配祀し奉る。而して皇大神宮の御正體が、大神神御親授の八咫鏡（第一章、第一節）にましますことは、申す迄もあるまい。

御鎮座の緣由については、古語拾遺に「磯城瑞垣朝（第十代、崇神天皇）に至りて、漸く神の威を畏れ、殿を同じく給ふこと安からず、故れ更に齋部氏に、石凝姥神の裔、天目一箇神の裔の二氏を率ゐて、更に鏡を齋、劍を造らしめ、以て護身の御璽と爲したまふ。是れ今、踐祚之日、獻る所の神璽の鏡、劍なり。仍りて倭の笠縫邑に就きて、殊に磯城神籬を立て、天照大神、また草薙劍を遷し奉り、皇女豐銀入姫ノ命に齋き奉らしめたまひき。其の遷し祭れる夕宮人皆参り、終夜、宴樂して歌ひけらく、みやひとの、おほよすがらに、いさとほし、ゆきのよろしも、おほよすがらに。」と出で、大神宮本紀には「志貴瑞籬ノ宮に御

宇天、皇より以往の御世は、天照大神を天皇の相殿に坐て、朝夕の御候も相共に間食しき。然して後宮内の大庭に穂稜を造りて出し奉り、皇子豐鋤比賣命を以て仕奉らしめき。その時、天皇詔りたまはく、天照大神の乞はしたまふ國は、いづくぞと。大神の教命の隨に求て坐せ奉れと詔りたまひき。故れ豐鋤比賣命、大神を戴き奉りて、倭ノ國ノ内より初めて、國々處々に入宮處を覓給ひき。」と記し、また日本書紀（卷仁紀）には「二十五年、三月ノ丁ノ亥ノ朝、丙ノ申（十日）天照大神を豐相姫ノ命に離ちまつりて、倭姫ノ命に託けたまふ。こゝに倭姫ノ命、大神を鎮め坐させむ處を求めて、菟田の徳幡に詣りたまひ、更に還りて近江國に入りて、東美濃を廻り伊勢ノ國に到りたまふ。時に天照大神、倭姫ノ命に誨へたまはく、是の神風の伊勢ノ國は則ち常世の浪の重浪歸する國なり。傍國の可憐國なり。是の國に居らまく欲ふとのたまひき。故れ大神の教の隨に、其の祠を伊勢ノ國に立てたまふ。因りて齋宮を五十鈴の川上に興て、是れを磯宮と謂ふ。則ち天照大神の始めて天より降ります處なり。」と出でゐる。

即ち、天孫降臨以來、御歴代、御神勅の隨に御同殿に齋き奉つて坐したが、第十代崇神天皇の御宇以後、御別殿奉齋となり、御鎮座の大宮地を覺めて諸國を歴巡せられ、伊勢の現聖地に御鎮座あらせらるゝまで御還幸實に二十九箇處、遂に常久の宮城を五十鈴の川上にお定め遊ばされた。皇大神宮は實に我が皇室の太祖とましまし、謂ゆる惟祖惟宗尊無二として、天下萬民の敬仰し奉るところ、御歴代の御崇敬も素より諸神の比でなく、爲めに、古來、品位を奉らず、社格を定めず、一ノ宮にも列せず、名神にも預り給はぬ。一に以て、尊貴加ふべきものなく、名づけ奉るべきもの無きに由るのである。

第二節 豊受大神宮

豊受大神宮は、皇大神宮を内宮と申すに對して通例「外宮」とも申し、また豊受ノ宮とも度會宮とも稱し、豊受大神神を奉齋し、相殿として御伴神を配祀し奉つてゐる。御創建については、大神宮本紀に「雄略天皇の御夢に、皇大神の教へ覺し給はく、高天原に坐して、我が見しまぎし宮處に鎮まり坐して後、年間經ぬ。吾れ一所のみ坐せれば、御饗も安く聞食さず、吾が高天原にまし、時、素戔鳴尊の帶し、十握劍を素取り、三段に打折りて、生れませし三女神を、葦原ノ中ツ國の宇佐島に降し、道の中に居して天孫を助け奉りて、天孫のみ爲めに所參れよと詔りたまひし神、今、丹波國の與佐の比沼の眞井に坐す道主王の子八乎止女の齋き奉る御饗都神止由居乃神を、吾が坐す國に欲がと誨へ覺し給ひき。その時天皇驚き給ひ、度會の神主等が先祖 大佐佐命をして、差遣はし、布理奉れと詔りたまひき。仍りて退き往きて布理奉りき。是れ豊受大神なり。則ち度會の山田原に、荒御魂宮、和御魂宮造り奉りて鎮まり定まり坐さしめき。」と傳へてゐる。即ち第二十一代雄略天皇の御宇に、皇大神宮の御饗都神として、今の山田の聖域に、丹波國からお迎へ申したのが、其の御創建である。御歴代朝廷の御崇敬は皇大神宮と均しく、よつて並べ稱して二所大神宮とも稱し奉つた。

第二章 宮中三殿

宮中三殿とは宮城内に御鎮座あらせる、賢所、皇靈殿、神殿の三殿を申し奉る。而して此の神域内には、右の三殿の外に、絳綺殿や神嘉殿やまたは神樂舎などがあつて、宮中での諸種の御祭典は、みな夫々で行はせ給ふことになつてゐる。

第一節 賢所

賢所は長くも神鏡奉安の殿舎で、其の御正體こそ第十代崇神天皇の御代に、石凝姥命の裔をして、三種の神寶の一柱とます八咫鏡を模して造らしめ給うた神鏡である（第二章、第一節参照）。昔は内侍所とも申したが、明治維新以後「賢所」と申し、一に普讀してけんじよとも申される。元始祭と神嘗祭には御親祭があり、其の他の御祭典には御拜があり、毎月一日、十一日、二十一日の三回、御旬祭がある。また臨時としては、國家に重大事のある場合の御奉告祭、皇室の御成婚及び皇族方の御婚儀は賢所の大前で行はせられ、さらに皇子の御誕生や御命名は、みな賢所に御奉告遊ばされ、御誕生後五十日めには御參拜がある。更に、海外御差遣の使臣に參拜を仰付けられ、春秋二季の皇靈祭に際しては、文武官の總代をして御儀式に參列仰付られるなど、總じて賢所大前の儀は、何れの御祭典でも最も重要とされて居る。

第二節 皇 靈 殿

神武天皇以降、御歴代の神靈を奉齋し奉らせ、併せて、皇后、皇妃、皇親の御靈をも祀らせ給ふ。元始祭、紀元節祭、春秋二季の皇靈祭、神武天皇祭、明治天皇祭、大正天皇祭には御親祭があり、天長節と新嘗祭には御拜遊ばされる。

第三節 神 殿

古く八神殿と申して奉齋した八柱の大神に、天神地祇を併せ祀り給ふ。八神とは、神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮寶神、御食津神、事代主神の八柱とす。元始祭と春秋二季の神殿祭とは御親祭あらせられ、天長節祭、新嘗祭、祈年祭、四方拜には御拜あらせられる。(第一章、第十一節参照)

第三章 神 社

「大日本は神國なり」の稱ある所以は、上來各條下によつて案に概乎たるものがある。洵に神祇及び其の奉齋といふことは、日本國成立の眼目を爲すものであるが、其の眼目の睛として存在するのが、實に神社である。神社存在の意義こそ、日本國成立の柱であり礎石である。

第一節 神社祭祀の原由

古事記(神代卷)の大國主ノ命の國遊の條に「此の葦原の中つ國は、御命の隨に、既に獻らむ。唯、僕が住所をば、天つ神の御子の、天つ日嗣知しめさむ當足る天の御巢如して、底つ石根に宮柱太知り、高天原に氷木高知りて、治め給はゞ、僕は百足らず八十限道に隠りて侍ひなむ(中略)かく白して乃ち隠りましき。故、白し給ひし隨に、出雲國の多藝志之小濱に、天の御舍を造りて、水戸神の孫、櫛八玉神を膳夫として、天の御饗獻る」とあるのは、今の出雲大社の起原であると共に、また實に神社造營と其の祭祀の原由をなして居る。尤も、畏くも天照皇大神が高天原にまして天神を奉齋し給ひ、また天孫降臨以來の皇室祭祀を申せば更らに杳かなるものがあるが、それは一般の神社祭祀と同日に談するわけにゆかぬから姑く措く。尙ほまた現官幣大社大神神社の原始は、大國主命が自ら其の幸魂奇魂を祀り給ひしに起るので、出雲大社より更に古いが、社殿造營や其の祭りの事は見えて居らぬので、之れも姑らく他日に譲る。

次で古くは、日本書紀崇神紀に「十七年の春二月丁丑辛卯、詔してのたまはく、昔、我が皇祖大いに鴻基を啓きたまひき。其の後、聖業、逾高く、王風轉太盛んなり。意はざりき、今朕が世に當りて、數、災害有らむとは。恐らくは朝に善、政無くして、咎を神、祇に取るか。……。すなはち別に、八十萬の群神を祭りたまふ。仍りて、天、社、國、社、及び、神地、神戸を定めたまふ。是に於て疫癘始めて息み、國の内漸くに諱まり、五、穀すでに成りて、百姓饑はひぬ。」と見え、古事記水垣の宮の條には「此の天皇の御世

に、疫病多に起り、人民死せて盡きなむとす。こゝに天皇懸歎ひたまひて、神床にまします夜、大物主ノ大神、御夢に顯はれて曰りたまはく、是は我が御心ぞ。故れ、意富多泥古を以て、我が御前を祭らしめたまはし、神氣起らず、國安平ぎなむと、のりたまひき。是を以て、驛使を四方に班ちて、意富多泥古と謂ふ人を求むる時に、河内之美努村に其の人を得て貢進りき。こゝに、天皇、汝は誰子ぞと問ひ賜ひき。僕は、大物主ノ大神、陶部耳ノ命の女、活玉依毘賣に娶ひて生みませる子、名は、櫛御方命の子、飯肩見命の子、建甕槌ノ命の子、僕、意富多泥古と白しき。こゝに天皇大く歡びたまひて、天下平らぎ、人民榮えなむと詔りたまひて、則ち、この意富多泥古命を、神主と爲て、御諸山に、意富美和之大神前を、拜祭りたまひき。又伊弉賀色許男命に仰せて、天之八十毘羅河を作り、天神地祇の社を定め奉りたまひき。又、宇陀墨坂神に、赤色の櫛矛を祭り、又、大阪神に、黒色の櫛矛を祭り、又、阪之御尾神、河瀬神まで、悉に、遺忘ることなく、幣帛奉りたまひき。此れに因りて、疫氣、悉に息みて、國家平安らぎき。」と傳へ、また日本書紀垂仁紀には「我が先皇、御間城入彦五十瓊殖天皇、惟れ歎しく聖に作します。欽明、聰達たまひ、深く、謙損を執りて、志、沖退を懐ほし、機衡を綱縵めたまひて、神祇を禮祭りたまひ、己を刻め躬を勤めて、日に一日を慎しみたまふ。是を以て人民富み足りて、天下太平かなり。今、朕が世に當りて、神祇を祭祀すること、豈、怠ること有ることを得むや。」と出でゐる。以て神社祭祀は、立國の基本なるが故に、當然の事として、其の原始と意義は極めて深く且つ遠いと云はねばならぬ。

かくて大化の改新後、諸制が漸く定まると共に神祇の鎮祭も随つて多くなり、第六十代醍醐天皇の御宇の延

喜式修定の頃には、朝廷から特殊の待遇を受ける官社だけで二千六百八十一座の多きに達した。之れを謂ゆる式内社といふが、此のほかにも一般民衆の創建し或は尊崇する式外非官社が、全國に多數鎮祭されてゐた。

第二節 社 格

國家が神社に對する待遇上の格式を要約して「社格」といふ。制度上に於て國家から見た神社の種類と云つてもよい。大別して伊勢神宮と一般神社とに分つべきであらうが、神宮に社格は無い。尊貴加ふべきなく、名づくべきみ名なきに依り、一般社格に超越してゐることは前に云つた。一般神社の社格制度は、古く崇神天皇の朝に定められた天、國、社に原まるが、往昔は姑らく措き、現今の制度中、謂ゆる官國幣社の決定は、明治四年五月、太政官布告に發し府縣社以下は明治五年正月の神祇省達に基づき、六年、各地方廳の上申した調査により教部省に於て指令したのに始まつてゐる。(この項目につきては後に詳述す)

現在、官幣大社、中社、小社、別格官幣社、及び國幣大社、中社、小社とあり、之れを總括して「官社」とも「官國幣社」とも云つて居る。此の官社に對して、府社、縣社、郷社、村社の三格式があり、別に護國神社があり、此の他に無格社とがあるが、無格社とは一つの通稱であつて、公認の神社中、社格を有しない神社の謂ひであるから「無格社」は社格の義では無い。之れらを總稱して官社に對し「諸社」とも「府縣社以下」とも云ひ、近時「民社」などの語も用ひられて居る。なほ、官社には別宮、攝社、末社の附屬する事があり、諸社には境内社、境外社など附屬する事があるが、それらは一つの神祠祀宇と見るべく、また神社として



の獨立的主體として待遇されない。  
 而して以上の社格を定むる標準は、古制に則る大體の段階であつて本質的には殆んど明確なものがない。神威に上下が無い如く然りである。概念的に云へば、其の神社の由緒または崇敬の厚薄に基づき、制度上で大體の階級を定めた迄のことで、素より社格の高下に依つて神社其のものに尊卑のあるべき筈はない。  
 現在(昭和十七年五月)全國に於る官國幣社は卷末附録に記載の通りである。

### 第三節 官社と諸社との差違

前述の通り、社格とは國家が神社に對する待遇上で定めた種別であるから、官國幣社と謂ひ府縣社以下神社と云つても、國家の宗祀たる本質に差違はなく、たゞ其の國家から受くる待遇の點だけが違ふことになる。主なる點を擧げると、

- (イ) 官國幣社は其の經費は國庫から供進されるのを本則とするが、府縣社以下神社では其の經費は、主として氏子崇敬者の負擔または其の神社自らがする收益金を以つて支辨する事になつて居る。
- (ロ) 官國幣社の神饗幣帛料は、皇室又は國庫から供進せられるが、府縣社以下神社は其の特定の神社に限り新年、新嘗、例祭の三大祭に、府縣市町村等の地方團體から供進せられる。
- (ハ) 従つて神職の待遇を異にする。即ち、官國幣社の神職(神官と稱するは伊勢神宮に限る)は宮司、權宮

司(權宮司は、今、熱田神宮、出雲大社、權原神宮、明治神宮、朝鮮神宮、靖國神社の六社に限る)禰宜、主典と云ひ、宮司と權宮司とは奏任官、禰宜と主典とは判任官の各待遇であつて、府縣社以下神社の神職は社司又は社掌と謂ひ、何れも判任官の待遇を受けて居る。但し府縣社以下神職中斯道に功績ある者若干が奏任官の待遇を受ける事になつて居る。

### 第四節 護國神社 (舊招魂社)

#### 第一項 招魂社から護國神社へ

昭和御宇の神社界の一指標として、新たに國民思想界に登場した護國神社は、已に世人も知るが如く舊招魂社を整備し、それを一般神社の祭祀道に飛躍せしめた處のものである。先づ其の沿革を略述せんに、明治元年五月十日、明治天皇の思召により、嘉永六年以來、皇事に斃れた者の英靈を慰めむが爲めに、京都の東山に新たに神祀を設け、右の英靈を鎮祭し且つ合祀せらるべき旨、太政官布告を以て仰せ出されたのが、舊招魂社のそもそもの起原である。而して、當時、此の仰せ出されがあるや、各地の藩主も、其の聖旨を體し奉り、各各その地方に縁故のある殉難者忠死者の英靈を祀るものが相次いで出て來た。次で明治七年には各地の招魂社は、爾後(當時現存の招魂社に限り)一切官費を以て維持經營される旨仰せ出され、翌八年には、從來京都の招魂社に合祀されてゐた殉難忠死者の靈位のみならず、當年まで各地に於て皇事に斃れた英靈をも併せて、之れを東京(九段鎮祭)の招魂社に合祀せらるゝ事となり、越えて明治十二年には、東京招魂社を改めて護國神

社と稱し、別格官幣社に列せらるゝ旨仰出された。茲に於て其の公式裏帳たる「招魂社明細帳」が調製され、従つて受持神職をも置く事になつた。

然るに右の明治七年以後にも、各地方に招魂社を設けるものが尠くない實情であり、そして其の祭神は、多くは、靖國神社の祭神の中で、其の地方に縁故ある殉職者の英靈を祭祀する例となつた。而して前述の如く、明治七年當時現在の招魂社は、其の後一切官費を以て維持經營する事になつて居るので、之れを「官祭招魂社」と云ひ、之れに對して、爾後の招魂社へは、やゝ神社に同じい保護を與ふるほか、何等の官費給與がないので、之れを「私祭招魂社」と云つてゐた。而して新設「護國神社」誕生當時に際しては、全國で、官祭百四社、私祭二十七社、計百三十一社であつた。

第二項 護國神社

而して招魂社と一般神社とは、其の當初こそ或る種の相違を具へてゐたが、祭祀の上でも經營の上でもまた具備形態の上でも、漸次同様となり、遂には殆んど別様に考へられなくなつた。現に同一意義の上に神社として靖國神社と、然らざる取扱ひの上に招魂社とがあつたのである。依つて政府では、其の制度上の不備を調整し、且つ滿洲事變また支那事變に於る英靈祭祀の機運を契機として、之れが改新を企圖し、社號を「護國神社」と改め、祭祀、神職、幣饌料、財産及び會計に關する事項は大體府縣社以下神社の法規を適用し、官祭私祭の稱呼を廢し、原則として一府縣一社を限り府縣社程度に、他を村社程度に待遇する事になつた。

招魂社制度の改善整備に就て

内務省 神社局

(一)

去る三月十五日（昭和十四年）招魂社制度の改善整備に關する諸法令が公布せられ、來る四月一日を期して施行せられることとなつた。

招魂社制度を改善し整備を圖することは、斯界多年の宿望であり、特に非常時局下に於て國民の各方面より熱心に要望せられた所である。

當局に於ても之が必要を痛感し、客年頭初より招魂社制度確立に關する諸準備を進めつゝあつたが、神社制度上極めて重要な問題として慎重に之を取扱ひ、各地方長官の意見を徴すると共に、神社制度調査會に諮問して審議を重ねた次第である。

昨年十二月十五日右調査會の答申を得るや、之を基礎として鋭意立案に當り、今回愈々關係諸法令の公布を見るに至つたのであるが、明治元年京都東山の地に、篤き思召を以て、招魂社の創立を仰出されて以來茲に七十有餘年始めて制度の確立を見ることは、誠に御同慶に耐へない所である。然し今回の改正に就て、世上傳ふる所には多少の誤解もあるやに考へられるので、聊か解説を試み、斯界各位の御參考に供し、併せて本改正の

圓滿なる施行について御協力を煩はしたいと思ふ次第である。  
唯本誌上には相當大部に亙る關係諸法令と之に伴ふ各地方官宛神社局長通牒が掲載される趣であるので努めて重複を避け平易を旨とし、本改正の要點を記述するに止めたい。

〔二〕

招魂社制度の沿革を述べることは、本稿の目的でなく、總て之を省略するが、招魂社は明治初年に其の源を發し、爾來漸次發達して今やほゞ其の制度を爲すに至り、神社として愈々世人の崇敬を集められつゝあるのであるが、制度として之を見れば、なほ極めて不備であつて改善整備を要するものが尠くない。  
即ち招魂社に關する現行制度は明治初葉以降の三十に足らざる雜則並に行政實例をその基礎とするのみであり、而も之等は官祭招魂社に限り適用せられるものと解せられるものが多く、爲に私祭招魂社に關する制度は特に明瞭を缺くのみならず、根本的には一般神社に關する諸法令が招魂社にも適用ありや否やに就て、頗る曖昧なる状態に在る。

従つて、各招魂社に於ける祭祀は區々に流れ、神職、財産會計等にも主として慣行によつて之を取扱ひ、所謂國家の宗祀として、遺憾の點の多かつたことは否定し難い所であらう。茲に於て、その社名、祭祀、神職、財産會計等制度の全體に涉り改善整備が企圖せられた次第であり、之に依つて、從來の不備を正し疑義を明にし、以て益々招魂社祭祀の鄭重を期し、永く國民奉養の赤誠に對し今後彌々御神威の發揚を圖らむとするものである事は多言を要しなす。

〔三〕

今回の制度改正の要點は、招魂社の社名を「護國神社」と改稱し（内務省令第十二號）、府縣社以下神社に關する制度の適用あるを明にすると共に、尙招魂社の特性を參酌規定せられた所に存する。  
素より招魂社は、従前とても、制度上の不備はあれ神社として存在し、行政的に府縣社以下神社の中に含めて取扱はれ來つたことは既に御承知の通りである。  
今回の改正は、この現況を尊重して一般府縣社以下神社に關する制度の適用あることを明確にし、益々神社としての本義を闡明したものであつて、巷間の一部に誤解せらるゝ如く、既存の招魂社を廢して護國神社を創設するものに非ざることは論を俟たない。

又護國神社（招魂社）の創立は、一道府縣一圓を崇敬區域とするもの一社に限り之を認めむとする當局の取扱方針と制度改正の趣旨とを混同して、今後既存の招魂社は凡て廢止せられ、一道府縣一社の護國神社に統一されるのではないかと質問される向もあるが、之亦無稽の臆測であつて、既存の招魂社は四月一日關係諸法令の實施と同時に護國神社と改稱せられ、府縣社以下神社に關する制度が適用される外、その實體に變更を受けるものではない。因みに、府縣社以下神社に關する制度とは、現行神社諸法令中府縣社以下神社に關して適用ある諸規程を指稱するのであつて、例へば、官國幣社以下神社に關する制度とは、現行神社諸法令中府縣社以下神社に關して適用ある諸規程を指稱するのであつて、例へば、官國幣社以下神社祭祀令は護國神社にも適用せられ、従つて同令に規定する祭祀は凡て護國神社に於ても執行せられることとなり、尙同令に附屬する祭

招魂社制度の改善に就て

式齋戒等に關する諸規程も當然に適用せられる。

かくの如き意味合よりして、法令其他に於ける「官國幣社以下神社」「府縣社以下神社」の呼稱には、將來護國神社をも包含するものと解すべきである。

〔四〕

招魂社は社格のない神社であるが、護國神社としても之は附せられてゐない。

今回の改正に當り、護國神社に社格を與へよとの議論は相當に各方面に於て行はれたのであるが、遂に之が附せられなかつた理由は改正の方針として、なるべく招魂社の現状そのまゝを制度の上に表現せむとしたこと、及び其の祭祀の實情より見て他の一般神社同様の社格を附するに躊躇せられたこと、並に官祭の制度の存在すること、等にあり旁々もつて將來の推移に待たんとするの趣旨と解せられる。

かくの如く社格は之を附せられないが、招魂社は現在全國を通じて官祭一〇四社、私祭二七社（他に境内招魂社五五社）を數へ、其の態様に至つては、大小區々に岐れ、その崇敬區域も廣狹の差甚しく、制度上之等を一様に取扱ふことは却つて其の實情に適しない處がある。

依つて勅令第五十九號（明治二十七年勅令第二十二號中改正勅令）並に勅令第六十號（明治三十九年勅令第九十六號中改正勅令）は、護國神社の中に、内務大臣の指定する護國神社と然らざる護國神社とを區別し、内務大臣の指定する護國神社は府縣社と同様の取扱を爲し、然らざるものは村社と同様の取扱をすることとなつた。

而して内務大臣の指定する護國神社の標準は、御祭神の範圍及び崇敬區域が當該道府縣一圓に亘り、社殿設備、境内坪數、基本財産等總て府縣社に相當するものたるを要する。尤も當該道府縣の區域内に於て其の祭神の範圍及び崇敬區域を分つて設立を認められた護國神社は、他の條件が完備されるに於ては、指定を受け得ること勿論である。

以上は今回の改正に關する根本的な事項を記述した次第であるが、詳細に亘つて各論的な説明をすることは紙面が許さないで、特に留意を要する諸點に限つて觸れて見たいと思ふ。

〔五〕

先づ社名に就ては、内務省令第十二號の施行に伴ひ、招魂社なる社名は、何等の手續を要せず當然護國神社と改稱せられる。

従つて既存の各招魂社の社名はもとより、法令中招魂社なる用語は總て護國神社と變更せられるのであるが、唯地租法第二條及び内務省官制第四條ノ二中の招魂社なる用語は、神社の實體に影響なきのみならず手續上の關係もあつて別の機會に之を改正することとし、右は解釋上護國神社としても適用あるものとして關係方面と打合せを了したのである。

次に従前官祭招魂社の社名には取扱上の便宜から官祭なる文字を冠せしめて來たが、今後之を廢止することとなつた。

元來招魂社に官私祭の區別があり、同一官祭招魂社に奉祀される御祭神に官祭神、私祭神の別あることは、

誠に不都合とも考へられるので、なるべく近き將來に於て之が整備を圖る意圖の下に、先づ以て官祭の稱呼を廢することとなつた次第である。但し從來官祭招魂社に支出されてゐる國費は、今後とも支出されることに變更はない。

以上の事項につき例を以て説明すれば、「官祭宇都宮招魂社」なる社名は當然に四月一日より「宇都宮護國神社」となり、單に明細帳の異動報告をなせば足りる。

此の場合右の招魂社が内務大臣の指定し得る程度のもつれば之を「栃木護國神社」又は「栃木縣護國神社」と改稱することは、別掲神社局長通牒により支障ない譯である。

又招魂社の社名中には、單に「官祭招魂社」と稱するものがあるが、之等は單純に「護國神社」と改稱せられるを以て、地名其の他適當なる社名を附するのが妥當であらう。

〔六〕

護國神社の祭祀に關しては、既述の如く、官國幣社以下神社祭祀令及び之が附屬諸規程中府縣社以下神社に關するものが適用される。しかし、本件に就ては護國神社の特色發揮を最も考慮せられ、其の鎮座祭及び合祀祭が新に大祭とせられた外、内務省令第十三號を以て其の例祭、鎮座祭及び合祀祭の祭式祝詞を制定せられたのである。

この内容の詳細については近く稿を別にして解説される豫定であるが、特に注意すべきは、右三祭を通じて、關係部隊代表者が祭典に参列して祭文を奏上し、祭神の緣故者（遺族）が之に参列し得る旨を規定せられ

た點であらう。

尙前記内務省令第十三號は大正三年内務省令第四號官國幣社以下神社祭祀式の特別規定であるから、その祭式雜則の如きは新省令にも適用あるものと解せねばならぬ。

又護國神社に於ける祈年祭及び新嘗祭は大祭であること勿論であるが、一般神社と異り、神饌幣帛料の供進ないことに留意を要する。

護國神社に關する幣帛供進使及び其の隨員、遷座祭に於て前行の所役を奉仕する者及び其の隨員、鎮座祭及び合祀祭に於て前行の所役を奉仕する者及び其の隨員の服制に關しては、一般神社に關する現行法令の適用あることが明にせられた外、勅令第六十一號及び内務省訓令第一號が新に公布せられてゐるので參照せられたい。

〔七〕

招魂社の神職に關する現行制度は、明治二十三年に内務省訓令を以て「招魂社へ受持神官」を置くとして規定せられたことを唯一の根據とし、極めて不備なるものであつた。

今回この受持神官の制は廢止せられて、内務大臣の指定する護國神社には社司社掌を、其の他の護國神社には社掌を置くものとせられ、總て一般府縣社以下神社の神職に關する制度が適用せられ整備されることとなつた。従つて四月一日より各護國神社には社司社掌を置かねばならぬ次第であるが、之が爲には、神職候補者の推薦、社掌員數の議定等の手續を要するのであるから、豫め周到なる準備を行はれたい。尤も招魂社の中に

は未だ崇敬者總代の設置なき招魂社があるものと豫想されるが、之等の神社に在つては、四月一日以前に於て連に總代選出の手續をとり、神職候補者の推薦等に遺憾なきを期し、關係法令の施行と同時に神職の補命が出来得るよう努めることが必要であると考へる。

尙神職の補命に關して、他神社(官國幣社を含む)の神職を以て兼務せしむることは、目下の状況に於ては止むを得ない所であらうが、内務大臣の指定する護國神社にあつては、勤くとも一名の專任又は本務の神職を配置せられむことを希望する次第である。

〔八〕

招魂社が護國神社として整備せらるるに際し、他の府縣社以下神社と同様、地方公共團體より神饌幣帛料を供進し得る途が拓かれてゐる。是もとより當然のことであつて、地方公共團體は宜しく豫算の上に工夫せられて愈々崇敬の誠を致さるべきものと信ずる。ただし、神饌幣帛料の供進さるべき祭祀は、一般府縣社以下神社と異り例祭、鎮座祭及び合祀祭の三祭に限られ、祈年祭新嘗祭に及ばざること既述の通りである。

又護國神社の例祭にして春秋の二季に執り行はれる向に對しては其の都度神饌幣帛料を供進されるのを適當とする。

尙、神饌幣帛料を供進することを得べき護國神社は、内務大臣の指定するもの、然らざるものを通じて、地方長官に於て指定するを要する次第であるが、他の府縣社以下神社と異り、其の指定標準が示されて居ないので地方長官に於て適宜取計らふべきものと考へる。當局としては内務大臣の指定する護國神社には總て神饌幣

帛料の供進される事を希望する次第である。

次に財産及び會計に關しても、府縣社以下神社に對する諸法令が適用されるのであつて、法規の示す所に依り、財産の登録を行ひ、豫算を編成し、其の他財産の維持管理、會計の精確に關して遺漏なきを期せねばならぬ。尤も會計指定神社の制は護國神社にも適用せられること勿論である。

唯護國神社の中には其の維持上相當困難を生ずる向もあるやに聞き及ぶので、地方公共團體は財政の許す範圍に於て公費を供進せられ、愈々敬神の實を擧ぐるに遺憾なきよう格別の配意あらむことを切望して止まない次第である。

〔九〕

本稿は極めて匆々の間に之を草したので、過誤なきを期し難いが別掲神社局長通牒を参照せられるならば、略其の意を盡すものと信ずる。最後に、今回の改正は外地にも及ぶものであるが、煩を避けて之に觸れなかつたことを申し添へたい。(昭和十四年三月廿一日皇國時報所載)

護國神社關係勅令並内務省令

内務省に於ては護國の英靈を祀る招魂社制度の改善整備に關し、昨夏以來調査研究を遂げつゝあつたが、この程これが具體的事項の成案を得たので、昭和十四年四月一日より全國の招魂社を護國神社と改稱すること、

なり、昭和十四年三月十五日内務省令第十二號を以て改稱の件に付公布するところがあつたが、これが改稱並に取扱等に作らるる官國幣社以下神社祭祀令中改正の件、府縣社以下神社の神職に關する件中改正の件、府縣社以下神社の神饌幣帛料供進に關する件中改正の件、官國幣社以下神社の遷座祭に於て前行及供奉の所役を奉仕する者の服制に關する件中改正の件等の勅令が同十四日付を以て次の如く公布された。尙護國神社例祭、鎮座祭及合祀祭等に於ける祭式及祝詞は左の如く翌十五日付を以て夫々公布された。

○勅令第五十八號

官國幣社以下神社祭祀令中左ノ通改正ス  
第二條第二項中「別格官幣社靖國神社ニ於テハ合祀祭」ヲ「別格官幣社靖國神社ノ合祀祭並ニ護國神社ノ鎮座祭及合祀祭」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參 照〕 大正三年一月二十 勅令第十號官國幣社以下神社祭祀令抄錄

第二條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ大祭トス

新 年 祭  
新 嘗 祭

例 祭  
遷 座 祭  
臨時奉幣祭

前項ノ外別格官幣社靖國神社ニ於テハ合祀祭ハ之ヲ大祭トス

○勅令第五十九號

明治二十七年勅令第二十二號中左ノ通改正ス

第一條中「府社縣社及郷社」ノ下ニ「並ニ内務大臣ノ指定スル護國神社」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ指定ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官之ヲ行フ

第二條中「村社以下神社」ノ下ニ「及前條ノ護國神社以外ノ護國神社」ヲ加フ

第四條中「府社縣社及郷社」ノ下ニ「並ニ第一條ノ護國神社」ヲ加フ

第五條中「村社以下神社」ノ下ニ「及第二條ノ護國神社」ヲ加フ

第六條ノ二中「府社縣社」ヲ「府社及縣社」並ニ第一條ノ護國神社ニ「臺灣總督府州知事」ヲ「臺灣總督府州知事臺灣總督府廳長」ニ「及村社以下神社」ヲ「並ニ村社以下神社及第二條ノ護國神社」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

護國神社關係勅令並内務省令

〔參照〕 明治二十七年二月二十八日公布勅令

第二十二號抄錄

第一條 府社縣社及郷社ニ左ノ神職ヲ置ク

社司 一人

社掌 若干人

社掌ノ員數ハ社司及氏子總代又ハ崇敬者總代之ヲ議定シ朝鮮總督臺灣總督樺太廳長官北海道廳長官府縣知事ノ認可ヲ受ク可シ

第二條 村社以下神社ニ左ノ神職ヲ置ク

社掌 若干人

社掌ノ員數ハ氏子總代又ハ崇敬者總代之ヲ議定シ朝鮮總督臺灣總督樺太廳長官北海道廳長官府縣知事ノ認可ヲ受ク可シ

第四條 府社縣社及郷社ノ社掌ハ社司ノ命ヲ承ケテ神明ニ奉仕シ祭祀及庶務ニ從事ス

第五條 村社以下神社ノ社掌ハ神明ニ奉仕シ祭祀ヲ掌リ庶務ヲ管理ス

第六條ノ二 神社事務ノ掌理ニ付テハ府社縣社ノ社司ハ朝鮮總督臺灣總督樺太廳長官北海道廳長官府縣知事朝鮮總督府道知事臺灣總督府州知事、郷社ノ社司及村社以下神社ノ社掌ハ朝鮮總督臺灣總督樺太廳長官北海道廳長官府縣知事朝鮮總督府道知事臺灣總督府州知事臺灣總督府州知事臺灣總督府廳長、樺太廳支廳長、北海道廳長、樺太廳支廳長、北海道廳長

支廳長ノ指揮監督ヲ受クルモノトス

○勅令第六十號

明治三十九年勅令第九十六號中左ノ通改正ス

第一條 府縣又ハ北海道地方費ハ府縣社及郷社並ニ明治二十七年勅令第二十二號第一條ノ護國神社ノ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得

市又ハ町村ハ村社及前項ノ護國神社以外ノ護國神社ノ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得  
前二項ノ規定ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ハ地方長官之ヲ指定ス  
第三條中「村社」ノ下ニ「及第一條第一項ノ護國神社以外ノ護國神社」ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕 明治三十九年四月三十日公布勅令

第九十六號抄錄

第一條 府縣又ハ北海道地方費ハ府縣社郷社市又ハ町村ハ村社ノ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得

前項ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ハ地方長官之ヲ指定ス

第三條 町村制ヲ施行セサル地方ニ於ケル村社ノ神饌幣帛料ニ關スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

護國神社關係勅令並内務省令



○勅令第六十一號

昭和十三年勅令第二百四十一號中左ノ通改正ス  
「所役ヲ奉仕スル者」ノ下ニ「竝ニ護國神社ノ鎮座祭及合祀祭ニ於テ前行ノ所役ヲ奉仕スル者」ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○内務省令第十二號

招魂社ハ之ヲ護國神社ト改稱ス

昭和十四年三月十五日

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○内務省令第十三號

護國神社例祭、鎮座祭及合祀祭祭式及祝詞左ノ通定ム

昭和十四年三月十五日

内務大臣 侯爵 木 戸 幸 一

内務大臣 侯爵 木 戸 幸 一

護國神社例祭、鎮座祭及合祀祭祭式及祝詞

一、祭 式

例 祭

當日早旦社殿ヲ裝飾ス  
時刻社司以下社掌所定ノ座ニ著ク  
次幣帛供進使參進 是ヨリ先手  
次幣帛供進使被所ニ著ク  
次修被 先幣物次幣帛  
次幣帛供進使及隨員  
次幣帛供進使所定ノ座ニ著ク  
次幣物辛櫃ヲ便宜ノ所ニ置ク 幣帛供進使  
次社司(社掌)諸事辨備セル由ヲ幣帛供進使ニ申ス  
次社司(社掌)御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス 此間奏樂  
次社掌神饌ヲ供ス 此間奏樂  
次社司(社掌)祝詞ヲ奏ス  
次幣帛供進使隨員幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ假ニ案上ニ置

護國神社關係勅令並内務省令

ク 案ハ豫メ便宜

次社司(社掌)幣物ヲ奉ル  
次幣帛供進使祝詞ヲ奏ス  
次幣帛供進使玉串ヲ奉リテ拜禮 隨員拜禮  
次社司(社掌)玉串ヲ奉リテ拜禮 社掌拜禮  
次社掌幣帛ヲ撤ス  
次社掌神饌ヲ撤ス 此間奏樂  
次社司(社掌)御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス 此間奏樂  
次社司(社掌)祭儀畢レル由ヲ幣帛供進使ニ申ス  
次各退出

鎮 座 祭

鎮 座 ノ 儀

當日早旦本殿假殿ヲ裝飾ス

時刻社司(社掌)以下假殿所定ノ座ニ著ク

次地方長官(市町村長)參進隨員副從 是ヨリ先手

次地方長官(市町村長)被所ニ著ク 水ノ儀アリ

次修祓

次地方長官(市町村長)假殿所定ノ座ニ著ク

次社司(社掌)諸事辨備セル由ヲ地方長官(市町村

長)ニ申ス

次社司(社掌)降神ノ儀ヲ行フ

次社司(社掌)祝詞ヲ奏ス

次遷御 此間奏樂

其ノ儀地方長官(市町村長)前行社司(社掌)奉

鼓諸員供奉ス

次入御 此間奏樂

是ヨリ先社掌本殿ノ御座ヲ開ク

次社司(社掌)御座ノ側ニ候シ諸員所定ノ座ニ著ク

次社司(社掌)祝詞ヲ奏ス

次地方長官(市町村長)拜禮 隨員拜禮

次社司(社掌)拜禮 社掌拜禮

次社司(社掌)御座ヲ閉チ畢リテ所定ノ座ニ著ク

次社司(社掌)祭儀畢レル由ヲ地方長官(市町村長)

ニ申ス

次各退出

幣帛供進ノ儀

當日早且社殿ヲ裝飾ス

時刻社司以下(社掌)所定ノ座ニ著ク

次地方長官(市町村長)參進 隨員副從 是ヨリ先手

次地方長官(市町村長)被所ニ著ク 水ノ儀アリ

次修祓(先幣帛次地方長官

次地方長官(市町村長)及隨員

次地方長官(市町村長)所定ノ座ニ著ク

次幣帛辛禮ヲ便宜ノ所ニ置ク(市町村長)隨員副フ

ニ申ス  
次各退出

鎮座ノ儀ニ引續キ幣帛供進ノ儀ヲ行フ場合

當日早且本殿假殿ヲ裝飾ス

時刻社司以下(社掌)假殿所定ノ座ニ著ク

次地方長官(市町村長)參進隨員副從 是ヨリ先手

次地方長官(市町村長)被所ニ著ク 水ノ儀アリ

次修祓(先幣帛次地方長官

次地方長官(市町村長)及隨員

次地方長官(市町村長)假殿所定ノ座ニ著ク

次幣帛辛禮ヲ本殿便宜ノ所ニ置ク(市町村長)隨員副フ

次社司(社掌)諸事辨備セル由ヲ地方長官(市町村

長)ニ申ス

〔増補〕 護國神社

次社司(社掌)降神ノ儀ヲ行フ

次社司(社掌)祝詞ヲ奏ス

次選御 此間奏樂

其ノ儀地方長官(市町村長)前行社司(社掌)奉戴

諸員供奉ス

次入御 此間奏樂

是ヨリ先社掌本殿ノ御扉ヲ開ク

次社司(社掌)御扉ノ側ニ候シ諸員所定ノ座ニ著ク

次社掌神饌ヲ供ス 此間奏樂

次社司(社掌)祝詞ヲ奏ス

次地方長官(市町村長)隨員幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ假

ニ案上ニ置ク 案ハ數メ便宜

次社司(社掌)幣物ヲ奉ル

次地方長官(市町村長)祝詞ヲ奏ス

次地方長官(市町村長)玉串ヲ奉リテ拜禮 隨員拜禮

次社司(社掌)玉串ヲ奉リテ拜禮 社掌拜禮

次社掌幣物ヲ撤ス

次社掌神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次社司(社掌)御扉ヲ閉チ畢リテ所定ノ座ニ著ク 此間奏樂

次社司(社掌)祭儀畢レル由ヲ地方長官(市町村長)ニ

申ス

次各退出

合祀祭

合祀ノ儀

當日早且本殿假殿ヲ裝飾ス

時刻社司以下社掌本殿所定ノ座ニ著ク

次地方長官(市町村長)參進隨員副從 是ヨリ先手

次地方長官(市町村長)或所ニ著ク 水ノ儀アリ

次修祓

次地方長官(市町村長)本殿所定ノ座ニ著ク

次社司(社掌)諸事辨備セル由ヲ地方長官(市町村

長)ニ申ス

次社司(社掌)御扉ヲ開ク 此間奏樂

次社司(社掌)祝詞ヲ奏ス

次社掌御扉ノ側ニ候シ社司以下(社掌)假殿所定ノ座

ニ著ク

次地方長官(市町村長)假殿所定ノ座ニ著ク

次社司(社掌)降神ノ儀ヲ行フ

次社司(社掌)祝詞ヲ奏ス

次選御 此間奏樂

其ノ儀地方長官(市町村長)前行社司(社掌)奉戴

諸員供奉ス

次入御 此間奏樂

次社司(社掌)御扉ノ側ニ候シ諸員所定ノ座ニ著ク

幣帛供進ノ儀

當日早且社殿ヲ裝飾ス

時刻社司以下(社掌)所定ノ座ニ著ク

次地方長官(市町村長)參進隨員副從

是ヨリ先手水ノ儀アリ

次地方長官(市町村長)被所ニ著ク

次修祓(先幣物次地方長官(市町村長)及隨員

次地方長官(市町村長)所定ノ座ニ著ク

次幣物辛櫃ヲ便宜ノ所ニ置ク 地方(市町村長) 隨員副

次社司(社掌) 諸事辨備セル由ヲ地方長官(市町村長)ニ申ス

次社司(社掌) 御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス 此間奏樂

次社司神饌ヲ供ス 此間奏樂

次社司(社掌) 祝詞ヲ奏ス

次地方長官(市町村長) 隨員幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ假

ニ案上ニ置ク 案ハ豫メ便宜

次社司(社掌) 幣物ヲ奉ル

次地方長官(市町村長) 祝詞ヲ奏ス

次地方長官(市町村長) 玉串ヲ奉リテ拜禮 隨員拜禮

次社司(社掌) 玉串ヲ奉リテ拜禮 社掌拜禮

次社司幣物ヲ撤ス 次社掌神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次社司(社掌) 御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス 此間奏樂

次社司(社掌) 祭儀畢レル由ヲ地方長官(市町村長)ニ申ス

次各退出

合祀ノ儀ニ引續キ幣帛供進ノ儀ヲ行フ場合

當日早且本殿假殿ヲ裝飾ス

時刻社司以下(社掌)本殿所定ノ座ニ著ク

次地方長官(市町村長) 參進隨員副從水ノ儀アリ

次地方長官(市町村長) 祝所ニ著ク

次修祓(市町村長)及隨員

次地方長官(市町村長) 本殿所定ノ座ニ著ク

次幣物辛櫃ヲ本殿便宜ノ所ニ置ク 地方長官(市町村長) 隨員副

次社司(社掌) 諸事辨備セル由ヲ地方長官(市町村長)ニ申ス

次社司(社掌) 御扉ヲ開ク 此間奏樂

次社司(社掌) 祝詞ヲ奏ス

次社司御扉ノ側ニ候シ社司以下(社掌) 假殿所定ノ座ニ著ク

次地方長官(市町村長) 假殿所定ノ座ニ著ク

次社司(社掌) 降神ノ儀ヲ行フ

次社司(社掌) 祝詞ヲ奏ス

次遷御 此間奏樂

其ノ儀地方長官(市町村長) 前行社司(社掌) 奉戴

諸員供奉ス

次入御 此間奏樂

次社司(社掌) 御扉ノ側ニ候シ諸員所定ノ座ニ著ク

次社司神饌ヲ供ス 此間奏樂

次社司(社掌) 祝詞ヲ奏ス

次地方長官(市町村長) 隨員幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ假

ニ案上ニ置ク 案ハ豫メ便宜

次社司(社掌) 幣物ヲ奉ル

次地方長官(市町村長) 祝詞ヲ奏ス

次地方長官(市町村長) 玉串ヲ奉リテ拜禮 隨員拜禮

次社司(社掌) 玉串ヲ奉リテ拜禮 社掌拜禮

次社掌幣物ヲ撤ス

次社掌神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次社司(社掌) 御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス 此間奏樂

次社司(社掌) 祭儀畢レル由ヲ地方長官(市町村長)ニ申ス

次各退出

鎮座祭及合祀祭ニ在リテハ特別ノ事由アル場合ハ降

神ノ儀ハ本殿ニテ之ヲ行ヒ遷御ノ儀ヲ省クコトヲ得

關係部隊代表者參列ノ場合ハ幣帛供進使又ハ地方長

官(市町村長)ノ祝詞奏上ニ次デ祭文ヲ奏上シ幣帛供

進使又ハ地方長官(市町村長)ニ次デ拜禮スルコト

ヲ得

縁故者及参列者参列ノ場合ハ神職ニ次デ拜禮スルコ  
トヲ得

神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテモ祭式ヘ之ニ準  
ズ

一、祝 詞

護國神社諸祭儀祝詞

例祭社司(社掌)祝詞

掛麻久母畏伎某護國神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久大神乃明伎清伎武伎雄雄志  
以心爾身乎竭志氏天都日嗣乃大御業爾仕奉里皇大御國乃大御光乎輝加志米奉里給比志高伎嚴志伎勳功乎仰  
奉里廣伎厚伎恩頼乎尊奉里氏年毎爾仕奉常乃例乃今日乃御祭爾此乃某道府縣(市町村)與里宇豆乃  
幣帛奉奉爾故爾大前爾齋麻波里清波里氏獻奉爾御食御酒種種乃物乎平介久安介久聞食志氏天皇命乃大  
御代乎嚴御代乃足御代登登爾常齋爾齋奉里手長乃御代登幸奉里給比親王等諸王等乎始米氏天乃下  
乃國民爾至留爾傳長久平介久守給比惠給閉登恐美恐美母稱辭竟奉良久登白須  
神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテハ此乃某道府縣以下二十二字ヲ削ル

例祭幣帛供進使祝詞

掛麻久母畏伎某護國神社乃大前爾官(職)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久常乃例登年毎爾仕奉爾今日乃御  
祭爾某道府縣(市町村)與里獻奉爾宇豆乃幣帛乎安幣帛乃足幣帛登平介久安介久聞食志氏天皇命乃大朝  
廷乎始米氏天乃下乃國民爾至留爾傳彌遠爾彌廣爾守給比幸給閉登恐美恐美母白須

鎮座假殿祭社司(社掌)祝詞

此乃假殿爾招奉里坐奉爾何某命(乎始米氏何柱)乃神靈乃御前爾某護國神社社司(社掌)位勳功爵氏名  
恐美恐美母白左久汝命(等)某乃戰役(事變)爾際里氏皇大朝廷乃御爲爾明伎清伎心乎竭志身母多奈知  
良受勤美勞伎仕奉給比志高伎嚴志伎勳功乎仰奉里畏奉里氏今度此乃某護國神社爾齋比鎮米坐奉爾事  
乎聞食志氏安介久遷坐世登恐美恐美母白須

鎮座本殿祭社司(社掌)祝詞 (其ノ一)

掛麻久母畏伎某護國神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久今度此乃地爾瑞乃御殿乎

造里仕 泰里氏今日乃吉日乃吉辰爾大神乃神靈乎齋比鎮米坐奉里奴留乎以知氏今與里往先大御心平穩爾此乃大宮乎靜宮乃安宮登長久爾鎮坐世登恐美恐美母白須

假殿ノ儀ヲ省ク場合ノ鎮座本殿祭社司(社掌)祝詞 (其ノ一)

掛麻久母畏其護國神社乃大前爾社司(社掌)位動功爵氏名恐美恐美母白左久何某命(乎始米氏何柱乃命等)某乃戰役(事變)爾際里氏皇大朝廷乃御爲爾明伎清伎心乎竭志身多奈知良受勤美勞仗仕奉給比志高伐殿志位勤功乎仰奉里畏奉里氏今度此乃地爾瑞乃御殿乎造里仕奉里氏今日乃吉日乃吉辰爾大神乃神靈乎齋比鎮米坐奉里奴留乎以知氏今與里往先大御心平穩爾此乃大宮乎靜宮乃安宮登長久爾鎮坐世登恐美恐美母白須

鎮座本殿祭社司(社掌)祝詞 (其ノ二)

掛麻久母畏其護國神社乃大前爾社司(社掌)位動功爵氏名恐美恐美母白左久大神乃天乃御蔭日乃御蔭登隱坐左半瑞乃御殿清久美志久造里仕奉里氏今度神靈乎齋比鎮米坐奉里奴是乎以知氏此乃某道府縣(市町村)與里宇豆乃幣帛捧奉留故爾大前爾齋麻波里清麻波里氏獻奉留御食御酒種種乃物乎平介久安介久聞

食志氏高伐殿志位神德乎彌益益爾仰賀志米給比廣伎厚恩賴乎彌遠長爾蒙良志米給閉登恐美恐美母白須  
神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテハ此乃某道府縣以下二十二字ヲ削ル

鎮座ノ儀ニ引續キ幣帛供進ノ儀ヲ行フ場合ノ鎮座本殿祭社司(社掌)祝詞

掛麻久母畏其護國神社乃大前爾社司(社掌)位動功爵氏名恐美恐美母白左久今度此乃地爾瑞乃御殿乎造里仕奉里氏今日乃吉日乃吉辰爾大神乃神靈乎齋比鎮米坐奉里奴是乎以知氏此乃某道府縣(市町村)與里宇豆乃幣帛捧奉留故爾大前爾齋麻波里清麻波里氏獻奉留御食御酒種種乃物乎平介久安介久聞食志氏高伐殿志位神德乎彌益益爾仰賀志米給比廣伎厚恩賴乎彌遠長爾蒙良志米給閉登恐美恐美母白須  
神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテハ此乃某道府縣以下二十二字ヲ削ル

假殿ノ儀ヲ省キ鎮座ノ儀ニ引續キ幣帛供進ノ儀ヲ行フ場合ノ

鎮座本殿祭社司(社掌)祝詞

掛麻久母畏其護國神社乃大前爾社司(社掌)位動功爵氏名恐美恐美母白左久何某命(乎始米氏何柱乃命等)某乃戰役(事變)爾際里氏皇大朝廷乃御爲爾明伎清伎心乎竭志身多奈知良受勤美勞仗仕奉給

比志高俊嚴志佐助功乎仰 奉里 畏 奉里氏今度此乃地爾瑞乃御殿乎造里仕 奉里氏今日乃吉日乃吉辰爾大神乃神靈乎齋比鎮米坐奉里奴是以知氏此乃某道府縣(市町村)與里宇豆乃幣帛捧 奉留賀故爾大前齋波里清廣波里氏獻奉留御食御酒種種乃物乎平介久安久聞食志氏高俊嚴志佐助神德乎彌益益爾仰賀志米給比廣俊厚俊恩賴乎彌遠長爾蒙 良志米給閉登 恐美 恐美 恐美 白須

神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテハ此乃某道府縣以下二十二字ヲ削ル

鎮座本殿祭地方長官(市町村長)祝詞

掛麻久母 畏 仗某護國神社乃大前爾官(職)位勳功爵氏名 恐美 恐美 恐美 白左久今度此乃地爾瑞乃御殿乎造里仕 奉里氏神靈乎齋比鎮米坐奉里奴留爾依里氏此乃某道府縣(市町村)與里獻奉留宇豆乃幣帛乎安幣帛乎足幣帛登平介久安久聞食志氏皇大朝廷乃大御稜威乎彌高爾彌廣爾輝 加志米給比皇大御國乃 大御榮乎彌遠爾彌長爾足波志米給閉登 恐美 恐美 恐美 白須

合祀本殿祭社司(社掌)祝詞 (其ノ一)

掛麻久母 畏 仗某護國神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名 恐美 恐美 恐美 白左久今度某乃戰役(事變)爾

際里氏皇大朝廷乃御爲爾心 乎竭志身乎捧宜氏勳美勞仗仕 奉 給比志何某命(乎始米氏何柱)乃神靈乎此乃御殿爾合世鎮 奉 良本登爲留爾依里氏大前爾事乃由告奉良久乎平介久安久宇豆那比聞食世登 恐美 恐美 恐美 白須

合祀假殿祭社司(社掌)祝詞

此乃假殿爾招奉里坐奉留何某命(乎始米氏何柱)乃神靈乃御前爾某護國神社司(社掌)位勳功爵氏名 恐美 恐美 恐美 白左久命(等)某乃戰役(事變)爾際里氏皇大朝廷乃御爲爾明仗清伎心 乎竭志身多奈知良受勳美勞仗仕 奉 給比志高俊嚴志佐助功乎仰 奉里 畏 奉里氏今度此乃某護國神社爾合世鎮米坐奉留事 聞食志氏安介久靜介久遷坐世登 恐美 恐美 恐美 白須

合祀本殿祭社司(社掌)祝詞 (其ノ二)

掛麻久母 畏 仗某護國神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名 恐美 恐美 恐美 白左久今度何某命(乎始米氏何柱)乃神靈乎此乃御殿爾合世鎮米坐奉里奴留乎以知氏今與里往先大御心平穩爾彌遠長爾鎮 坐世登 恐美 恐美 恐美 白須

假殿ノ儀ヲ省ク場合ノ合記本殿祭社司(社掌)祝詞 (其ノ二)

掛麻久母畏伎某護國神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久今度何某命(乎始米氏何柱乃命等)某乃戰役(事變)爾際里氏皇大朝廷乃御爲爾明伎清伎心乎竭志身母多奈知良受勳美勞伎奉奉給比志高伎殿志勳功乎仰奉里畏奉里氏今日乃吉日乃吉辰爾神靈乎此乃御殿爾合世鎮米坐奉里以留乎以知氏今與里往先大御心平穩爾彌遠長爾鎮坐世登恐美恐美母白須

合記本殿祭社司(社掌)祝詞 (其ノ三)

掛麻久母畏伎某護國神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久今度何某命(乎始米氏何柱)乃神靈乎此乃御殿爾合世鎮米坐奉里以是乎以知氏此乃某道府縣(市町村)與里字豆乃幣帛奉奉留留故爾大前爾齋麻波里清麻波里氏獻奉留御食御酒種種乃物乎平介久聞食志氏高伎殿志伎神德乎彌益益爾仰賀志米給比廣伎厚伎恩頼乎彌遠長爾蒙良志米給閉登恐美恐美母白須

神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテハ此某道府縣以下二十二字ヲ削ル

合記ノ儀ニ引續キ幣帛供進ノ儀ヲ行フ場合ノ合記本殿祭社司(社掌)祝詞

掛麻久母畏伎某護國神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久今度何某命(乎始米氏何柱)乃神靈乎此乃御殿爾合世鎮米坐奉里以是乎以知氏此乃某道府縣(市町村)與里字豆乃幣帛奉奉留留故爾大前爾齋麻波里清麻波里氏獻奉留御食御酒種種乃物乎平介久聞食志氏高伎殿志伎神德乎彌益益爾仰賀志米給比廣伎厚伎恩頼乎彌遠長爾蒙良志米給閉登恐美恐美母白須

神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテハ此乃某道府縣以下二十二字ヲ削ル

假殿ノ儀ヲ省キ合記ノ儀ニ引續キ幣帛供進ノ儀ヲ行フ場合ノ合記

本殿祭社司(社掌)祝詞

掛麻久母畏伎某護國神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久今度何某命(乎始米氏何柱乃命等)某乃戰役(事變)爾際里氏皇大朝廷乃御爲爾明伎清伎心乎竭志身母多奈知良受勳美勞伎仕奉給比志高伎殿志勳功乎仰奉里畏奉里氏今日乃吉日乃吉辰爾神靈乎此乃御殿爾合世鎮米坐奉里以留乎以知氏乃某府縣(市町村)與里字豆乃幣帛奉奉留留故爾大前爾齋麻波里清麻波里氏獻奉留御食御酒種種乃物乎平介久聞食志氏高伎殿志伎神德乎彌益益爾仰賀志米給比廣伎厚伎恩頼乎彌遠長爾蒙良志米給閉登恐美恐美母白須



〔増補〕護國神社

神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテハ此乃某道府縣以下二十二字ヲ削ル

六六

合祀本殿祭地方長官(市町村長)祝詞

掛麻久母畏伎某護國神社乃大前爾官(職)位勳功爵氏名恐美慈母白左今度何某命(乎始米氏何柱)乃神靈乎此乃御殿爾合世鎮米坐奉里以留爾依里氏此乃某道府縣(市町村)與里獻奉留字豆乃幣帛乎安幣帛乃足幣帛登平介久安介久閑食志氏皇大朝廷乃大御稜威乎彌高爾彌廣輝加志米給比皇大御國乃大御榮乎彌遠爾彌長爾足波志米給閉登恐美慈母白須

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○内務省令第十四號

大正九年八月内務省令第二十四號中左ノ通改正ス

昭和十四年三月十五日

内務大臣 侯爵 木 戸 幸 一

「府縣社郷社村社」ヲ「府縣社、郷社村社及護國神社」ニ改ム

一 例祭ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

一 護國神社ノ例祭鎮座祭及合祀祭明治三十九年勅令第九十六號第一項ノ護國神社

一 社ニ付 金參拾圓 金拾圓 神饌料 金貳拾圓 幣帛料

同第一條第一項ノ護國神社以外ノ護國神社

一 社ニ付 金拾四圓 金四圓 神饌料 金拾圓 幣帛料

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕 大正九年八月二十六日内務省令第二十四號ハ府縣社郷社村社ニ供進スヘキ神饌幣帛料金額ノ件ナリ

○内務省令第十五號

明治三十九年六月内務省令第二十號中左ノ通改正ス

昭和十四年三月十五日

内務大臣 侯爵 木 戸 幸 一

「村社」ヲ「神社」ニ改ム

第一項中「村社」ノ下ニ「及明治三十九年勅令第九十六號第一條第一項ノ護國神社以外ノ護國神社」ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

護國神社關係勅令並内務省令

六七

〔參照〕 明治三十九年六月二十八日內務省令第二十號町村制ヲ施行セサル地方ニ於ケル村社ノ神饌幣帛料ニ關スル件抄録

第一項

北海道ニ於ケル村社ニハ町村一級町村制二級町村制ヲ施行セサル地方ハ町村費ヨリ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得

○內務省同令第一號

北海道廳 府 縣

官國幣社以下神社ノ遷座祭並ニ護國神社ノ鎮座祭及合祀祭ニ於テ前行ノ所役ヲ奉仕スル者ノ隨員（判任官ヲ除ク）ノ服制ニ關シテハ大正二年內務省訓令第三號ヲ準用ス

內務大臣 侯爵 木 戸 幸 一

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス昭和十三年四月內務省訓令第十號ハ之ヲ廢止ス

〔參照〕 大正二年三月十一日內務省訓令第三號ハ幣帛供進使隨員服制及昭和十三年四月十二日同第十號ハ遷座祭ニ前行ノ所役ヲ奉仕スル者ノ隨員ノ服制ニ關スル件ナリ

招魂社制度の改善整備に關する通牒（內務省神社局長）

昭和十四年三月十五日 道府縣知事宛

別項記載の如く官國幣社以下神社祭祀令中改正の件、府縣社以下神社の神職に關する件中改正の件、府縣社以下神社の神饌幣帛料供進に關する件中改正の件、官國幣社以下神社の遷座祭に於て前行及供奉の所役を奉仕する者の服制に關する件中改正の件等の勅令並關係諸省令等が前掲のやうに昭和十四年三月十四、十五日付を以て夫々公布せられたので、其の月十五日內務省神社局では局長名を以て北海道廳長官及各府縣知事宛左の如き通牒を發した。

招魂社制度ノ改善整備ニ關スル件通牒

今般招魂社制度ノ改善整備ニ關シ關係法令ヲ改正又ハ制定相成候處右ハ招魂社ニ關スル現行制度ガ明治初葉以降ニ於ケル區々タル諸規程ノ集則ニシテ重要事項諸般ニ亘リ不備ナルモノ多ク從テ又其ノ取扱ニ付疑義ヲ生ズルモノ尠カラザリシニ鑑ミ之ガ沿革ト現状トニ徴シ社名ヲ護國神社ト改稱シ現行府縣社以下神社ニ關スル一般制度ノ適用アルヲ明カニスルト共ニ尙其ノ特性ヲ參酌シ以テ愈々神威ノ發揚ヲ圖ラムトスルニ出デタルモノニシテ要ハ之ガ祭祀ノ本ヲ立テ神職ノ職制ヲ整備シ財産ノ格護ト會計ノ精確トヲ圖リ又新ニ地方公共團體

招魂社制度の改善整備に關する通牒

ヨリ神饌幣帛料供進ノ途ヲ拓キ以テ益々祭祀ノ鄭重ヲ期シ水久國民奉養ノ赤誠ニ對ヘムトスルノ趣旨ニ有之候  
 條左記事項御心得ノ上崇敬者ヲシテ一層感謝崇仰ノ誠ヲ效サシムルト共ニ地方公共團體ニ於テモ亦崇敬奉養ノ  
 範ヲ垂レ以テ本制度確立ノ趣旨達成ニ付遺憾ナカラシムル様格段ノ御配意相成度  
 追テ本件關係法令ハ本年四月一日ヨリ施行セラルベキモノニ付諸般ノ準備ニ關シ萬遺漏無之様御取計相成  
 度

記

(一) 總 則

- 一、今回ノ招魂社制度改善整備ニ關スル關係法令並ニ本通牒ニ掲グルモノノ外現行神社諸法令中官國幣社以  
 下神社ニ關スル諸規程ニシテ府縣社以下神社ニ關スルモノ及府縣社以下神社ニ關スル諸規程並ニ招魂社ニ關ス  
 ル諸規程ハ凡テ護國神社ニ關シテモ其ノ適用アルモノトス
- 二、明治二十七年勅令第二十二號（府縣社以下神社ノ神職ニ關スル件）第一條ノ護國神社ハ府縣社ニ關スル  
 取扱トシ、同勅令第二條ノ護國神社ハ村社ニ關スル取扱トス
- 大正二年四月内務省令第六號（官國幣社以下神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移轉、廢合、  
 參拜、寄附金、神札等ニ關スル件）第十七條及第二十四條並ニ明治四十一年七月内務省令第十二號（神社ノ財産  
 登録及管理並會計ニ關スル件）第八條及第十二條ノ「郷社以下ノ神社」ニハ上記勅令第二條ノ護國神社ヲ

包含スルモノトシテ取扱フベキモノトス

三、凡テ護國神社ハ爾今大正二年四月内務省令第六號中「特別由緒アル神社」ニ該當スルモノトシテ取扱フベ  
 キモノトス

四、本通牒ニ於テハ便宜明治二十七年勅令第二十二號第一條ノ護國神社ヲ「指定護國神社」同第二條ノ護國神  
 社ヲ「指定外護國神社」ト稱ス

(二) 社名ニ關スル事項

- 一、内務省令第十二號ノ施行ニ伴ヒ招魂社ハ一般ニ護國神社ト改稱セララルヲ以テ、既存ノ各招魂社社名並ニ  
 招魂社ニ關スル現行省令以下ノ諸規程中招魂社ナル用語ハ當然ニ護國神社ト變更セラレ護國神社ハ凡テ其ノ社  
 名中ニ護國神社ナル文字ヲ用フルヲ要スルコトナレリ
- 依テ本令ノ施行ニ伴ヒ既存ノ各招魂社ヲシテ大正二年四月内務省令第六號第十條ニ依リ速ニ神社名訂正ノ申  
 出ヲ爲サシメ、貴官ニ於テ至急明細帳異動ノ報告ヲ行フベキモノトス
- 二、既存招魂社ニシテ其ノ社名中ニ地名其ノ他ノ名稱ヲ用ヒ來レルモノ又ハ之ヲ缺キタルモノ、其ノ變更ヲ爲  
 シ又ハ新ニ之ヲ附セントスル場合ニ在リテハ、今回ニ限り大正二年四月内務省令第六號第四條第二項ニ依ル稟  
 請ヲ要セス貴官ニ於テ處理ノ上速ニ明細帳異動ノ報告ヲ行フベキモノトス、尤モ社名中ニ用ヒラルベキ名稱  
 ニ付テハ、當該招魂社ノ見込ニ依リ該道府縣名、所在地名、其ノ他由緒アル名稱等ヲ選ビテ用ヒシメラルルハ

招魂社制度の改善整備に關する通牒

- 支障ナキモ道府縣名ヲ用ヒシメラルルハ指定護國神社ニ限ルモノトス
- 三、招魂社ヲ護國神社ト改稱セラルルニ際シ從前官祭招魂社名ニ冠セシメタル官祭ノ稱呼ハ爾今之ヲ廢止ス依テ該冠稱ヲ公稱スルハ將來一切之ヲ差控エシムルコトトシ、當該招魂社明細帳社名中官祭ノ文字ヲ削除セシメ、官祭ノ由來ハ之ヲ由緒事項中ニ記載セシメラルルヲ適當ト認ムルヲ以テ、本件ニ關シテモ亦大正二年四月内務省令第六號第十條ニ依リ明細帳記載事項ノ訂正並ニ變更トシテ之ガ申出ヲ爲サシメ貴官限リ處理ノ上至急明細帳異動ノ報告ヲ行フベキモノトス
- 私祭招魂社ニシテ私祭ノ文字ヲ冠稱シ來レル向ニ在リテモ之ヲ削除セシムルコト亦官祭招魂社ノ例ニ準ズ
- 四、明治二十七年勅令第二十二號（府社縣社以下神社ノ神職ニ關スル件）中一部改正ニ伴セ、護國神社ヲ内務大臣ノ指定スルモノト然ラザルモノトニ分タレタルモ、右ハ立法ノ便宜ニ出デタルモノニシテ指定ノ文字ハ社名ノ一部トシ公稱セシメラルルベキ筋ニハ無之、唯指定護國神社ニ限リ指定ノ趣ハ之ヲ由緒事項中ニ記載セシメラルルヲ適當ト認ムルヲ以テ、本件ニ關シテモ亦前項ニ準ジ處理セラルベキモノトス
- 五、儀ニ創立、合併、移轉等ノ許可ヲ受ケ未ダ其ノ完成ヲ見ザル向ニ在リテモ、社名ノ訂正又ハ變更ニ付テハ上記各項ニ準ジ貴官限リ處理セラレ、明細帳ハ關係事項完了ノ上之ヲ進達セラルベキモノトス
- 六、境内招魂社社名ニ關シテモ上記各項ニ準ジ處理セシメラルベキハ勿論トス

(三) 社格ニ關スル事項

- 一、社格ハ從前ノ通之ヲ附セザルモノトス

(四) 祭神ニ關スル事項

- 一、護國神社ニ合祀スルコトヲ得ベキ祭神ノ範圍ニ關シテハ大正二年四月内務省令第六號第二條ニ規定ノ次第アルモ右祭神ノ地域的範圍ハ指定護國神社ニ在リテハ當該神社所在道府縣一圓ノ區域トシ、指定外護國神社ニ在リテハ當該神社ノ從前ノ區域ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス、但シ指定護國神社ニシテ一道府縣ノ區域内ニ於テ其ノ崇敬區域ヲ分チテ之ガ設立ヲ認メラレタルモノニ在リテハ各其ノ崇敬區域ノ範圍ニ限ルモノトス尙本項ニ據リ難キモノニ在リテハ内務大臣ニ稟伺セララルルヲ要ス

(五) 祭祀ニ關スル事項

- 一、官國幣社以下神社祭祀令（大正三年勅令第十號）及之ガ附屬諸規程ハ護國神社ノ祭祀ニ關シテモ凡テ其ノ適用アルモノトス
- 二、勅令第五十八號ニ依リ護國神社ノ鎮座祭及合祀祭ハ新ニ大祭トセラレ、其ノ祭式及祝詞ハ内務省令第十三號ヲ以テ新ニ之ヲ定メタリ尙其ノ例祭ニ關スル祭式及祝詞ニ關シテモ護國神社ノ特性ニ鑑ミ特ニ同省令中ニ之ヲ規定シタリ
- 三、鎮座祭及合祀祭ノ祭式ハ鎮座若ハ合祀ノ儀ノ翌日幣帛供進ノ儀ヲ行フ場合ト、鎮座若ハ合祀ノ儀ニ引續キ

招魂社制度の改善整備に關する通牒

之ヲ行フ場合トノ兩儀ヲ定メ以テ便宜ニ依ラシムルコトトセリ  
幣帛供進ナキ場合ノ祭式ハ鎮座ノ儀若ハ合祀ノ儀ニ引續キ幣帛供進ノ儀ヲ行フ場合ノ祭式中ヨリ幣帛ニ關スル  
行事ヲ除キタルモノトス

四、鎮座祭及合祀祭式中假取トアルハ必ズシモ假取ヲ設ケタルヲ要セス輕合等ヲ用ヒ適當ニ祭壇ヲ設ケルモ支障  
ナキモノトス

五、護國神社ノ例祭、鎮座祭及合祀祭ニ方リ地方公共團體ヨリ神饌幣帛料供進ノ途ヲ拓カレタルハ別項ノ如ク  
ナルモ、例祭ニハ地方長官若ハ市町村長幣帛供進使トシテ參向シ、鎮座祭及合祀祭ニハ地方長官若ハ市  
町村長前行ノ所役ヲ奉仕スルト共ニ又幣帛ヲ供進スルモノトセリ

六、幣帛供進使又ハ鎮座祭及合祀祭ニ於テ前行ノ所役ヲ奉仕スル者ハ、指定護國神社ニ在リテハ地方長官、  
指定外護國神社ニ在リテハ市町村長トス、遷座祭ニ於テ前行ノ所役ヲ奉仕スル者ニ付テモ亦同ジ

七、鎮座祭及合祀祭式中鎮座ノ儀及合祀ノ儀ノ場合ニ於ケル地方長官(市町村長)及社司(社掌)ノ拜禮ニ  
ハ玉串奉奠ヲ行ハザルモノトセリ

八、例祭、鎮座祭及合祀祭ニ於テ關係部隊代表者參列ノ場合ハ、幣帛供進使又ハ地方長官(市町村長)ノ祝詞  
奏上ニ次デ祭文ヲ奏上シ、幣帛供進使又ハ地方長官(市町村長)ニ次デ拜禮スルコトヲ得ルモノトセリ  
祭文ハ奏上者ニ於テ適宜撰スルモノトシ、又拜禮ノ際ニ於ケル玉串奉奠ノ有無ハ前項ノ例ニ依ルモノトス

九、參列關係部隊代表者ノ範圍ニ付テハ地方ノ事情並ニ祭祀ノ實際等ニ徴シ貴官ニ於テ適宜取計フベキモノト  
ス

一〇、例祭、鎮座祭及合祀祭ニ於テ祭神ノ緣故者及參列者ハ神職ニ次デ拜禮スルコトヲ得ルモノトセリ

一一、護國神社ノ新年祭及新嘗祭ハ官國幣社以下神社祭祀ニ依リ大祭ナルコト勿論ナルモ、神饌幣帛料ハ  
供進セラレザルモノナルヲ以テ、其ノ祭式及祝詞ハ官國幣社以下神社祭祀式(大正三年三月内務省令第四號)ニ定  
ムルモノノ中ヨリ幣帛ニ關スル事項ヲ除キタルモノトス

(六) 服制ニ關スル事項

一、護國神社ニ關スル幣帛供進使及其ノ隨員並ニ遷座祭ニ於テ前行ノ所役ヲ奉仕スル者ノ服制ニ關シテハ、現  
行官國幣社以下神社幣帛供進使服制及大正二年三月内務省令第三號(幣帛供進使隨員服制)並ニ昭和十三年勅  
令第二百四十一號(官國幣社以下神社ノ遷座祭ニ於テ前行及供奉ノ所役ヲ奉仕スル者ノ服制ニ關スル件)ノ適用  
アルモノトシ、鎮座祭及合祀祭ニ於テ前行ノ所役ヲ奉仕スル者及其ノ隨員並ニ遷座祭ニ於テ前行ノ所役ヲ奉仕  
スル者ノ隨員ノ服制ニ關シテハ、勅令第六十一號及内務省訓令第一號ヲ以テ新ニ之ヲ定メタリ、從テ幣帛供進  
使並ニ鎮座祭、合祀祭及遷座祭ニ於テ前行ノ所役ヲ奉仕スル者及其ノ隨員ノ服裝ハ衣冠ヲ用フベキモ、尙從前  
ノ例アルモノハ其ノ例ニ依ルコトヲ得ルモノトナレリ

尤モ從前慣例上大禮服用着用セル向ニ在リテハ支那事變ニ付當分ノ内之ヲ差控フルモノトス

二、府縣社以下神社神職ニシテ奏任官ノ待遇ヲ受クル者、護國神社社司又ハ指定外護國神社上座社掌ヲ兼務

招魂社制度の改善整備に關する通牒

シ衣冠ヲ着用スル場合ハ、大正九年六月二十三日附發社第二三號神社局長通牒ニ依リ奏任待遇者ノ服裝ヲ以テ奉仕シ支障ナキハ勿論ナルモ、官國幣社神職ニシテ勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ニ付テモ、亦前記通牒ノ趣旨ニ準ジ取扱ハルルモ支障ナキモノトス

(七) 神職ニ關スル事項

- 一、明治二十七年勅令第二十二號中一部改正ニ伴ヒ招魂社受持神官ノ制度ハ廢止セラレ、新ニ内務大臣ノ指定スル護國神社ニハ社司・社掌ヲ其ノ他ノ護國神社ニハ社掌ヲ置クコトトナレリ而シテ本件勅令改正ノ結果護國神社司・社掌ノ待遇、職務、推薦、監督ニ關シテハ凡テ一般社司・社掌ト同様ノ取扱ニ依ルモノト爲リタルハ勿論、任用、服務、分限、懲戒及服制等ニ關スル規程中府縣社以下神社ノ神職ニ關スルモノハ護國神社ノ神職ニモ凡テ其ノ適用アルモノトナレリ
- 二、指定護國神社ハ官報ヲ以テ之ヲ告示スルモノトス
- 三、官國幣社官司・權宮司ノ招魂社受持神官業務ノ件ニ關シテハ大正元年十一月十六日内務省社第一〇三號通牒ノ次第アルモ、護國神社ノ社司・社掌ニ關シテモ從來ノ慣行、土地ノ情況等ニ依リ他ノ官國幣社以下神社ノ神職ヲシテ兼務セシムルノ已ムヲ得ザル事情アル場合ハ前記通牒ノ趣旨ニ基キ取扱ハルルモ支障ナキモノトス尤モ指定護國神社ニ於テハ當該神社神職中ニ勤クトモ一人ノ專任又ハ本務ノ神職ヲ配置セシメラルルヲ適當トス

- 四、護國神社神職ノ補命ニ關シテハ關係法令ノ施行ト同時ニ速ニ神職候補者ノ推薦、社掌員數議定ノ手續ヲ了シメ夫々補命セラルベキハ言フ俟タザル所ナルヲ以テ、豫メ之ガ準備ヲ進メ、苟モ遺漏ナキヲ期セラルルヲ要ス
- 尤モ明治十四年七月内務省達乙第三十三號ニ基キ、現ニ崇敬者總代ノ設置アル招魂社ニ付テハ、新ニ總代選出ノ手續ヲ要セザルコト勿論トス

(八) 神饌幣帛料ノ供進ニ關スル事項

- 一、明治三十九年勅令第九十六號及明治三十九年六月内務省令第二十號(町村制ヲ施行セザル地方ニ於ケル神社ノ神饌幣帛料ニ關スル件)中一部改正ニ伴ヒ、指定護國神社ニハ府縣又ハ北海道地方費ヨリ、指定外護國神社ニハ市又ハ町村ヨリ神饌幣帛料ヲ供進シ得ルコトトナリ、其ノ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ベキ護國神社ハ地方長官之ヲ指定スルモノトナレリ、右ハ他ノ府縣社以下神社ニ於ケルト同様地方公共團體ヨリモ亦崇敬ノ誠ヲ效スベキヲ適切ト認メラレタル次第ナルヲ以テ之ガ供進ニ付格別ノ配意アランコトヲ望ム尙從前ノ官祭招魂社ニ對スル國費ノ支出ハ引續キ之ヲ存置セシムルコトトシ其ノ取扱等凡テ從前ノ例ニ依ルコトトセリ
- 二、神饌幣帛料ノ金額ハ大正九年八月内務省令第二十四號(府縣社郷社村社ニ供進スヘキ神饌幣帛料ノ金額)中改正ニ伴ヒ、指定護國神社ニハ例祭、鎮座祭及合祀祭ノ三祭各三十圓、指定外護國神社ニハ三祭各十四圓ト定メラレタリ

三、護國神社ノ例祭ニシテ一社ノ由來地方ノ實情等ニ依リ春秋二季ニ之ヲ執行ハルル向ニ對シテハ素ヨリ其ノ都度神饌幣帛料ヲ供進セラルルヲ適當トス

(九) 財産及會計ニ關スル事項

一、官國幣社以下神社ノ財産會計ニ關スル明治四十一年法律第二十三號(神社財産ニ關スル件)明治四十一年勅令第七十七號(神社財産ノ登録ニ關スル件)及明治四十一年七月内務省令第十二號(神社ノ財産登録及管理會計ニ關スル件)ハ護國神社ノ財産及會計ニ關シテモ亦之ガ適用アルモノトス、依テ招魂社中神社財産ノ登録ニ關シ手續未済ノ向ニ在リテハ至急之ガ手續取運バシメ以テ神社財産格護ノ方途ニ關シ遺憾ナカラムベク、又會計指定神社ノ制ニ關シテモ他ノ府縣社以下神社ニ於ケルト同様取扱ノ上金銀物品ノ出納ニ關シ精確ヲ期セシメラルルヲ要ス右ノ外財産及會計ニ關スル規程ニシテ府縣社以下神社ニ關スルモノハ凡テ皆護國神社ニモ其ノ適用アルモノトス

(一〇) 社殿ニ關スル事項

一、招魂社ノ社殿設備ニ付テハ著シク不備ナルモノアルヤニ認メラルルヲ以テ今回ノ制度確立ニ際シ之ガ整備ニ關シ留意セシメラルルヲ要ス

(一一) 公費供進ニ關スル事項

一、神社ニ對スル公費供進ノ件ニ關シテハ昭和九年七月内務省令第十五號及第十六號ヲ以テ府縣制施行規則及市制町村制施行規則中一部ヲ改正シ、同七日附地發乙第一〇〇號ヲ以テ内務次官ヨリ、又同日附發社第三八號ヲ以テ神社局長ヨリ夫々通牒ノ次第アルモ右ハ素ヨリ護國神社ニ對シテモ適用セラルベキモノナルヲ以テ、道府縣又ハ市町村ニ於テハ財政上支障ナキ範圍ニ於テ相當額ノ公費ヲ供進シ以テ愈々敬神ノ實ヲ擧グルニ遺憾ナキ様配意アラントヲ望ム

護國神社の祭祀に就て

内務省 神社局

(一)

今回の招魂社制度の改善整備に就ては、さきとその全般的の解説を行つたが、祭祀に關する事項中特に注意すべき諸點に就て重ねて此に解説を試みることにする。  
護國神社の祭祀に關しては、官國幣社以下神社祭祀令、及び官國幣社以下神社祭祀式を初め、之が附屬諸規程中府縣社以下神社に關するものが凡て適用されるのであるが、護國神社の特性に鑑み、今回官國幣社以下神社祭

護國神社の祭祀に就て

祀令中一部改正せられて、鎮座祭及び合祀祭が新に大祭とせられ、又例祭、鎮座祭及び合祀祭の祭式及び祝詞が新に制定せられたのである。

〔二〕

例祭、鎮座祭及び合祀祭には、地方公共團體より神饌幣帛料を供進するの途が初めて拓かれたのであるが、その例祭には指定護國神社に在りては地方長官、指定外護國神社に在りては市町村長が幣帛供進使として参向し、鎮座祭及び合祀祭には指定護國神社に在りては地方長官、指定外護國神社に在りては市町村長が参向する。この鎮座祭及び合祀祭には神饌幣帛料の供進が行はれない護國神社に在りても上に準じて、地方長官又は市町村長が参向して遷御の時に前行の所役を奉仕するのである。

〔三〕

例祭の祭式が今回新に制定せられた。之は一般神社の祭式とその大綱に於て異なる所はないが、その最も特色とするところは、後にも述ぶる如く、關係部隊代表者参列の場合、幣帛供進使の祝詞奏上に次で祭文を奏上し、幣帛供進使に次で玉串を奉り拜禮することを得る旨定められたことである。

〔四〕

鎮座祭及び合祀祭の祭式は、各之を二日に亙つて行ふ場合の祭式と、一日に行ふ場合の祭式の兩様が定められた。前者の場合に在りては、第一日は鎮座の儀、若くは合祀の儀のみを行ひ、第二日は幣帛供進の儀を行ふのである。後者の場合に在りては、鎮座の儀若くは合祀の儀に引續き幣帛供進の儀を行ふのである。その何れ

に依るも任意である。二日に亙りて行ふ場合は、第一日の鎮座の儀若くは合祀の儀に於ける拜禮は玉串を奉ることなく、拜禮のみをすることに定められてゐる。この意味は鎮座祭若くは合祀祭が未だ完了しないからである。第二日の幣帛供進の儀の時、即ち祭典が完了した時に玉串を奉つて拜禮するのである。神饌幣帛料の供進が行はれない護國神社に於ては一日に行ふ場合の祭式中より幣帛に関する事項を除いたものとなる譯である。鎮座祭若くは合祀祭を二日に亙つて行ふ場合の第一日の鎮座の儀、若くは合祀の儀は、一般神社の遷座祭の如く夜間に之を行ふべきであり、第二日の幣帛供進の儀は普通一般の祭典の如く成るべく午前中適當なる時刻を選んで行ふが宜い。神饌幣帛料の供進が行はれない護國神社の鎮座祭及び合祀祭は、當然夜間に之を行ふべきである。

鎮座祭及び合祀祭の祭式中に假殿とあるは、臨時に設くる榭舎、其他便宜の設備の義であつて、降神の儀を行ふに相應しいものであれば宜い。必ずしも遷座祭に云ふところの假殿と同じ意味に解するには及ばないのである。而して成るべくは上に云ふ如き假殿を設け降神の儀をこゝに行ひ、本殿へ遷御することにせられたのであるが、境内の狹隘、其他特別の事情ある場合は、必ずしも假殿を設くるに及ばず、降神の儀は本殿に於て之を行ふても差支はない。この場合には遷御の儀は自然省かれることとなる譯である。

鎮座祭及び合祀祭に於ける降神の儀の詞は別に規定してはない。尙降神の儀に際しては警蹕及び首擡を行ふ等適宜考慮せられたい。

鎮座祭及び合祀祭の遷御の儀は府縣社以下神社の遷座祭と殆ど異るところはない。従つて遷御の列次も遷座



祭に準じて適宜之を定め召立も行ふがよい。奉遷には或は御羽車、其他適宜のものをを用ひ、行障・相垣を繞らし又出御の直前に一切の燈火を滅し、唯列次中の松明のみ闇夜の御路次をほのかに照すのみとし、俗人道楽を奏し、神樂警蹕を奉仕し、地方長官又は市町村長前行所役を奉仕し、社司又は社掌行障相垣の中に御を奉戴し、諸員前陣及び後陣に供奉して、神々しく本殿へ遷御相成り、入御の後に再び一切の燈火が點せられて祭儀が續けられることとなるのである。

例祭に於ける幣帛供進使、鎮座祭及び合祀祭に於ける地方長官（市町村長）の拜禮の場合、その隨員は同時に列拜し、同じく社司（社掌）拜禮の場合、社掌も同時に座後又は自座に於て列拜することに定められる。

〔五〕

例祭は固よりのこと、鎮座祭及び合祀祭に於ても、祝詞は幣帛供進に關するものは地方長官（市町村長）が奏上するのであるが、その他は凡て社司（社掌）が奏上することに定められてゐる。鎮座祭及び合祀祭は前述の如く、各之を二日に互つて行ふ場合と、一日に行ふ場合の兩儀があり、又兩祭共に假殿の儀を省く場合もあるので、これ等のあらゆる場合を考へて、各種の祝詞が制定せられてゐる。

〔六〕

例祭、鎮座祭及び合祀祭には護國神社の特性に鑑み、關係部隊代表者參列の場合には、幣帛供進使又は地方長官（市町村長）の祝詞奏上に次で祭文を奏上し、幣帛供進使又は地方長官（市町村長）に次で玉串を奉り拜

禮することを得ることに定められてゐる。而してその祭文は奏上者に於て適宜撰することになつてゐる。關係部隊代表者の範圍等に就ては地方の事情や祭祀の實際等に徴して各地共適宜に取計らはれたい。

例祭、鎮座祭及び合祀祭に於ては、祭神の緣故者及び參列者は神職に次で拜禮することを得る旨定められてゐる。これ亦各地共適宜に取計らはれたいのである。

〔七〕

新年祭及び新嘗祭は官國幣社以下神社祭祀令に依つて大祭である事は申す迄もないが、この兩祭には地方公共團體から神儀幣帛料の供進が行はれないから、その祭式は官國幣社以下神社祭式に定むる大祭式中より幣帛に關する事項を除いたものとなる譯である。

本殿遷座祭及び假殿遷座祭は府縣社以下神社に於けると何等異るところはない。前にも述べた如くその際前行所役を奉仕する者は指定護國神社に在りては地方長官、指定外護國神社に在りては市町村長である。尙官國幣社以下神社祭式改正ニ關スル件通牒（昭和十三年四月十二日内務省）を參照せられたい。

以上護國神社の祭祀に就て特に注意すべき諸點を申したのであるが、大體諒解せられたことと思ふ。尙細部に互つて申したいこともあるが、紙面が許さない。願はくは今回の制定の趣旨を體して祭祀を愈々嚴重に執行せらるゝやう望んでやまない次第である。（昭和十四年四月一日皇國時報所載）

内務大臣 指 定 護 國 神 社 〔三十四社 昭和十四年四月一日〕

北海道護國神社  
札幌護國神社  
函館護國神社  
京都靈山護國神社  
兵庫縣姫路護國神社  
埼玉縣護國神社  
栃木縣護國神社  
三重縣護國神社  
愛知縣護國神社  
靜岡縣護國神社  
滋賀縣護國神社  
濃飛護國神社  
長野縣護國神社  
宮城縣護國神社  
福島縣護國神社  
岩手縣護國神社  
青森縣護國神社

(旭川市)  
(札幌市)  
(函館市)  
(京都市)  
(姫路市)  
(大宮町)  
(宇都宮市)  
(津市)  
(名古屋市)  
(静岡市)  
(彦根市)  
(大垣市)  
(松本市)  
(仙臺市)  
(福島市)  
(盛岡市)  
(弘前市)

山形縣護國神社  
秋田縣護國神社  
石川縣護國神社  
富山縣護國神社  
鳥取縣護國神社  
松江護國神社  
濱田護國神社  
岡山縣護國神社  
廣島縣護國神社  
福山護國神社  
和歌山縣護國神社  
德島縣護國神社  
愛媛縣護國神社  
高知縣護國神社  
大分縣護國神社  
佐賀縣護國神社  
鹿兒島縣護國神社

(山形市)  
(秋田市)  
(米澤市)  
(富山市)  
(鳥取市)  
(松江市)  
(濱田町)  
(岡山市)  
(廣島市)  
(福山市)  
(和歌山市)  
(徳島市)  
(松山市)  
(高知市)  
(五台山村)  
(大分市)  
(佐賀市)  
(鹿兒島市)

祭 祀 制 度

### 第三編 祭祀制度

#### 第一章 祭祀令

第一節 皇室祭祀令 (明治四十一年九月十  
九日皇室令第一號)

##### 第一章 總則

- 第一條 皇室ノ祭祀ハ他ノ皇室令ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 祭祀ハ大祭及小祭トス
- 第三條 祭祀ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ
- 第四條 天皇、喪ニ在ル間ハ祭祀ニ御神樂及東遊ヲ行ハス
- 第五條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ス  
但シ特ニ除服セラレタルトキハ此ノ限りニ在ラス
- 第六條 祭祀ニ奉仕スル者ハ大祭ニハ其當日及其前二日小祭ニハ其當日齋戒スヘシ
- 第七條 陵墓及官幣社奉幣ニ關スル規定ハ本令又ハ他ノ皇室令ニ別段ノ定アルモノヲ除ク外宮内大臣勅  
裁ヲ經テ之ヲ定ム

##### 第二章 大祭

- 第八條 大祭ニハ、天皇、皇族及官僚ヲ率キテ親ラ祭典ヲ行フ
- 天皇喪ニ在リ其他事故アルトキハ前項ノ祭典ハ皇族又ハ掌典長ヲシテ之ヲ行ハシム
- 第九條 大祭及其期日ハ左ノ如シ

- 元始祭 一月三日
- 紀元節祭 二月十一日
- 春季皇靈祭 春分日
- 春季神殿祭 春分日
- 神武天皇祭 四月三日
- 秋季皇靈祭 秋分日
- 秋季神殿祭 秋分日
- 神嘗祭 十月十七日
- 新嘗祭 十一月二十三日ヨリ二十四日ニ亙ル
- 先帝祭 毎年崩御日ニ相當スル日
- 先帝以前三代ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日
- 先后ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日

##### 第一章 祭祀令

第十條 式年ハ崩御ノ日ヨリ三年、五年、十年、二十年、三十年、四十年、五十年、百年及爾後毎百年ト

第十一條 元始祭ハ賢所、皇靈殿、神殿ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 紀元節祭、春季皇靈殿祭、神武天皇祭、秋季皇靈殿祭、先帝祭、先帝以前三代ノ式年祭、先后ノ式年祭及皇妣タル皇后ノ式年祭ハ皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ

第十三條 神武天皇祭、先帝祭、先帝以前三代ノ式年祭、先后ノ式年祭及皇妣タル皇后ノ式年祭ハ皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ

第十四條 神嘗祭ハ神宮ニ於ケル祭典ノ外仍賢所ニ於テ之ヲ行フ

第十五條 神嘗祭ハ神宮ニ於テ之ヲ行フ

第十六條 神嘗祭ヲ行フ前一日綾綺殿ニ於テ鎮魂ノ式ヲ行フ

第十七條 新嘗祭ハ大嘗祭ヲ行フ年ニハ之ヲ行ハス

第十八條 神武天皇及先帝ノ式年祭ハ陵所及皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ

第十九條 左ノ場合ニ於テハ大祭ニ準ジ祭典ヲ行フ

第二十條 小祭ニハ、天皇、皇族及官僚ヲ率イテ親ラ拜禮シ掌典長祭典ヲ行フ

第二十一條 小祭及其ノ期日ハ左ノ如シ

第二章 祭典

第一章 祭典

一月一日

二月十七日

祭典

祭典

祭典

祭典

祭典

祭典

祭典

祭典

祭典

祭典

祭典

明治節祭

十一月三日

十二月中旬

賢所御神樂

天長節祭

先帝以前三代ノ例祭

先帝以前三代ノ例祭

皇妣タル皇后ノ例祭

綏靖天皇以下先帝以前四代ニ至ル歴代天皇ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日

前條ノ例祭ハ式年ニ當ルトキハ之ヲ行ハス

歲旦祭、祈年祭及天長節祭ハ賢所、皇靈殿、神殿ニ於テ之ヲ行フ

歲旦祭ノ當日ニハ之ヲ行フニ先タチ四方拜ノ式ヲ行ヒ、祈年祭ノ當日ニハ神宮及官國幣社ニ奉幣セシム 但シ天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ四方拜ノ式ヲ行ハス

賢所御神樂ハ賢所ニ於テ之ヲ行フ

例祭及式年祭ハ皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ 但シ例祭ハ一週年祭ヲ訖リタル次年ヨリ之ヲ行フ 第十條第一項ノ規定ハ前項ノ式年ニ之ヲ準用ス

皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王ノ靈代ヲ皇靈殿ニ遷ストキハ小祭ニ準シ祭典ヲ行フ 此ノ場合ニ於テハ特旨ニ由ルノ外拜禮ヲ行ハス

第二十六條

前項ノ規定ニ依リ祭典ヲ行フ期日ハ之ヲ勅定ス

第二十四條

前條ノ例祭ハ式年ニ當ルトキハ之ヲ行ハス

第二十三條

歲旦祭、祈年祭及天長節祭ハ賢所、皇靈殿、神殿ニ於テ之ヲ行フ

第二十五條

歲旦祭ノ當日ニハ之ヲ行フニ先タチ四方拜ノ式ヲ行ヒ、祈年祭ノ當日ニハ神宮及官國幣社ニ奉幣セシム 但シ天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ四方拜ノ式ヲ行ハス

第二十四條

賢所御神樂ハ賢所ニ於テ之ヲ行フ

第二十五條

例祭及式年祭ハ皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ 但シ例祭ハ一週年祭ヲ訖リタル次年ヨリ之ヲ行フ 第十條第一項ノ規定ハ前項ノ式年ニ之ヲ準用ス

第二十六條

皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王ノ靈代ヲ皇靈殿ニ遷ストキハ小祭ニ準シ祭典ヲ行フ 此ノ場合ニ於テハ特旨ニ由ルノ外拜禮ヲ行ハス

第二節 神宮祭祀令 (大正三年一月二十六日勅令第九號)

第一條 神宮ノ祭祀ハ大祭、中祭及小祭トス

第二條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ大祭トス

祈年祭、神衣祭、神嘗祭、神嘗祭

月次祭、神嘗祭、神嘗祭

新嘗祭、神嘗祭、神嘗祭

臨時奉幣祭、神嘗祭、神嘗祭

第三條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ中祭トス

日別朝夕大御饌祭、歲旦祭、紀元節祭

元始祭、天長節祭、天長節祭

風日祈祭、天長節祭、天長節祭

明治節祭、天長節祭、天長節祭

第四條 內務大臣ハ遷宮ニ屬スル諸祭ニ付前二條ニ掲クルモノ、外別ニ大祭、中祭ヲ定ムルコトヲ得

第五條 大祭及中祭以外ノ祭祀ハ之ヲ小祭トス

第一章 祭祀令

第六條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ス

但シ除服セラレタトキハ此ノ限ニアラス

第七條 祭祀及齋戒ニ關スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

附 則

本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム

内務省令第三號

神宮ニ於ケル祭祀及齋戒ニ關シテハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年三月二十七日

内務大臣 原 敬

第三節 官國幣社以下神社祭祀令 (大正三年一月二十六日)

第一條 官國幣社以下神社ノ祭祀ハ大祭、中祭、小祭トス

第二條 左ニ掲ケル祭祀ハ大祭トス

- 例 祈年祭
- 例 新年祭
- 例 遷座祭
- 例 臨時奉幣祭
- 新嘗祭
- 嘗祭

前項ノ外別格官國幣社靖國神社ニ於テハ合祀祭ハ之ヲ大祭トス

第三條 左ニ掲ケル祭祀ハ之ヲ中祭トス

- 歲旦祭
- 紀元節祭
- 元始祭
- 天長節祭
- 明治節祭

神社ニ特別ノ由緒アル祭祀

第四條 大祭及中祭以外ノ祭祀ハ之ヲ小祭トス

第五條 新ニ小祭ヲ定ムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ス但シ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 祭祀及齋戒ニ關スル規定ハ主務大臣之ヲ定ム但シ朝鮮ニ於テハ朝鮮總督、臺灣ニ於テハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

第八條 本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム

第九條 地方ノ狀況其他特別ノ事情アル神社ニ於テハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

内務省令第二號

大正三年一月勅令第九號及第十號ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年三月二十七日

内務大臣 原 敬

第四節 恒例式

○神宮並官國幣社以下ニ於テ行フ恒例式 (大正三年三月二十七日 内務省訓令第二二號)

神宮並官國幣社以下神社ニ於テ恒例トシテ行フ式左ノ通定メ大正三年四月一日ヨリ施行ス

第一條 神宮ニ於テ恒例トシテ左ノ式ヲ行フ

春季皇靈祭遙拜

神武天皇祭遙拜

秋季皇靈祭遙拜

大正天皇祭遙拜 (編者註、昭和三年七月内務省訓令第八號ニヨリ明治天皇祭遙拜ヲ改正ス)

大 祓

第二條 官國幣社以下神社ニ於テ恒例トシテ左ノ式ヲ行フ

春季皇靈祭遙拜

神武天皇祭遙拜

秋季皇靈祭遙拜

神嘗祭遙拜

大正天皇祭遙拜

大 祓

第二章 皇室の祭祀

〔本章は、宮内省掌典殿祭事課長尾野輝興氏の執筆「皇室の祭祀」(神社大觀所載)を基本とし、〔より平易に講述したところに係る。此の旨特記して深甚の敬意と謝意を表する次第である。〕

一、總 說

一、御範圍 通例、たゞに皇室の祭祀と申すと、宮中だけの祭祀、即ち宮城内及び山陵や御墓におけるのみ  
の祭祀と解せられる嫌ひがあるが、其の御範圍は決してそれに限られてはゐない。世一般に國家の祭祀とい  
つて、皇室の祭祀とは別個の存在かの如く思つてゐる神宮及び官國幣社の祭祀中、その主要なるものは殆んど  
全部といつてもよい位に、皇室と密接なる關係におかれてゐる。即ち、皇室より御奉納の神饌幣帛が、それら  
の祭祀執行の主眼になつて居るが、此の事實によつて見ても、重要な國家の祭祀の多くは、實は殆んど悉く  
皇室の祭祀と申してもいゝのである。蓋しこれこそ、我が國體の特殊性のいたす所であると同時に、祭祀の本  
質の然らしむる處であると拜察される。

二、御沿革 皇室の祭祀の起源は、遙かに久遠の昔にまで溯らねばならぬと拜察されるが、しかしながら、  
これは、時間的に、歴史的に、はつきりとは申上げ得ないであらう。それは恐らく私達の遠い祖先が、昨  
日の生活を想ひ、明日の生活を考ふるに至つた大昔——悠久の太古に、すでに其の萌芽を見出すであらう。

これは、世界の創め、伊弉諾、伊弉冉二尊の御時に、また、皇祖天照大御神の御時に、すで其の遷徙を仰ぐことの出来るによつても、想ひ知ることが出来る。けれども今日現に拜しまつるところの皇室の祭祀の、史的起源または確定は、これを探求するに左まで難事としない。即ち、天孫降臨の際、漢發あらせられた五大神勅こそ、皇室の祭祀の、改めての起源と拜せられるからである。

五大神勅とは、曰く天壤無窮の神勅、曰く同床共殿の神勅、曰く侍殿爲護の神勅、曰く齋庭之穂の神勅、曰く天津神籙の神勅、これであるが、中にも、祭祀についての直接のお示しと仰ぐべきは、同床共殿、齋庭之穂及び天津神籙の三大神勅であると拜せられる。

同床共殿の神勅からは、賢所、神宮、皇靈殿及び山陵御墓の祭祀が其の源流を發し、齋庭之穂の神勅からは新嘗祭が起源し、天津神籙の神勅からは、神殿及び官國幣社の祭祀の起源を見奉ることが出来る。そして、其の各々の結論に、おのづから、天壤無窮の神勅及び侍殿爲護の神勅の何ものかを仰ぐことができる。したがつて、皇室の祭祀を仰ぐに方つては、常に此の根本的源流を、しつかり胸に覺んでおかねばならぬ。此の點が最も肝要である。

三、御制度 根本的源流の、形に現はれたのが制度である。これを、皇室の祭祀に見奉るに、其の御制度は大體に於て、大奥のみの祭祀と、表の祭祀とに別ち得ると思ふ。大奥のみの祭祀は、これを御内祭とも申していふかと思ふが、それは更に御親拜のお祭と、然らざるものとに別ち得るであらう。而してまた表の祭祀は、これを大祭と小祭とに分つ事ができる。大祭とは、天皇陛下、大御親行はせられるお祭であり、小祭とは、

掌典長をして行はしめられ、大御親御遊ばすお祭である。がしかし、この大祭にも小祭にも各々連行のお祭があり、また連帯のお祭や附帯のお祭があるし、或は表のお祭にして以上に及ばない御儀もあり、却々一様には申されない。

なほ、以上のことは恒例のお祭であるが、臨時の祭祀には、大小兩祭に準じて行はせられるもあり、またはそれらに拘らない事もあり、乃至は恒例祭祀に超越する御儀もあるといふわけで、一層多岐多様にわたる次第であるが、以下申し述べやうとする處は、さうした臨時の祭祀ではなく、恒例として行はせられる諸祭についてののみである。

四、祭所 皇室の祭祀の行はせられる御場處、即ち祭所は自然、其の御祭の御範圍と不可分の關係であるから、非常に廣いわけである。

これは第一項「御範圍」で申述べたやうに、宮城内、山陵、御墓等の外に、又、神宮、官國幣社があるが、殿格な意味でこれを狹義に拜すれば、皇室の祭祀の行はせられる御場處は、いふまでもなく宮城内、山陵及び御墓である。しかし宮城内と申しても、必ずしも祭殿のみに限られてゐるわけではないが、御神靈を常に奉齋する御殿は、世に宮中三殿と申上げる。賢所・皇靈殿・神殿であるから、最も多くの御祭祀が、こゝを祭所として行はせられる事は、これまた申す迄もあるまい。なほ此のほか、たゞ一夜の奉齋ではあるが、祭殿たる神齋殿がある。

承るに、もと、神宮、賢所、御常御殿は、一直線に設けまつるのを、古來の御風儀と遊ばされてゐるさうで



あるが、唯今も、宮中三殿は、御常御殿の西方いさゝか南寄りに仰ぎまつると承るから、そこに、遙かなる神宮御座の事も偲びまつられ、古來の御風儀も窺はれて、恐い極みである。

そこで、宮中三殿について略述しまつるに、賢所は、皇祖天照大御神の鎮まります神器たる寶鏡を奉齎し、皇靈殿は、神武天皇を始め奉り、大正天皇に至る御歴代、追尊天皇の大御靈及び御歴代の皇后、皇妃、皇親の御靈を奉齎し、神殿には、天神地祇八百萬神、詳しくは、玉體守護の八神を御合祭申上げし天神地祇八百萬神を齎き奉つてゐられる。かくて神嘉殿は十一月二十三日から二十四日にわたり、皇祖を始めまつり、天神地祇に新穀を奉らせ給ひ、また大御親く之れを聞食す御殿である。

五、御趣旨 さて然らば、皇室の祭祀は、そも如何なる御趣旨によつて行はせられるであらうか。これについては單一に申上げられぬ多くの意味が拜されるが、最も端的には、順徳天皇の御魂と拜される「禁秘抄」に、次の如く仰せられてゐるところによつて、これを窺ひ知る事ができる。即ち

「凡禁中の作法、先づ神事、後に他事、且暮祓禊の歡慮懈怠無し。白地にも神宮並に内侍所の方を以ちて御跡と爲したまはず、萬物出で來るに隨ひて、必ず先づ齋盤所の標に置きて、女官を召して奉らる。」  
と。御文中、内侍所とは賢所を申す。むかし、内侍（中宮に仕へ奉つた女官）が奉仕してゐたから此の大御名がある。また齋盤所とは、むかし、清涼殿内にあつた一室で、これを女房の詰所ともいひ、お食事用の齋盤（机、食物を載せる臺）を置いたから此の名がある。平俗に申せば、お齋所といふに同じである。而して右のお示しは、古來、宮中不刊の大法と稱せられる處であるが、また、

明治天皇の

はるかにもあふがぬ日なしわが國のしづめとたてる伊勢のかみ垣  
わが國は神のすゑなり神祭る昔の手ぶり忘るなよゆめ  
とこしへに國まもります天地の神の祭をおろそかにすな  
と遊ばされた大御歌によつても、一層明らかに之れを伺ひまつる事ができる。  
が更に、後冷泉天皇の御代の官符に、「興國の基は祭祀を先にするより無し」とあるを拜し、また、

明治天皇の御製に

千早ぶる神のひらきし道をまたひらくは人のちからなりけり  
とお示し遊ばされて居るのを仰ぐに於ては、宮中の祭祀は、單なる御敬神でなく、實に、宮中御傳統の祭後の御復常によつて、我が開闢以來の聖業たる地上の完成、換言すれば、世界の平和發展を計らせられ、以つて崇祖敬神の思召しを完うせさせ給ふにありと、恐察し奉る次第である。

二、年中諸祭

かくて、そのやうな御趣旨、思召しが、いかやうに表現されて居るであらうかと申せば、それは年中諸祭の御儀の上である。

一、四方拜 而して、宮中の年中諸祭は、一月一日早旦の四方拜を以て始めさせられる。

まだ夜もあけやらぬ午前五時三十分、聖上におかせられては、神嘉殿南庭に出御、四方拜の御儀を行はせられるのであるが、これよりすつと前に、宮殿に於て御濃齋あらせられ、五時少し過ぎ、綾袴殿と申す御殿に出御、黄櫨染御袍の御束帯にお召換あり、御手水、御笏の御儀があつて、掌典長の御先導、侍従の供奉で神嘉殿南庭の御座に進御あらせられる。

神嘉殿南庭の御座は、四間四方の床なしの假建物で御覆ひ申し、御座の下には、地上直ちに敷かれた荒藪があり、その周囲は御屏風を以ておかこひ申し、御座前には御燈臺二基を供し、お庭上には庭簾が貼在して曉闇を低く破つてゐるといふ、承るだに神々しき極みに拜される。

やがて、陛下には庭上に下御、御屏風内に進御あらせられる。御屏風内の御儀は、恐くも、着御、御拜の御事とは拜察されるが、これはたゞひそかに拜察しまつるだけで、申すべき限りではない。しかしながら明治の御代に記したもので推しまつると、伊勢の神宮、四方の神祇、神武天皇の山陵並びに先帝の山陵、それに皇宮所在地の一宮、皇統に特別御關係の神また尙武の神々への御儀であらうかと伺はれる。

御屏風内の御儀が畢らせられると、出御の際と御同様の御列の下に入御あらせられ、次で歳旦祭の爲めに三殿へと進御あらせられる。

二、歳旦祭 歳旦祭は、先づ御儀に先ち、掌典長以下の奉仕により、賢所・皇靈殿・神殿に對し奉り、神樂歌奉奏裡に、閉扉、供饌、奠幣の儀があり、掌典長の祝詞奏上があつて、出御を待ち奉る。

何分、元旦の午前五時前のことであるから、あたりは唯それ曉闇、また寒氣は凜烈であり、而して飽くまで

静寂である。併し其のしじまの裡に、天地はまさに明け放れやうとする環氣をはらみ、元旦初日の登榮昇りも遠くない。天地開闢の直前も斯くやと思はれる莊嚴さが、壽と人々の身を包む事であらう。

さて、陛下におかせられては、五時四十分、内陣の御座に着御、掌典長の進めまゐらせる御玉串を執らせ給ひて御拜、訖つて、御玉串が、皇祖の御尊前眞近に奉奠せられたと思ひまつられる頃、天岩戸の開け放たれた時もかくやと拜するばかり、御奥の奥より、御前に、さわやかに、すが／＼しく、而も森嚴の氣が、ひたと人に迫るかの如き金鈴の音が、無數に一せいに傳はつて来る。これが一刻み々々に一種の旋律を追つて鳴り響く。即ち御鈴の儀とはこれであるが、此の儀に奉仕する内掌典は、神の子として一生を神に奉つてゐるもので、神的な衣といはず、舉指、容姿といはず、まことに近づき難きものを思はせる。此の儀の奉仕約十分間、神庭は緊張また緊張、吸一つする者もなく、天上天下、唯、神の御光を、心頭高く仰ぐのみと申される。やがて、陛下におかせられては、皇靈殿、次で、神殿を御拜あらせられて入御。

恰度この頃から東の空がそろ／＼白みだし、賀子の處々に奉つてある御燈火が、したがつて段々と薄らぎ始める。先帝陛下が、

神まつるわがしろたへのそでのうへにかつうすれゆくみあかしのかけ  
と遊ばされた大正十年の勅題「社頭曉」の御製が、今更に偲びまつられるのも、此の時分である。

入御の後、宮内省總代の拜禮があり、再び起る神樂歌奉奏裡に、幣饌の撤却があり、閉扉があつて御祭典の御終了を拜しまつる。時に午前六時半、恰も初日の出の眞近かで、内瀛に枝を交はして老ふる千代の幸松は、

大御代の萬代をことほぎつゝ、其の姿をくつきりと、瑞氣の中に現はして居る。

次で二日、三日と、其の早且に、三殿において掌典長以下奉仕、奏樂裡に開扉、供饗があり、祝詞奏上、そして煮饗、開扉といふ風に御祭典が奉仕される。これは謂ゆる年頭三箇日の御嘉例であつて、これを重んずる民風と同様の御趣旨の下に行はさせられるものではあるまいかと、拜察する。此の意味から拜察すれば二日、三日の三殿奉仕は、御祭典と申すよりも、毎朝の御日供奉仕を、特に御御重に遊ばされる御意味ではなからうかと、拜しまつる。かくて三日の御儀が済むと、次に元始祭が行はせられる。

三、元始祭 此の儀は、當日午前九時頃から、掌典長以下奉仕、奏樂裡に三殿の開扉、幣物神饗の供進等があるが、是よりさき、陛下におかせられては、御潔斎の上綾綺殿に渡御、御束帯を召され、午前十時、賢所に御出御、御玉串を執らせ給ひ、御拜の後、長くも大御親、御告文を奏せられる。玉音の御端々が、殿外にさむらふ方にまで傳はることは、まことに長く、感極まる次第である。

御鈴の儀の後、皇靈殿の御親祭があつて入御、次で皇后宮、皇太后宮の御拜を殿上に拜し、皇族、王族の御拜を石階上に拜し、終つて、大勳位以下勅任待遇の拜禮があり、それより奏樂裡に幣饗の撤下が奉仕され、一旦御扉を閉ち奉るが、正午再び御開扉、一時までの間に奉任待遇以上、二時までの間に勅任待遇以上の参拜がある。此の御祭典は御親祭であるから、舉國、國旗を掲揚して祝意を表しまつるが、これは、御祭典に参列し及び参拜するの光榮に浴しない者までも、恰も其の参列の人々と同一の心得たるの意を表しまつるの意義と、心得べきであらう。

そこで此の元始祭とは如何なる御趣旨の御祭典かと申せば、これを伺ふには、元旦の四方拜の儀から申さねば、其の意義を徹底することができない。

先づ四方拜はと申すと、古來御傳承の内容や御拜の神々から拜察しまつると、天業の三大事、即ち、祭祀、政治、軍事を主とした神恩に對して御拜あらせられると同時に、其の靈德をお受けになつて、これを大御稜威におそへ遊ばされる……。これを四方拜の御意義と拜することができると思ふ。

歳旦祭については、先づ、旬祭について一こと申さねばならぬ。旬祭は古來「シユンサイ」と申し、毎月、一日、十一日、二十一日の三回、宮中三殿に於て行はせられる御祭典である。旬は説文に「十日ヲ旬ト爲ス」とあり、十日毎に行はれるから旬祭と申すのである。これは日々の奉仕、即ち奉謝奉體の思召しが、特に一日の日に現はれたものと拜するが、此の旬祭の思召しが、一年を通じての、第一次の旬祭として表現されるとき、これを歳旦祭と拜してもいゝ事になるであらう。また一面、四方拜に於てお受けになつた御靈德を、一段と昂めたまひ、且つ深め給ふ御儀とも拜される。

それを更に晴の御膳によつて現實化遊ばされ、愈々以つて「ちはやぶる神の心」を大御心に御展開遊ばし大御稜威の一段の御輝きを、一日、二日の拜賀に於て諸臣に頒ち給ふとも伺はれる。かくて大御稜威の最高の御輝きは勿論、臣下は大御稜威によつて、最高の靈能の發現をも感求し得るわけである。此の大事實の形に現はれたのが元始祭の御意義と拜される。然らば元始祭とは如何なるお祭であらうか。

元始祭とは御儀の推移から拜しても、はたまた此の御祭典のお觸に依つても、本來、天津日嗣の本始を目標

にしてのお祭であることは明かであるが、抑々天津日嗣の本始とは何かといふと、このお祭の當初におさい、一名「天降祭」と申したが如く、此のお祭の上陳書に依るも、もと、天孫御降臨の御時を御追憶になつて、これを奉謝あらせられると同時に、これを御展開すべく御祝福になるお祭のやうに伺はれる。蓋し肇國祭とも申上ぐべき御儀かと拜しまつる。

この最高の祭祀の御發現に次で行はせられるのが、政治に現はれては政治、更に軍事に現はれては陸軍始となるのである。かくて三大天業の第一歩は新年を以つて始めさせ給ふことになるのであるが、かやうに拜しまつれば、四方拜から陸軍始の御儀まで、渾然として終始一體をなすと同時に、各御儀の複雑多岐なるも畢竟は一に歸することが知られ、さうして何れの御儀に對し奉つても崇高雄大の意義を感得せざるを得ないであらうと信ずる。

**四、官幣社例祭班幣** 新年早々、一月から三月に至る三ヶ月間の、勅使又は上卿参向以外の、官幣社例祭に對して、地方長官をして神幣幣帛を奉納せしめ給ふが御爲めに、其の料金其の他のものを、各地方廳に送附するの儀がある。これを官幣社例祭班幣と申す。蓋し御敬神の御履踐である。

**五、旬祭** これは前にも一言したが、旬祭は、一月一日を除くのほか、各月の一日、即ち一日、十一日、二十一日の日に、賢所・皇靈殿・神殿においてお祭を行はせられる。しかし此のお祭は、御表のお祭でなくて御奥のお祭であるから、参列員もなければ奏樂もなく、長くも上御一人におかせられて、唯々思召のまゝ行はせ給ふと承はる。

御趣旨は前に一言した如くであるが、星野輝興氏の感懐に依れば、「まことにしつくりとしたお祭で、明治天皇御代以來、このお祭に依つて受けし感激談が頗る多い」との事である。

**六、孝明天皇祭** 一月十一日、二十一日の旬祭を経て、一月三十日に、孝明天皇例祭を行はせられる。此の御祭典は皇靈殿での小祭であるが、ひとしく小祭とは申しても、他の小祭とはいさゝか其の趣きを異にし、聖上のみならず、皇后宮も皇太后宮も、はたまた皇族、王公族方の御拜禮もあり、宮内官員總代の外に、宮内大臣か次官かを拜禮せしめられる由に承はる。また此の日、山陵に於ては、掌典をして祭典を行はしめ給ふが、宮家の御代拜を始めまつり、臣下の参拜者も尠くない趣きである。

**七、紀元節祭** 二月一日には、ためしのまに旬祭が行はせられ、また當月十一日には、やはり旬祭があつて後に、賢所・皇靈殿・神殿で、紀元節祭が大祭として行はれる。御親祭の儀は元始祭の條で申した如くであるが、次で、皇后宮、皇太后宮を始めまつり、皇族、王公族の御拜があり、次で大勲位以下勅任待遇の拜禮があり、訖つて幣帛を撤下、御屏を閉ちまつる。かくて平年ならば午後一時三十分を改めて御開扉申上げ、二時半までは奏任待遇以上、二時半から四時までは判任待遇以上の参拜があり、夕刻四時三十分から、特に、皇靈殿において御神樂の儀を行はせられる。御神樂の済むのは翌日の午前零時半であり、それから御神祇上の儀があつて畢るのであるから、御祭典の全く終了するのは、二月十二日午前一時である。蓋し此の御大祭は、神武天皇の建國の御威徳を追憶しまつり、もつて其の聖旨を奉體遊ばされるのを、御主意とした御祭典であると拜察しまつる。

八、**橿原神宮例祭** 紀元節祭當日即ち二月十一日は恰もまた官幣大社橿原神宮の例祭日にも當るので、此の日、勅使が参向し、奉幣の儀がある。なほ此の奉幣の儀について特に附言したいと思ふことは、世間、往々にして、本祭の勅使が、紀元節の爲めに發遣されるものと思ひ誤つて居ることである。この解釋は明かに誤りである。橿原神宮の例祭が、恰も紀元節祭當日執行されるので、彼此混淆して紀元節の奉幣なるかの如く思はれ勝ちであるが、實は橿原神宮の例祭に對する奉幣であり、その爲めの勅使参向であつて、決して紀元節の爲めの勅使参向でも、紀元節の爲めの奉幣でもない事を、はつきり申しておく。

九、**新年祭** 紀元節祭が済めば、引續き二月十七日には、宮中の三殿に於て、新年祭が小祭として行はせられ、聖上御親拜の儀がある。時刻に關する事のほかは、すべて歳旦祭と御同様である。

しかし、此の御祭典は、單に宮中三殿のみではない。神宮には勅使をして、また、全國の官國幣社には地方長官をして、奉幣の儀を行はしめ給ふ。これに就いての、幣帛を班ち給ふ儀、即ち新年祭班幣の儀は、二月四日、宮中に於て行はせられるが、これは、天武天皇の御代以來打續く古儀である。

御趣旨は、古來、五穀、就中、稻の豐穰を主として皇室の安寧慶福、また國力の充實發展をお祈り遊ばされ、もつて地上完成への深き思召しに出づるところと拜される。なほ此のお祭は秋の新嘗祭と相對應するお祭であり、官國幣社以下神社では、大祭を以て奉仕する事になつて居る。

十、**仁孝天皇祭** 二月二十一日には旬祭に引續いて、この日、仁孝天皇の御例祭が行はれる。一に、孝明天皇の御例祭に同じである。

十一、**春日祭** 三月には入ると、一日、十一日の旬祭があつて、一日おいた十三日には、官幣大社春日神社の例祭が行はれるが、この例祭は、宮内省みづからが舊儀を以て行ひ、上御参向して奉幣するのを例としてゐる。いはゆる春日祭がこれであつて、このお祭こそ、祖孫の間に行はれる典型的なお祭として、特に意義深き例祭である。

十二、**官幣社例祭班幣** 三月中旬には、その年の四、五、六の三ヶ月間に行はれる官幣社例祭への、班幣の儀が行はれる。これは四項に既述せる通りである。

十三、**春季皇靈祭・春季神殿祭** 三月二十一日には、此の日の旬祭を経て、春季皇靈祭と春季神殿祭とが行はせられる。當日は概ね春分の日、いはゆる彼岸の中日である。皇靈祭とは、皇靈殿において、御歴代天皇の大御靈を始め奉り、一切の皇族の御靈を、親しく御奉齋あらせられる。また神殿祭とは、我が國で神と稱へまつる一切の神を鎮祭しまつる神殿において、親しく御奉齋あらせられるの御儀をいふ。此の兩祭は、一は御追憶を、他は御報賽の思召しを、殊に深く拜しまつる御祭典であるが、その思召しは、兩祭ともに大祭を以て行はせられ、就中、皇靈殿には東遊を奏せしめられる御事例をも拜する事ができる。

なほこゝで特に一言したいと思ふのは、世に、往々にして、皇靈祭の行はれる事は知つてゐても、神殿祭の行はれる事を知らぬ——知らぬか或は忘れてゐる向のある事についてである。御兩祭については、もとより輕重はなく、その御趣旨、御意義は、共に深重至極である。また曆面にも明記されて居る事であるから、常に此の御儀に對し奉つては、心してほしいと思ふ。前に謹記した明治天皇御製など、國民として三省しなればな

らぬところかと思ふ。

十四、神武天皇祭 四月に入ると、一日は、例によつて旬祭、越えて三日に神武天皇祭を、皇靈殿において大祭を以て御親祭あらせられる。大和歌傍の山段には、勅使参向、奉幣の儀が行はれる。皇靈殿の御儀は、東遊を奏せしめられる事まで、凡そ前條の皇靈祭に同じであるが、山陵奉幣の儀には、勅使参向のみならず、儀仗兵を差遣せしめられ、特に威儀厳重を極め給ふ事になつてゐる。

十五、天長節祭 かくて、十一日、二十一日の旬祭を経て、同二十九日ともなれば、賢所・皇靈殿・神殿において、天長節祭が行はれる。此の御祭典は小祭に屬し、御親拜の儀があるに止まるが、申す迄もなく聖壽の無窮を奉謝祈請しまつるお祭であるから、これを拜しまつる國民としては、至大の感激であらねばならぬ。殊に、御祭典に於て、聖壽の無窮を奉謝祈請遊ばされるのみならず、なほ且つ國民の末々の幸福まで祈らしめ給ふ趣きを承はるに及んでは、皇恩の無量なる、まことに感泣のほかはない。

十六、靖國神社例祭春祭 感激の住き日、四月二十九日が明れば、別格官幣社靖國神社例祭春祭の當日である。此の日、英靈の大前には、神饌御奉納のみならず、勅使参向して奉幣、また御祭文を奏せしめ給ふ。而して全國神社における例祭は一年一度であるのを例として居るが、靖國神社に限つて春秋二季に一度づゝ例祭を執行せしめ給ひ、その都度、極めて町重嚴肅なる御式例の行はれる事は、いかに靖國の神々の活き／＼しき御功德に對し、御感殊に深くあらせられるか。拜されて、海に恐れ多い極みである。

十七、出雲大社例祭 五月は、一日、十一日の旬祭があつて十四日には、勅祭たる官幣大社出雲大社の例

祭當日であるから、當日、勅使を参向せしめられ、其の例祭を行はしめ給ふ。天孫降臨の際の國運の御儀や、また大社の御祭神の神威神徳が、そぞろに偲ばれて定に尊い次第と拜される。

十八、賀茂祭 その翌十五日には、官幣大社賀茂別雷神社並びに官幣大社賀茂御祖神社の例祭がある。此の御祭典は宮内省が直接舊儀によつて執行し、且つ勅使が参向する。これを賀茂祭といひ、一に奏祭ともいつてゐる。御祭典の特質として、守るものと守られるものとの間に行はれる祭祀の典型が現はれてゐて趣きが深い。式次第の進むなかに、平安朝最盛期の朝儀のおもかげも偲ばれ、或はまた十二日に執行される上社のみあれ神事、下社の御蔭祭などを併せ考ふると、此のお祭の持つ意義の深さも思はれて、一入かしこさが拜される。なほまた此のお祭について思ひ合されるのは、埼玉縣の官幣大社氷川神社と共に、現に皇宮所在地の一ノ宮にまじ／＼、なみ／＼ならぬ御崇敬の現はれてゐる一事である。

十九、神宮月次祭班幣 賀茂祭が終ると、二十一日の旬祭が行はれ、越えて六月一日にも旬祭、次で同四日には、此の月の半に行はれる伊勢の、神宮月次祭に特に幣帛御奉納の儀があるので、其の班幣の儀が行はせられる。班幣その事の意義は、官幣社班幣と同じであるが、殊わけて嚴重と申される。而して神宮月次祭は、十五、十六の兩日が主となつて居り、神宮では祭主以下によつて奉仕される。

二十、官幣社班幣 六月十一日の旬祭後、七、八、九月三箇月間にわたる官幣社例祭への班幣の儀が行はせられる。其の儀は既述の如くである。

二十一、熱田神宮例祭 六月二十一日には旬祭が行はれるが、此の日はまた恰も、官幣大社熱田神宮の例祭

日に當つてゐるので、勅使を参向せしめ、奉幣の儀を行はしめられる。

二十二、節折大祓 次いで三十日の午後には、宮殿鳳凰の間において、聖上の節折の儀が行はれる。聖上におかせられては、御金巾子の御冠に御小直衣を召されて出御、先づ荒世の御儀として、御服、御麻など被具の供進あり、次で和世の御儀が行はれる。供進は荒世と同様の儀と申される。訖つて午後三時には、皇族、王公族の御總代を始めまつり、各官廳の總代數十名参列の下に、神嘉殿前庭において大祓の儀が行はれる。先づ、節折の御麻に祓の稻を挿むの儀があり、大祓詞の宣讀に次で大祓行事があり、み蹟物を大河に流し棄る事など、古儀のまに／＼奉仕されて此の大祓の儀が畢る。かくて節折は、一に陛下の大御稜威の無限の御輝き、大御恵みの無礙の御現れと拜され、大祓は、殿下方を始めまつり、下萬民の不斷の向上と明日の無礙の躍進を約束する聖なる行事である。なほ此の日、全國の神社に於てもまた、大祓の儀の行はれる事は、ことさらに申す迄もあるまい。

二十三、明治天皇祭 七月には入ると、一日、十一日、二十一日の旬祭を経て、やがて三十日には皇靈殿に於て、明治天皇例祭が小祭を以つて行はれ、また山陵に於ては祭典が行はれる。其の儀は、既述の、孝明天皇例祭や仁孝天皇例祭と御同様であるが、今尙ほ明治四十五年七月三十日の、申さうやうなき有様が胸奥を去來し、如何ともすべからざる感懐の湧くのは敢て筆者ばかりではあるまい。

二十四、氷川神社例祭 八月は、その一日、宮中に於て旬祭が行はれる一方、この日が恰も例祭日に當る官幣大社氷川神社に對して、勅使を参向せしめられ例祭を行はしめられる。この時、特に東遊御奉納の異例が

あるのは、全く他神社に拜し得ない殊わけた御崇敬と伺はれる。官幣大社氷川神社は武藏國の一ノ宮であり、東京奠都以來、皇宮所在地鎮護の大社として、明治天皇より大詔浚發の御由緒もあるから、それらは特別御尊崇の御現れと拜しまつる。

二十五、石清水祭 八月には、右の氷川神社のお祭が畢ると、十一日、二十一日の旬祭のほか、御奉典がなく、越えて九月も、一日、十一日の旬祭が済むまでは、特別の御奉典はない。さて、十一日の旬祭が済んで五日になると、此の日、官幣大社石清水八幡宮の例祭がある。此の祭典も宮内省が舊儀によつて直接これを行ひ、上卿の参向すること、既述の春日祭に同じである。石清水八幡宮の例祭の特色ともいふべきは、當日午前二時から始まるなど、時間的な特殊例があり、その他宗教的香氣がかなり濃厚な事であるが、これは中世以降の餘風と見ていゝであらう。山下から頓宮まで、中世の神幸のまゝ行はれるのも、其の氣分と共に古傳統の趣きが眼の邊りに拜されて尊い。

二十六、官幣社例祭班幣 九月中旬、即ち石清水祭の頃、十一月から十二月まで三箇月間の、官幣社例祭に對する班幣の儀がある。既述の如くである。

二十七、秋季皇靈祭・秋季神威祭 九月は、二十一日の旬祭後、秋分日を以て、此の兩祭が春季祭の如く行はれる。祭日は曆面に明記されて居り、御祭儀の次第は全く春季祭と御同様である。

二十八、神嘗祭 十月も、一日、十一日の旬祭は例の如く行はれ、次で十七日は神嘗祭（カンナメサイ）である。此の日、天皇陛下におかせられては、神嘉殿南庇において伊勢の神宮の御遙拜があり、また賢所に

おいて御親祭遊ばされる。而してこれより先き、神宮に於ては、先づ、豐受大神宮に於て、十五日午後十時及び十六日午前二時との二度に互り、由貴大御饗の供進があり、同日正午、勅使参向、奉幣、夜御神樂の奉奏が行はれる。皇大神宮に於ては、十六日午後十時と十七日午前二時とに、同じく大御饗の供進があり、十七日正午、勅使の奉幣がある。

そもく此の御祭典は、天照大御神が、曾つて高天原に大坐し、再び行はせ給ふた新嘗の御儀を、現世の高天原たる伊勢の五十鈴川の川上において行はせられる御趣旨と拜する。内宮における大御神の新嘗に先ち、大御神の御食津神にまします外宮に、先づ御初穂奠供の儀が行はせられるのも、此の御祭典の御趣旨を拜すれば、一しほ尊く伺ひ知る事ができるであらう。即ち神嘗祭に於て、かの外宮先祭の意義を、最も明かに伺ひ得るのであるが、こは蓋し、天照大御神の、六合照徹の御靈徳の御輝きを、殊に強く現はし給ふ御儀とも拜される次第である。

**二十九、朝鮮神宮例祭** 神嘗祭當日はまた官幣大社朝鮮神宮の例祭日でもあるので、同宮に對しまつり、勅使参向、奉幣の儀があるが、平年は、朝鮮總督に勅使を仰付けられる御例と承はる。

**三十、靖國神社例祭秋祭** 越えて二十一日には旬祭が行はれ、次で二十三日には、別格官幣社靖國神社例祭秋祭が行はれ、勅使参向等の儀があるが、すべて春祭と同様である。

**三十一、明治節祭** 十一月に入れば、一日の旬祭から、一日おいた三日には、明治節祭が賢所・皇靈殿・神殿に於て、小祭を以て行はせられ、御親拜の儀がある。此のお祭は、今上天皇の大御代即ち昭和二年三月三日

御制定遊ばされたところで、一に 明治天皇の御聖徳を御追憶あり、明治時代の大事業を御思念あらせらるゝ御趣旨と拜される。

**三十二、明治神宮例祭** 此の日はまた官幣大社明治神宮例祭當日でもあるので、勅使参向の上に、奉幣、御祭文奏上等の儀が行はれる。此の御祭に對する奉幣の儀等を、明治節なるが爲めの故に行はれると思ふ向があるらば、それは誤りである。恰も既述の、紀元節と權原神宮例祭の奉幣の如きもので、彼此混淆すべきでない事を、特に附言しておく。即ち明治神宮では、例祭は例祭で行はれ、明治節祭は明治節祭で、別に一般神社と同様に行はれるのである。

**三十三、鎮魂祭** 十一月、十一日と、二十一日の旬祭がお済みになると、翌二十一日には鎮魂祭が行はれる。鎮魂祭を正しくは新嘗祭前一日鎮魂の儀と申し、名稱の如く新嘗祭の前日即ち二十二日午後五時から、綾織殿に於て此の御儀が行はれる。此のお祭は、聖壽の萬々歳をお祈りすると共に、皇后宮、皇太后宮の萬々歳をもお祈り申す神事であつて、その、御衣振動と結びの御神事は、今を神世となす秘儀として、太古からお傳へ申されてゐる。前後約二時間、午後七時頃、御終了の趣きに承はる。

**三十四、神宮・賢所・皇靈殿・神殿並官國幣社新嘗祭** 鎮魂祭の翌二十三日は新嘗祭である。新嘗祭は春の新嘗祭に對應する祭祀であるが、此のお祭は申すまでもなく、上御一人が、其の年の新穀をきこしめす御儀であるけれども、それに先つて、神宮・賢所・皇靈殿・神殿並びに官國幣社に、御禮の爲めに神饌幣帛を御供進あらせられる。伊勢の神宮には春の神宮祈年祭通り、勅使を参向せしめられ、賢所・皇靈殿・神殿には掌典



長をして祭典を行はしめられ、且つ御代拜をお立てになり、官國幣社には十一月十日に班幣の儀があり、各地方長官をして奉幣せしめられる。而して此のお祭は、春の祈年祭と共に、或る地方または或る神社に限る個々特殊の性質を持つ祭祀でなくて、全國一體のお祭と拜される。但し、神社によつては、祭祀執行の日取りが廿三日と一定してゐないといふ實情もあるが、それは祭祀の本質にも制度上にも關係はない。單に其の神社限りの例に依るものである。

**三十五、新嘗祭神嘉殿の儀** 宮中の新嘗祭における三殿の儀は、前述の如く、掌典長として祭典を行はしめ、御代拜をお立てになるに止まるが、これを別にして、神嘉殿の儀と申す極めて至重の儀が行はれる。申さば、新嘗祭神嘉殿の御儀は、新嘗祭の新嘗祭たる御儀と仰ぎまつられる次第である。

即ち二十三日午後六時、神嘉殿への、陛下の出御を拜しまつるが、これよりさき、午後二時から四時にかけて、冠に日蔭髪をかけ、白色の祭服で身を振つた掌典部長によつて、殿内の御裝飾が奉仕され、神座の奉安その他萬般の準備が進められる。鋪設が済むと午後五時、齋火といつて、木と木との摩擦によつて鑽り出された淨火により、お燈籠が點せられ、庭燎が焼かれる。時はすでに薄暮、夜の幌が降りそめてゐる。御殿では、南庇のお油火が、御簾越しにゆらめいてゐやうといふ、森嚴な御模様を拜されるであらう。やがて守衛隊の吹奏する喇叭が、遙かに傳はつて来るのは、陛下が御潔齋をはらせられ、まさに綾綺殿へと、渡御あらせられる御時の敬禮である。間もなく、大勳位親任官以下が列を整へて祭庭に参入、六時には、皇族、王公族の御著床も終る。次で諸員起立のうちに掌典長が祝詞を奏上しをれば、こゝに陛下の出御を拜しまつる。陛下にお

かせられては、生絹の純白の御祭服を召させられ、長くも御冠には御幘を加へ給ひ、式部長官の御先導にて出御、東簀子から南庇の南扉まで、侍従、脂燭を奉り、御前には侍従寶劍を捧じ、御後にも同じく侍従神璽を捧じてさむらひまつる。南扉うちからは掌典長が御先導申上げ、南庇から西隔殿に渡御し給ふ。此の時、膳舎から、脂燭の掌典浦を先頭に、削木を執る掌典、次に御手水の具を捧持する掌典、さては御儀や御酒を捧持する掌典または掌典浦は、いづれも白色の祭服に威儀を整へて列をなし、その間に采女服の女官数名が介在し、南庇東扉の階下へと参進する。これが即ち世に著聞する神儀行立の御儀である。さて、陛下が西隔殿に出御の頃、恰も削木捧持の掌典が東扉階下に参進する事になるが、この時、この掌典が、力強く「オーシー」の音を以つて警蹕を發聲する。この警蹕「オーシー」の音の最後の「シー」を引き取つて、今度は樂舎の樂師が、笛を奏し始める。寂たる天地の間、此の一ときこそ、世の神化を膽に銘せしむるものがあると承はる。かくて神嘉殿本殿内においては、陛下たゞお一人、特に許されて参入する二人の采女の行立により、先づ御手水の儀あり、また殿内へとお運び申上げる御品により、天照大御神を始め奉り、天神地祇八百萬神に、一枚手々々と、大御親しく御供進あり、次第して、米、粟、白酒、黒酒にいたらせ給ふ。この間實に一時間半、御親供畢らせ給ふや、諸員起立裡に、御禮拜、御告文を奏せられる。訖つて此の御儀式中の御儀式たる御直會の御儀を改めて行はせ給ふ。次で神儀の撤下あり、再び御手水の儀を拜するが、この頃から、神嘉殿南階下に、殿下方の御拜禮を始めまつり、諸員の拜禮が行はれる。諸員拜禮の後、起立敬禮裡に陛下は入御あらせられるが、時刻は既に八時である。次で御神儀所役の退下から諸員の退下となり、これを以て夕の御儀が済ませられるわけ

であるが、二時間後の十時頃から、再び晩の御儀の御準備が抄められる。晩の御儀は長くも再び御深慮、十一時神嘉殿に出御、翌二十四日午前一時入御まで、徹宵お祭が行はれ、御儀式終らせられての後、御参列の殿下方を始めまつり、参列の諸員に、白酒黒酒を賜はる。蓋し古の豊明節會、また唯今の大嘗祭後の大饗と同じ御趣旨と拜察されるが、これを以つて一切の御儀を畢る。まことに宮中第一の御神事と拜する次第である。

**三十六、神宮月次祭班幣** いよ／＼極月に入ると、その一日には例のまに／＼旬祭、次で四日には、神宮月次祭に對しまつる班幣の儀があるが、これは六月に行はせられる御儀と同じである。

**三十七、賢所御神樂** 十一日の旬祭の後、中旬、その年々によつてお日取りをお定めの上、賢所御神樂の儀を行はせられる。陛下におかせられては、小祭とは申せ、前日から嚴重なる御齋戒を行はせ給ひ、また皇后宮の出御、殿下方の御参列のみならず、大勳位親任官及び各勳勅任官代表、宮内省奏任官代表、有爵者總代の参列があり、却々の嚴儀と拜する。當日午後五時出御、御親拜を仰ぎ、皇后宮の御拜、殿下方の御拜禮、諸員の拜禮があり、六時から大御前において御神樂が始まる。御神樂の畢るのは翌日の午前零時半から一時頃までであるが、此の御儀こそは天岩戸の重大事も俣ばれて、ことわけて御神威の程も拜しまつられる。やがて御神樂に用ゐられた御神は、掌典これを捧持して宮殿に参進、侍從を通じて陛下の御手許に献上するが、洩れ承はる所に依れば、此のことあつて後始めて、陛下には大殿に入御あらせられる趣きである。承はるだに畏き極みと申さねばならぬ。

この御祭典の沿革は、はるかに神代の昔の天岩戸の御神事に發して居ると拜されるが、時間的に十二月の御

神樂と定まつたのは、一條天皇の御宇からであるとの事である。始めの内は年々といふことはなかつたが、降つて白河天皇の承保年中から、毎年奉仕することになつたといはれてゐる。しかし事實としては御恒例のやうになつたにも拘らず、孝明天皇の慶應元年までは、これを「臨時御神樂」と申してゐた。これは元來、御神樂は恒例に奉仕すべきものでないとの性質からとも拜される。今日、大方は十五日であるけれども、表面「中旬」とあつて特に祭日をお定めになつて居らぬのも、こゝに因する處であらうと思はれる。

**三十八、大正天皇祭** 次で二十一日の旬祭が行はれ、越えて二十五日には、大正天皇祭が行はせられる。此の日午前、先づ皇靈殿御親祭の儀があり、午後、その延長として諸員参拜の儀があり、また山陵には儀仗兵御差遣の上、勅使参向、奉幣の儀が行はれるが、夕には皇靈殿の大御前において御神樂の儀を行はせられる。その儀は一に紀元節祭の御神樂と同じであるが、御祭典は大祭中の大祭とも申上ぐべく、御大孝の歡慮は仰きまつるも恐れ多い次第である。

**三十九、節折大祓** 此の御儀は三十一日をもつて行はせられるが、一に六月三十日其の御儀と同じである。但し歳末の御儀であるから、新年を迎へ給ふお清めの御趣旨とも拜されて、感一層と申上げたい。

**四十、除夜祭** 前項大祓の御儀の済んだ夕刻から、賢所・皇靈殿・神殿において、掌典長以下により除夜祭が奉仕される。その儀は、先づ掌典長以下参進、奏樂裡に開扉、供饌あり、掌典長の祝詞奏上があつて撤候、次に御扉を閉ぢ奉つて終了するが、此の御祭典が終れば續て新年を迎ふるの御祭典に移るわけである。

除夜祭の原始は定かでないが、歳旦にお祭を行ふのと其の心榮を同じうするものではあるまいか。日本歳時

記に「大晦日（又除日といふ云々）今夜を除夜といふ。又除夕ともいふ。一年のおはる夜なれば、つゝしみて心をしづかにし、禮服を著、酒食を先祖の靈前にそなへ、みづからも酒食を食し、家人奴婢にもあたへ、一とせを事なくてへぬる事を互に歡娛し、坐して以て旦をまち、舊を送り新を迎ふべし」云々とある民間の風習によつても、凡そ其の意義が拜されるであらう。

以上の如く九重の大輿では、洵にお祭に暮れてお祭に明けると申してもよいほどである。

### 三、結 語

以上、極めて要目的に、皇室の祭祀に對する大御手振の一端を申述べたが、しかし以上のお傳へが、皇室の祭祀の全部でない事は、こゝに申すまでもない。即ち皇室には、一年實に六十四回のお祭のほかに、また一年を通じての、日々の御遙拜、日々の御代拜、日々の御奉齋があるばかりでなく、それらの奉仕者をして夙夜、風雨寒暑を問はず、萬遺漏なく萬懈怠なきを期せしめ給ふておられると承はる。また皇室の祭祀は、お祭の段落により、諸員が祭場を退下するときを以て其の祭祀の終了とし給はず、退下後、御奉齋の思召しを、より高く、より深く大きく満て足らはし給ふべく、復常の御行事のあらせ給ふことを以て、御本旨と遊ばされておられると拜察される。かく承れば、「國ヲ興スノ基ハ祭祀ヲ先ニスルヨリ無シ」といふ古の仰せ言など、今更の如く慥ばれ、唯それ伏し仰ぎまつるのみである。

## 第三章 神社に於ける公祭祀

### 第一節 公祭祀の祭式上の種類

神社に於ける公の祭祀は、制度上之れを、大祭、中祭、小祭の三つにわかす。大祭は祭祀中至極の嚴儀に屬し、他の祭儀に比べて最も顯著な差違は、皇室では長くも天皇御親ら皇族及び文武の官僚を率ゐて祭典を行はせられ、官國幣社以下一般神社では地方長官または市町村長が供進使として参向し幣帛を獻進し或は祝詞を奏し或は供奉する點にある。但し地方團體の奉幣は曾つて明治三十九年六月内務省訓第四百九十五號により地方長官の指定した村社以上限り、供進金は昭和十年度以來、未指定村社以下無格社にまで及ぶやうになつた。詳しくは別編國家の宗祀其の他を参照）而して大中小祭の三種別は前章第三節の祭祀令で其の名目を規定すると共に、祭式により左の如く區別してある。

○官國幣社以下神社祭式（大正三年三月二十七日、内務省令第四號）  
（大正三年四月一日ヨリ施行、昭和十三年改正）

○官國幣社祭式（官國幣社祭式ハ別ニ定メズ）  
（官國幣社祭式ニ準ズト規定シアリ）

#### 第一項 大 祭 式

◎新年祭、新嘗祭及例祭

一 當日早旦社殿ヲ裝飾ス。

第二章 神社に於ける公祭祀

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク。

次ニ幣帛供進使參進(是ヨリ先手水ノ儀アリ)。

次ニ幣帛供進使被所ニ著ク。

次ニ修祓(先御幣物、次幣帛供進使及隨員)。

次ニ幣帛供進使所定ノ座ニ著ク。

次ニ御幣物辛櫃ヲ便宜ノ所ニ置ク(幣帛供進使隨員副フ)。

次ニ宮司諸事辨備セル由ヲ幣帛供進使ニ申ス。

次ニ宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス(此間奏樂)。

次ニ禰宜以下神饌ヲ供ス(此間奏樂)。

次ニ宮司祝詞ヲ奏ス。

次ニ幣帛供進使隨員御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ假ニ案上ニ置ク(案ハ豫メ便宜ノ所ニ置ク)。

次ニ宮司御幣物ヲ奉ル。

次ニ幣帛供進使祝詞ヲ奏ス。

次ニ幣帛供進使王申ヲ奉リテ拜禮(玉申ハ隨員之副フ)。

ヲ附ス)。

次ニ權宮司若クハ禰宜以下拜禮。

次ニ權宮司若クハ禰宜以下御幣物ヲ撤ス。

次ニ禰宜以下神饌ヲ撤ス(此間奏樂)。

次ニ宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス(此間奏樂)。

次ニ宮司祭儀畢レル由ヲ幣帛供進使ニ申ス。

次ニ各退出。

◎遷座祭 (昭和十三年四月十二日 内務省令第十五號改正)

□本殿遷座祭

▽遷座ノ儀

當日早且假殿本殿ヲ裝飾ス。

時刻宮司以下假殿所定ノ座ニ著ク。

次ニ神祇院高等官及地方高等官假殿所定ノ座ニ著ク是ヨリ先手水及修祓ノ儀アリ

次ニ地方長官參進隨員副從是ヨリ先手水ノ儀アリ

次ニ地方長官被所ニ著ク。

次ニ各退出。

次ニ修祓

次ニ地方長官假殿所定ノ座ニ著ク。

次ニ宮司諸事辨備セル由ク地方長官ニ申ス。

次ニ宮司假殿ノ御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス此間奏樂

次ニ地方長官祝詞ヲ奏ス。

次ニ宮司殿内ニ參進シ諸員各其ノ位置ニ列立ス。

次ニ遷御此間奏樂

其ノ儀地方長官前行 宮司奉戴、諸員前後陣ニ奉仕シ、神祇院高等官及地方高等官供奉ス

次ニ入御此間奏樂

(是ヨリ先權宮司若ハ禰宜本殿ノ御扉ヲ開ク)

次ニ宮司御扉ノ側ニ候シ諸員所定ノ座ニ著ク。

次ニ地方長官祝詞ヲ奏ス。

次ニ地方長官拜禮、隨員拜禮。

次ニ神祇院高等官拜禮。

次ニ地方高等官拜禮。

次ニ地方高等官拜禮。

次ニ宮司拜禮、權宮司若ハ禰宜以下拜禮。

次ニ宮司御扉ヲ閉チ畢リテ所定ノ座ニ著ク此間奏樂

次ニ宮司祭儀畢レル由ヲ地方長官ニ申ス。

次ニ各退出。

▽幣帛供進ノ儀

當日早且社殿ヲ裝飾ス。

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク。

次ニ神祇院高等官及地方高等官所定ノ座ニ著ク是ヨリ先手水及修祓ノ儀アリ

次ニ地方長官參進隨員副從是ヨリ先手水ノ儀アリ

次ニ地方長官被所ニ著ク。

次ニ修祓先御幣物水地方長官及隨員

次ニ地方長官所定ノ座ニ著ク。

次ニ御幣物辛櫃ヲ便宜ノ所ニ置ク 地方長官隨員副從

次ニ宮司諸事辨備セル由ヲ地方長官ニ申ス。

次ニ宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス此間奏樂。

次ニ禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏樂。  
 次ニ宮司祝詞ヲ奏ス。  
 次ニ地方長官隨員御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ假ニ案上ニ置ク案ハ豫メ便宜ニ置ク所ニ設ク。  
 次ニ宮司御幣物ヲ奉ル。  
 次ニ地方長官祝詞ヲ奏ス。  
 次ニ地方長官玉串ヲ奉リテ拜禮。  
 次ニ地方長官隨員拜禮。  
 次ニ神祇院高等官玉串ヲ奉リテ拜禮。  
 次ニ地方高等官玉串ヲ奉リテ拜禮。  
 次ニ宮司玉串ヲ奉リテ拜禮。  
 次ニ權宮司若ハ禰宜以下拜禮。  
 次ニ禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂。  
 次ニ宮司御扉ヲ閉ジ畢リテ所定ノ座ニ著ク此間奏樂。  
 次ニ宮司祭儀畢レル由ヲ地方長官ニ申ス。  
 次ニ各退出。

□遷座ノ儀ニ引續キ幣帛供進ノ儀ヲ行フ場合

當日早且假殿本殿ヲ裝飾ス。  
 時刻宮司以下假殿所定ノ座ニ著ク。  
 次ニ神祇院高等官及地方高等官假殿所定ノ座ニ著ク是ヨリ先手水及修祓ノ儀アリ。  
 次ニ地方長官參進、隨員副從是ヨリ先手水及修祓ノ儀アリ。  
 次ニ地方長官祝詞ヲ奏ス。  
 次ニ修祓先御幣物次地。  
 次ニ地方長官假殿所定ノ座ニ著ク。  
 次ニ御幣物辛櫃ヲ本殿便宜ノ所ニ置ク隨員副從。  
 次ニ宮司諸事辨備セル由ヲ地方長官ニ申ス。  
 次ニ宮司假殿ノ御扉ヲ閉ジ畢リテ側ニ候ス此間奏樂。  
 次ニ地方長官祝詞ヲ奏ス。  
 次ニ宮司殿内ニ參進シ諸員各其ノ位置ニ列立ス。  
 次ニ遷御此間奏樂。  
 次ニ宮司諸事辨備セル由ヲ地方長官ニ申ス。

其ノ儀地方長官前行、宮司奉戴、諸員前後陣ニ奉仕シ、神祇院高等官及地方高等官供奉。  
 次ニ入御此間奏樂。

是ヨリ先權宮司若ハ禰宜本殿ノ御扉ヲ閉ク。  
 次ニ宮司御扉ノ側ニ候シ諸員所定ノ座ニ著ク。  
 次ニ地方長官祝詞ヲ奏ス。  
 次ニ禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏樂。  
 次ニ宮司祝詞ヲ奏ス。  
 次ニ地方長官隨員御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ假ニ案上ニ置ク案ハ豫メ便宜ニ置ク所ニ設ク。  
 次ニ宮司御幣物ヲ奉ル。  
 次ニ地方長官祝詞ヲ奏ス。  
 次ニ地方長官玉串ヲ奉リテ拜禮。  
 次ニ地方長官隨員拜禮。  
 次ニ神祇院高等官玉串ヲ奉リテ拜禮。  
 次ニ地方高等官玉串ヲ奉リテ拜禮。

次ニ宮司玉串ヲ奉リテ拜禮。  
 次ニ權宮司若ハ禰宜以下拜禮。  
 次ニ禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂。  
 次ニ宮司御扉ヲ閉ジ畢リテ所定ノ座ニ著ク此間奏樂。  
 次ニ宮司祭儀畢レル由ヲ地方長官ニ申ス。  
 次ニ各退出。

□假殿遷座祭

當日早且本殿假殿ヲ裝飾ス。  
 時刻宮司以下本殿所定ノ座ニ著ク。  
 次ニ神祇院高等官及地方高等官本殿所定ノ座ニ著ク是ヨリ先手水及修祓ノ儀アリ。  
 次ニ地方長官參進隨員副從是ヨリ先手水及修祓ノ儀アリ。  
 次ニ地方長官祝詞ヲ奏ス。  
 次ニ修祓。  
 次ニ地方長官本殿所定ノ座ニ著ク。

次ニ宮司本殿ノ御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス此間奏樂  
 次ニ地方長官祝詞ヲ奏ス  
 次ニ宮司殿内ニ參進シ諸員各其ノ位置ニ列立ス  
 次ニ遷御此間奏樂

其ノ儀地方長官前行、宮司奉戴、諸員前後陣ニ奉仕シ、神祇院高等官及地方高等官供奉ス  
 次ニ入御此間奏樂

是ヨリ先權宮司若ハ禰宜假殿ノ御扉ヲ開ク  
 次ニ宮司御扉ノ側ニ候シ諸員所定ノ座ニ著ク  
 次ニ地方長官祝詞ヲ奏ス  
 次ニ禰宜以下神候ヲ供ス此間奏樂  
 次ニ宮司祝詞ヲ奏ス

第二項 中 祭 式

當日早旦社殿ヲ裝飾ス  
 時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク  
 次ニ宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス此間奏樂

次ニ地方長官玉串ヲ奉リテ拜禮  
 次ニ地方長官隨員拜禮  
 次ニ神祇院高等官玉串ヲ奉リテ拜禮  
 次ニ地方高等官玉串ヲ奉リテ拜禮  
 次ニ宮司玉串ヲ奉リテ拜禮  
 次ニ權宮司若ハ禰宜以下拜禮  
 次ニ禰宜以下神候ヲ撤ス此間奏樂

次ニ宮司御扉ヲ閉チ畢リテ所定ノ座ニ著ク此間奏樂  
 次ニ宮司祭儀畢レル由ヲ地方長官ニ申ス  
 次ニ各退出

◎臨時奉幣祭

次第時ニ臨ミ之ヲ定ム  
 次ニ禰宜以下神候ヲ供ス此間奏樂  
 次ニ宮司祝詞ヲ奏ス  
 次ニ宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次ニ權宮司若クハ禰宜以下拜禮  
 次ニ禰宜以下神候ヲ撤ス此間奏樂

第三項 小 祭 式

當日早旦社殿ヲ裝飾ス  
 時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク  
 次ニ禰宜以下神候ヲ供ス  
 次ニ宮司祝詞ヲ奏ス

次ニ宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス此間奏樂  
 次ニ各退出

次ニ宮司玉串ヲ奉リテ拜禮  
 次ニ權宮司若クハ禰宜以下拜禮  
 次ニ禰宜以下神候ヲ撤ス  
 次ニ各退出

第二節 遙拜式と大祓式

本編第一章第四節所載の恒例式次第は次の如くである。恒例式と雖も素より祭祀であり其の次第は祭式といふを妨げぬが、現在の神社祭式では狹義の意味に於て、大、中、小祭式のほかに別段の定めを以てしてある。  
 ○官國幣社以下神社遙拜及大祓次第 (大正三年三月二十七日 内務省訓令第四號)  
 本年三月内務省訓令第二號ニ依ル官國幣社以下神社遙拜及大祓次第左ノ通定ム  
 官國幣社以下神社遙拜及大祓次第

第一項 遙 拜 次 第

當日早旦社頭便宜ノ所ニ式場ヲ辨備ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

第二章

に於ける公祭祀

新嘗ノ舖キ案ヲ立ツ

次ニ權宮司若クハ禰宜以下拜禮 次ニ各退下

春季皇靈祭遙拜詞

掛 麻久母畏 伎皇靈殿乃大前乎遙爾拜美奉良久登白須

神武天皇祭遙拜詞

掛 麻久母畏 伎故傍山東北陵乃大前乎遙爾拜美奉良久登白須

神嘗祭遙拜詞

掛 麻久母畏 伎伊勢乃乃神宮乃大前乎遙爾拜美奉良久登白須

大正天皇祭遙拜詞

掛 麻久母畏 伎多摩陵乃大前乎遙爾拜美奉良久登白須

第二項 大 次 第

當日社頭ノ庭上ニ祓所ヲ辨備ス

正面ニ新嘗ヲ舖キ、案ヲ立テ、祓物ヲ置キ其ノ前

ニ祓詞ノ座ヲ設ケ、便宜ノ所ニ、地方官、神職

ノ座ヲ設ク

雨儀等ニ在リテハ便宜ノ所ニ於テ之ヲ行フ

時刻、宮司以下所定ノ座ニ著ク

次ニ地方官所定ノ座ニ著ク

次ニ宮司遙拜詞ヲ奏ス

次ニ宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

祓物 木綿 一 兩 (常ノ木綿五尺ヲ以) 布 五尺 (麻布)

形代及解繩ヲ用フル例アル神社ハ之ヲ添フルコトヲ得

大祓詞 (第十編第三章第七節參照)

(府縣以下神社の遙拜及び大祓次第は官國幣社の遙拜及び大祓次第に準ず)

第三節 公祭祀の名義

第一項 大 祭

恐くも宮中に於ける大祭祀には天皇の御親祭があり、一般神社では例として、皇室、國庫、また地方團體から幣饌料の供進があることは別編所述の如くである。今、その祭祀の意義を中せば次のやうである。

第一目 新年祭解義

二月四日、班幣の儀。祭日は二月十七日若くは當日以後當日に最も近き日。

春の此の祭儀は秋の新嘗祭に對する原祭で、風雨、旱魃、蟲害等の事なく年穀の豊かに頼らん事之祈請するの儀である。畏くも、宮中新年祭の御儀には三殿への御祭典があり、伊勢神宮には、特に勅使をして奉幣せしめ給ひ、官國幣社には、神社所在の地方廳に幣帛神饌料を發送せられ、日を擇んで同地方長官をして供進せしめ給ふ。府縣郷村社は之れに準じて地方官町 村長をして供進せしめられる等、國儀として極めて重要嚴肅なる御祭りである。此の祭りの起原は其の意を神代に發するが、祭儀としては天武天皇の御宇四年二月(約千二百五十年前)に始まると傳へられるも未だ國史に明文なく、降つて大寶年代に略その儀が定まり、次で醍醐天皇の延喜式(約千餘年前)に至つて最も整備され、當時この奉幣に預る神祇合せて實に三千一百三十二座

第二章神社に於ける公祭祀

に上つた。爾後、時に盛衰あり、明治以来の宮中に於る御祭儀新例と共に益々足らひ整はり、遂に今日拜するが如き嚴儀となつた。新年祭は讀んで字の如く年を祈る祭であるから、としごひのまつりともいふトシはタヨセ(田寄)なり、神の御靈以て田に成して、天皇に寄せ奉りて祝ふ、故に云ふ(古事記傳)と解されてゐる。要は稻を主とする年穀の、豊かに、満ち足らひて、安らかに穡らん事を祈ると共に、粒々辛苦、刻苦勉勵して耕作に従ふ事を神に誓ふ神ながら精進の重要な國儀である。殊に、新年新嘗例祭と云つて、神社の恒例大祭としては、二月の新年祭、十一月の新嘗祭と例祭の三大祭が神社祭祀上最も重儀とされて居る。

第二目 新嘗祭解義

十一月十日、班幣の儀。十一月廿三日若くは當日以後當日に最も近き日。

新嘗祭は音讀してシンジャウサイと云ひ、和訓してニヒナヘノマツリ、また訛つてニヒナメマツリ、ニヒナメサイなどといふ。十一月二十三日に奉仕される國儀國典上の極めて重要な神事で、宮中の御祭儀中の最も嚴儀に屬し、従がつて全國各神社に於ても、大祭を以て奉仕される重大なるお祭である。宮中に於せられては此のお祭に先つて新嘗祭班幣の御儀があり、この前日、鎮魂祭があつて、畏くも大御魂を鎮めまつるの御神事があるなど、まさに、神道上の嚴儀であるが故に、國家全體に取つて、否、かゝる故に、生きとし生ける人の子に取つての嚴儀であると言はねばならぬ。此のお祭の要は、宮中神喜殿に於いて、畏くも天皇み親しく、新年の新穀のお初穂等を、皇神等に薦め奉り、また御親らも開食し給ひ、あはせて群臣にも賜はります御神事である。この日、宮中に於ては午後二時より神殿の御裝飾を奉仕し、六時に、陛下綾綺殿に出御、やがて神饌

の行立といふ御儀がある。ついで本殿の御座に進みたまひ、お手づから皇神等に神饌を御供養あらせられ、大に御告文を奏し給ひ、御直會(白酒、黒酒)をきこしめされ、神饌を撤し給ひて後亦行立の儀あり、終つて入御あらせられるが、以上を夕の大祭とし、翌二十四日に至り、午前一時、再び出御あり、すべて夕の大祭と同じお儀式を以て曉の大祭が行はせられる。此のお祭りは遠く神代に發してゐる。即ち、皇祖天照大御神、高天原にまして、始めて五穀の種子を得給ひ、「是は顯見着生の食ひて活くべき物」と詔して、稻穀を天狹田、長田に植ゑしめ給ひ、その後、大嘗殿にまして新嘗きこしめし給ひし事が、古事記にも日本書紀にも見えてゐる。之が大嘗、新嘗の名の史上に見えた始めであるが、上古の代には、大嘗、新嘗は同じに扱はれてゐた。第四十代天武天皇の御代に至つて、御一代御一度の御即位の初めに行はせらるゝ大祀を大嘗と稱し、毎年十一月行はるゝ大祀を新嘗と申す區別が立つた。而して新嘗祭は初め第四十二代文武天皇の御宇、大寶令を制し給ふに及んで、十一月下の卯の日(または中の卯の日)と定められ、五節の舞等によつて世に著聞する豊明節會などがあり、其の盛儀は莊嚴麗麗を極めた。後に彼の應仁の大亂によつて中絶すること二百二十餘年、さらに斷續して明治維新に至り、明治元年十一月十五日、御再興について懇ろなる布告を發せられ、越えて四年十一月十七日、東京に於て大嘗祭を行はせられ、明治六年改曆の後十一月二十三日を以て新嘗祭日と定められた。二十二年、皇室典範を發布せらるゝに及び、大嘗祭は即位の禮と共に京都に於て行はせられ、新嘗祭は前記の如く例年十一月二十三日とお定めになつた。食ひて生きゆくべき物の勿體なさは、人間の生活を單に生理の對象とする者にはわからない。世の中の物、一つとして神の恩顧ならぬはないが、特に我等の生命を保つてゆく



直接の穀物は、之れを單に生理的要求といふべく餘りに勿體ない。新嘗祭は此の勿體ない神の恩顧、大地の恵みを教へ、また感謝する人間至情のほどばしりである。信仰的に申せば、畏くも陛下み親しく其のお手本を、國の子の總御名代としてお示し遊ばす儀であり、國民的に云へば神社が其の名代となる。舊に、神道上の嚴儀と云つて濟まさるべき神事ではないのである。(大嘗祭當日祭の項参照)

第三目 例祭 解義

(イ) 例祭日 例大祭の期日は、もと／＼各神社の山緒と沿革によつて、其の神社に最も縁の深い日を撰んだものであるから、云ふまでもなく一律でない。

(ロ) 官國幣社の例祭日は曆面に記載する事になつてゐる。新たに官國幣社に列格した場合は、其の神社の山緒に依つて例祭日を撰定して内務大臣に報告する。規定は無いがさう云ふ事務例になつて居る。但し、其の重要なものは、勅裁を仰ぐことになつてゐる。

(ハ) 府縣社以下神社の例祭日に關しては、變更する場合以外に、取扱上では何等の規則と認むべきものは無いが自から慣例に依る定日があり、多くは神社明細帳にも登録され、その制定の山緒は矢張り官國幣社同様であるから、濫りに取扱はるべきものではない。而も、通例、例大祭には幣帛供進使の参向を要件とするから、期日の變更は事實上地方長官又は市町村長の同意を要すべく、少くも届出を爲すの必要が生じて来る。

(ニ) なほ、畏くも伊勢神宮と權原神宮とは、曆面標記の例祭といふものがないが、さらばとて例大祭と拜すべきお祭がないかと云へばさうでない。現行祭祀令に依れば、伊勢神宮に於ける神嘗祭は大祭を以て奉

仕されるが一般神社は遙拜を以て奉仕され、權原神宮に於ける紀元節 當日の祭祀は大祭であるが一般神社は中祭を以て奉仕される。そこで伊勢神宮に於ける神嘗祭、權原神宮に於ける紀元節祭等の例は一つの例大祭と拜して差支へない。こゝを以て云へば、神宮は申すも畏し、全國各神社には必ず例大祭が奉仕されると申してもよいであらう。

(ホ) 例祭とは、文字そのまゝに、常例によつて一年一回奉仕されるお祭である。(東京九段築地、別格官幣社靖國神社に限り、春秋二回の例大祭がある)。即ち例祭は其の成立と縁由する所に依り、神社に取つて最も縁の深い一つの聖日である。なぜかなれば通例この日は御祭神に縁故ある日とか、御鎮座に山緒ある日とか夫々の神社に取つて誠にかりそめならぬ日、謂ゆる八十日日はあれども其の日を衆の要なるものとする代へ無い日に當つてゐるからである。例祭の日が各々異なつて居るのも此の爲めであつて、御祭神、御事蹟、神社、地方、地元、氏子、祭儀、風習、古例等の各々に一つの個性があるのも、此の例大祭日と固有神事の異ひを段々わけ入つて行けば、そこには必ず一つの背づきを與ふるものである。

第四目 遷座祭 解義

神殿を改造、又は修繕すべき時、或は其の改造、又は修繕の竣成した時、神座を權殿、假殿若くは本宮に遷し奉るの祭儀を、遷宮式または遷座式といひ、正しくは一般神社は遷座祭といひ、伊勢神宮は遷宮といふ。

(イ) 伊勢神宮では二十年目毎に御神座を御遷宮奉るの古例があつて、内務大臣の監督に屬する造神宮使職が専ら其の事務を掌る事になつて居る。此の二十年目毎の定例の神座御遷宮を式年造替と謂ひ、其の御遷宮

が完成して大御靈代を新殿に奉遷するを式年遷宮といひ、略して正遷宮といふ。之に對して臨時の御遷座を必要とする場合を臨時遷宮といふ。神宮で大祭を以て奉仕するは素より、宮中でも大祭に準ずる御祭典があり、且つ亦勅使御差遣及び儀仗兵供奉等の儀がある。

(四) 一般神社では式年造替の儀は寧ろ特殊の地方例及び其の神社だけの特殊例に屬し、通例、明治十年の内務省令により、本殿の改造、内陣の修繕、總屋根の葺替等の場合に限つて奉仕し、他の場合はなるべく御動座をせぬ立前になつて居る。而して遷座祭に本殿遷座と假殿遷座の二儀がある事、又その式の綱要は前に掲出の如くであるが、此の大祭には例として、地鎮祭、立柱祭、上棟祭、新殿祭等の諸祭儀が從屬する。

なほ此處で特に一言しなければならぬ事は、昭和十三年四月十二日、勅令第二百四十一號及び内務省令第十五號によつて、官國幣社の本殿遷座祭に對して、神幣帛料供進の新制度が確立された事である。抑も、畏き邊では從來神宮正遷宮を始め、官幣大社熱田神宮遷座祭に官幣大社水川神社、賀茂別雷神社、賀茂御祖神社の本殿遷座祭には特に勅使を參向、奉幣せしめられてゐたが、昭和十三年度以後、所謂勅使社たる官幣大社石清水八幡宮、官幣大社春日神社、官幣大社水川神社、官幣大社出雲大社、官幣大社宇佐神社、官幣大社香椎宮、官幣大社權原神社、官幣大社明治神宮及び官幣大社朝鮮神宮、別格官幣社靖國神社の本殿遷座祭には勅使を參向せしめられ、宮内省より幣帛神饌料を供進せしめられる事となり、また、爾餘の官幣社の本殿遷座祭には宮内省から、國幣社の遷座祭には國庫から幣帛神饌料を供進せらるゝこととなり、これに關する勅令第二百四十一號「官國幣社以下神社ノ遷座祭ニ於テ前行及供奉ノ所役ヲ奉仕スル者ノ服制ニ關スル件」内務省令第十五號

官國幣社以下神社祭式」内務省訓令第九號「國幣社例祭式ニ本殿遷座祭ニ供進スベキ幣帛神饌料ニ關スル件」及び内務省訓令第十號「遷座祭ニ前行ノ所役ヲ奉仕スル者ノ隨員ノ服制ニ關スル件」が制定又は改正せられて右の如く公布せられたのである。

右の制度改正は相當廣範圍に渉るものであるが、その主要點は從來皇室より官國幣社に對し幣帛神饌料を供進せられる場合は官幣社の例祭式に新年祭新嘗祭及び臨時奉幣祭の諸祭であり、國幣社の例祭には國庫より幣帛神饌料を供進することとなつてゐたが、今後は官國幣社の本殿遷座祭(假殿遷座祭を除く)にも地方長官をして幣帛神饌料を供進せしめることとなり、従つて地方長官は前行の所役を奉仕すると共に還御の前及び入御の後に於て祝詞を奏上し、内務省高等官及び地方高等官が供奉することとなつたので、前行及び供奉の所役を奉仕する者の服制が制定せられ、同時に本殿遷座祭の祭式の遷座の儀に幣帛供進の儀に分ち、遷座の儀に引續き幣帛供進の儀を行ふ場合も定む)この際に於ける祝詞が定められ、同祭式雜則に次の如き改正が行はれたのである。その主なる事項は遷座祭の祝詞中、同令に依り難き事由ある場合(遷座祭を奉仕するに至つた理由等について)はその一部を變更することが出来ることとなつたこと、茲に從來例祭の場合等に行はれ來つた古例神事の他遷座祭でも當該神社關係の特殊神事を行ひ得る様改め各々特色を發揮出来るやうになつたこと、及び神社の祭典に一般の參列及び拜禮が許されることとなつたこと等で、要するに當該神社の特殊性と國民との公的關係を認め、古例を尊重して時代に副ひ得る祭典を行ひ得る様改正せられたわけである。尙官國幣社の本殿遷座祭に供進される幣帛神饌料の額は別編掲出の例祭の場合と同じ(但し一社につき)である。因に府縣社以

下神社の遷座祭は當分従前の通りであるが、すでにして官國幣社に斯様な新制度が確立された以上、やがて之に準ずる新例も實現される事であらう。

第五目 臨時奉幣祭解義

皇室又は國家の大事に際して、臨時に幣帛を獻進し且つ其の事由を奉告するの儀を臨時奉幣祭といひ、例としては遼去において、宣戰奉告祭、平和克復奉告祭等がある。式次第等は素より豫め定めて置かるべき筋合でなく、其の都度之れを定むる。

第六目 大嘗祭當日祭解義

天皇の御即位に伴つて大嘗祭を行はせらるゝ年は新嘗祭を行はず、同儀に於て大嘗祭の當日祭を行ふ。祭儀は例年の新嘗祭と同様であるが、官國幣社の幣帛供進は普通の供進使を以てせず特に勅使を差遣せられる。大正四年七月五日、勅令第百九號に「大嘗祭ヲ行フ年ニハ官國幣社以下神社ニ於テ新嘗祭ヲ行ハス、大嘗祭當日祭祀ヲ行フ、其ノ祭祀ハ之ヲ大祭トス」あるが、之れは昭和の御代でも同様であつた。

第七目 靖國神社合祀祭解義

國事に斃れた忠臣烈士の英靈を合祀する國家的神事なるを以て、其の合祀祭は特に勅旨を以て仰せ出され、大祭により奉仕される。

第二項 中 祭

第一目 歳旦祭解義

毎年一月一日早朝、酒饌を獻進して、皇室の御繁榮、年穀の豐穰、國民氏子の福祉を祈願する祭儀を歳旦祭といひ、宮中ではせられる四方拜歳旦祭と其の意が同じである。此の祝詞に「此の年を良き年の美し年と守り給ひ幸へ給ひて天皇命の大御廷を堅磐に常磐に瘳ひ奉り給ひ、天の下平けく、穀物豐げく、産業を彌々め、國民を彌々えに榮えしめ給ひて」とあるが、最もよく其の意を表はして居る。

第二目 元始祭解義（第五節第四項新年節の項中参照）

第三目 紀元節祭解義

紀元節は我が國四大節の一つである。即ち神武天皇の、大和國の橿原ノ宮に即位し給ひし日を追憶記念せんがための節日である。祭儀としては、この日、宮中に於ては大祭として畏くも御親祭があり、橿原神宮では例祭として勅使参向、伊勢神宮その他官國幣社以下全國各神社では中祭として奉仕される。初度は明治五年一月二十九日、後明治七年、一月二十九日を新曆に換算して二月十一日とし、この日を紀元節とし給うたのに出づ。この日宮中では群臣の参賀を受け給ひ、皇族、大臣以下及び外國使臣等を豐明殿に召し酬宴を催され、陛下御親臨の上勅語を給ひ、内閣總理大臣、臣僚を代表して奉答し、次いで外國使臣の首席者がその代表として奉答するのを恒例として居る。

第四目 天長節祭解義

天長節祭は申すまでもなく、毎年、天皇陛下の御降誕日に相當する日に行はれる恒例最大の御祝ほぎであり、且つ御祭典である。畏くも、今上陛下の御降誕日は四月二十九日、隨つて此の日、嚴かに、天長節祭が行はせ

られる。即ち當日、宮中では、賢所、皇靈殿、神殿に於て、嚴やかな御祭典があり、畏くも天皇陛下、皇后陛下の御拜禮があり、伊勢神宮を始めとして、全国の各神社では中祭を以て奉仕し、聖壽寶祚の無窮を祈りまつる。我が國に於ける天長節は、實に第四十九代光仁天皇の寶龜六年（今から凡そ二百年以前）の詔に

「十月十三日は是れ朕が生日なり。此の辰に至る毎に、感慶兼ね至る（中略）海内諸國、並び宜しく屠を斷ち、内外百官に酬宴を賜ふこと一日、依て此の日を名づけて天長節とす。庶くは此の慶情を以て、普く天下に被らしめむ」云々（續日本紀所載の文意）とあるのを起原とする。明治になつてから、元年八月二十六日に、古儀に據り此の式日を御再興になり、爾後恒例となつて御代々行はれるやうになつたが、明治元年の御布告には次の如く出てゐる。

「九月二十二日は聖上御誕辰相當に付、毎年此辰を以て群臣に酬宴を賜ひ、天長節御執行相成、天下の刑戮差停められ候。偏に衆庶と御慶福を共に遊ばされ候。思召に候間、庶民に於ても一同御嘉節を奉祝候様仰せ出でられ候事」（訓釋）

布告に見ゆる九月二十二日は陰曆で、之れを新曆に直して十一月三日と改まつたのである。當日はまた御祭典のほか祝日として觀兵式を行はせられ、天皇陛下御親しく諸兵を閲し給ひ、また宮中豐明殿に於ては、親王殿下以下百官、及び外國使臣等に宴を賜ふを例とせられる。承るに、御宴半ばにして、陛下より優渥なる勅語を賜り、内閣總理大臣は群臣を代表して賀詞を奏し、外國使臣の首席は外臣を代表して祝詞を奏し、御陪宴中には樂師をして、前庭に劉曉たる洋樂を奏せしめ御興を添ふる趣きである。而して天長の文字の典故は、

老子に「天長地久、天地の能く長且つ久なるゆゑんは、其の自ら生ぜざるを以てなり。故に能く長生す」云々とあるに出づといふ。

第五目 明治節祭義

畏くも皇祖肇國以來、克く天業を恢弘あらせられ、わが神國の國威を八紘に光被せしめ、古今東西に其の比ひなき御治蹟をお示し遊ばした明治天皇は、わが國民は云ふを俟たず、廣く世界の各國民から、不出世の大英主、未曾有の天皇として、崇敬追慕措く處無からしめ給うてゐられる。而して、七月三十日は天皇の神去りましく當日なるに依り、御先代大正年間、先帝祭として、宮中に於ては大祭式に依り皇靈殿に於て御親祭遊ばされてゐたが、畏くも大正天皇さま、崩御ありてより、大正天皇祭が之れに代はることとなつた。然るに、明治天皇の御仁慈に感激し、御恩澤に感銘し、御治蹟を崇敬仰慕して措かぬ國民は、永く大御徳を憶念して報効の至誠を盡さむとの赤心から、明治節創定の議を次第に高め來り、遂に第五十二議會の建議案とならしめ、滿場一致を以て貴衆兩院を通過せしめた。茲に於て御裁可を經、明治天皇の天長節なりし十一月三日を明治節として、永遠に報恩感謝の赤誠を捧ぐる事となつた。斯くて昭和二年三月三日、左の大詔が洩發された。

朕カ皇祖考明治天皇盛徳大業夙ニ曠古ノ隆運ヲ啓カセタマヘリ茲ニ十一月三日ヲ明治節ト定メ臣民ト共ニ永ク天皇ノ遺徳ヲ仰ギ明治ノ昭代ヲ追憶スル所アラムトス

而して時の内閣總理大臣若槻禮次郎氏は、此の大御心を拜して左の如く述べて居る。  
「恭しく惟みるに、明治天皇はつとに紀世の英資を以て維新の鴻業を遂げさせられ、開國進取の國是を樹て、

内憲典を定めて立憲政治を創めさせられ、百級の制度備はり、産業勃興し、經濟發達し、外友邦との交誼を敦厚ならしめ、國際和平に貢獻せさせ給ひ、文物燦然、國威八紘に敷き、遂に曠古の隆運を致させられ、明治昭代の偉業を長へに光あらしめ給うたのであります。我等臣民は永世に渡りて明治天皇の洪大なる恩澤に浴し、決して明治の盛世を忘るゝ能はざるものであります。即ち詔書に宣らせ給ふが如く、永く明治天皇の御聖徳を仰ぎ、天皇の昭代を記念し奉るの佳辰として、天皇の天長節たりし十一月三日を明治節と定めさせられましたことは、實に有難いことでありませう。此の事につきましては、夙に貴業兩院より建請の大業もあり、國民舉つて此の日に景仰追憶の念を深うし、感奮興起、益々報効の誠を盡して皇祚を翼賛し奉り、國運の進展を期したいと存じます。」と

**第六目 即位禮當日祭解義**

天皇御即位の當日、其の慶悅を述べ、大御代の長久、皇室の御隆昌を祈願する祭祀で、大正の御代以來の實例に屬してゐる。

**第七目 大婚滿二十五年祝儀當日祭**

此の祭祀は大正の御宇の先例で、意義は特に説き奉る迄もあるまい。

**第八目 立太子禮當日祭解義**

此の祭祀は皇室祭祀令に準據するもので、當日、皇室に於せられて、立太子の禮を行はせられることを神々奉告し、皇位の長久、皇太子殿下の御繁榮を祈り奉る大御手風を、神習ひに習ふの祭儀である。官國幣社

以下一般神社では勅令により中祭を以て奉仕するが、伊勢神宮では、立備令第三條の定むる所に依り、特に勅使を御差遣の上奉幣せしめられるので、その意義は臨時奉幣祭に當り、神宮に限り大祭と解されてゐる。

**第九目 皇太子結婚禮當日祭**

此の祭祀も大正の御宇の先例であるが、意義は特に説き奉る迄もあるまい。

**第十目 神社に特別の由緒ある祭祀解義**

神社に特別の由緒ある祭祀とは、古來の慣例による其の神社固有の特殊神事にして而も大祭に準すべき神事をいふ。例へば、鹿島、香取兩神宮の軍神祭、長野縣の諏訪神社の御柱祭、諸國の稻荷神社の初午祭、或ひは各神社に傳はる特殊な御田植祭等は中祭と定められたものが多く、伊勢神宮では毎日朝夕の大御饌進進を中祭として奉仕するが如きである。

**第三項 小 祭**

前掲第三編第三節の祭祀令によれば、以上の人祭及び中祭以外の祭祀は總て之れを小祭とすとなつてゐる。如何なる祭祀を小祭として奉仕すべきかは、各神社の由緒と慣例に依つて定まる事であるから、其の種類は枚擧げに遑がないが、小祭だとして素より國家が執行すると同義の祭祀であるから、夫々の神社が隨意に執行する謂ゆる私祭とは嚴に區別され、すでに小祭として定まつて居るものは濫りに改廢を許さず、新たに創始せんとする時は監督官廳の認可を受くる事になつて居る。

第四節 遙拜式と恒例式の名義

第一項 遙 拜 式

第一目 遙拜の意義

遙拜とは文字の示す通り、遠い處から遙かに神靈を拜禮すること、その式を遙拜式、その場處を遙拜所といふ。業に古くから此の儀が見えるが、明治四年三月神武天皇祭遙拜式を御制定あらせられたのが、制度としては初めてであつて、且つ極めて徹底的である。それによると、『府藩縣廳中、清淨の地を選び大和の方に向ひ、新島を敷き、高机一脚を置き、机上御玉串を案じ（玉串は櫛の小枝に白紙の四垂を附す）掛けまくも恐き神武天皇の御前を遙に拜み奉る』と拜辭を述べ、官員禮服着用、順次殿重に拜禮すべし。右式畢つて玉串を焼却すべし。地方は郷村氏神社遙拜式を申し渡し、氏子の者をして大和の方に向ひ遙拜せしむべし（訓讀）云々とある。現今はかうした強制的な規定は無いけれども、意義精神に於ては素より同様であり、次第や鋪設なども殆んど其のまゝである。

第二目 春季皇靈祭

毎年兩度、春分と秋分の日、謂ゆる春の彼岸の中日と秋の彼岸の中日とに、宮中の皇靈殿に於て、御歴代の天皇、皇后、皇妃、皇親さま方の神靈をお祭りあそばす祭儀を、春は春季皇靈祭、秋は秋季皇靈祭と申してゐる。明治の御代このかたである。畏くも、天皇御親しく御祭儀のことおはす殿儀で、朝の祭典、皇靈殿並びに

神殿の御親祭、夕の祭典と引續き行はせられると承る。前述の如く、皇靈殿とは宮中三殿のなかの一殿を申し、神武天皇以後、御歴代の皇靈、並びに、皇后、皇妃、皇親の御靈を齋し給ふ處の殿舎である。

第三目 神武天皇祭

紀元節祭を、神武天皇の絶大なる御功德を仰ぎ奉る報謝奉祝の御祭儀とすれば、四月三日の神武天皇祭は、その大御神靈の大御前に額く反省憶念の御祭儀である。紀元節祭と神武天皇祭は、申さば裏と表、右と左、二にして一、一にして二である。一は華やかに勇健に雄大に壯快に現はさるべく、一は靜肅に敬虔に嚴そかに現はさるべきである。中すまでもなく、四月三日は人皇第一代にます神武天皇崩御の日である。この日、宮中では、畏くも皇靈殿に於て御親祭あり、又、勅使を大和の畝傍山なる天皇の御陵に發遣し、幣帛を奉られ御陵祭を行はしめ給ふほか、伊勢神宮を初めとして全國の官國幣社及び各神社では遙拜式を行ひ、諸官公衙、各學校及び一般臣民は國旗を掲げ業を休んで奉敬の誠意を表するを例としてゐる。此のお祭は、孝明天皇の萬延年中（約七十年前）徳大寺實則卿を勅使として御陵祭を行はしめられ、天皇、清涼殿の東庭に御して遙拜の式を行はせ給ひしに由來し、爾來恒例となつた御祭儀である。明治四年三月七日、舊曆による崩御の日たる三月十一日に、行ふやう御布告があつたが、改曆後、四月三日に換算されて現行の如くなつた。而して去る大正五年は、天皇崩御後、實に二千五百年の御式年に當らせ給ひしを以て、兩陛下には特に畝傍の山陵に行幸あらせられ、御親祭の儀を行はせ給うた。御儀式から申すも、その意味合ひから申すも、まさに萬世一系の我が大日本にだけしか仰ぎ得ない御祭りである。

第四目 秋季皇靈祭

その儀、春季皇靈祭に同じ。

第五目 神嘗祭

神嘗祭は之れをカムニヘマツリともカムナメマツリとも訓む。訛つて俗にカンナメサイともいふ。ジンシャウサイは音讀である。此の祭祀は、天皇陛下が、新穀今年のお初穂を皇大神宮に奉らせ給ふ御儀式を申し、皇室に於せられても神宮に於ても、古來、三節祭の一として大祭を以て最も重く奉仕される嚴儀である。今、毎年十月十七日を以て祭日と定められて居るが、此の祭儀の由来は遙かに古く、第四十二代文武天皇の御宇、大寶の訓、秋季の神嘗祭に發してゐる。後、第四十四代元正天皇の養老五年九月十一日特に使を遣はして幣帛をたてまつらしめ給ひしより恒例となり、爾年、九月十七日（明治以後十月十七日となる）例幣使と稱して、毎年此の爲めに勅使を發遣せられた。その例幣使は、諸の王殿下を以て之れに充て、中臣、忌部の兩氏之れに従ひ、中世、卜部を加へて四姓使と稱し、天皇親しく御拜の儀あるなど、いかに此のお祭が重大な意味を持つかと伺はれる。故に、今、神宮で三節祭の一として重大に奉仕されるのみならず、宮中賈所に於ても此の御祭儀が奉仕され、當日、陛下の御遣拜があり、且つ神宮には勅使を差遣せられ、儀仗兵衛を以て參進退下される。御祭儀は、お祭に先つこと四日に勅使御發遣、十六日先づ豐受宮（外宮）に奉り、當日、皇大神宮（内宮）に祭る。平たく申せば、今年、陛下の國土に、國民に依つて作られたお初穂を、先づ諸の遠い大御祖神にます神宮に奉つて、この秋を迎へた悦びの御禮を申し、なほ恩顧をお祈り申すのである。ゆえに二月の

「新年祭」と此の神嘗祭また來るべき新嘗祭とは其の意義が併せ積くものである。

第六目 大正天皇祭

宮中では皇室祭祀令により大祭式を以て、先帝祭として皇靈殿で御親祭遊ばされるが、神宮以下一般神社では遙拜式をもつて奉仕する。

大正天皇、御諱を嘉仁と申し、御幼時は明宮と申上げた。明治天皇の第三皇子にまし御生母は権典侍柳原愛子の方で、明治十二年八月三十一日午前八時十二分の御誕生である。二十八年八月三十一日滿御八歳にして東宮御宣下、二十二年十一月三日皇太子に立たせられ陸軍少尉に御任官、以來御累進、陸軍中將に昇らせられた。此の間、三十三年五月十日、勳一等九條節子姫と御成婚の大儀を擧げさせられ、現に、長くも、今上陛下を始めめまつり、秩父宮、高松宮、三笠宮と申すやうに、いや榮えに親王さまのみお儲けあそばされた。然るに後、玉體例ならず御在しますに當り、大正十年十一月二十五日、皇族御會議の上、皇太子殿下を以て攝政となし、陛下には専ら御養遊ばされる事となつたが、大正十五年八月十日御不例の玉體を御保養の爲め葉山御用邸に行幸遊ばされて後、同十月下旬頃より次第に御病狀重きを拜され、全國民、天を仰ぎ地に俯して只管御回春の日の一時も速ならむ事をお祈り申したが、遂にその甲斐もなく、同十二月二十五日午前一時二十五分、葉山御用邸に於て御登遐遊ばされた。御治世十有五年、寶算四十有八、武藏多摩の御陵に、永久に葬り奉つた。

第二項 大 赦

第一目 大赦の意義

大祓 正しくはオホハラへと訓む。古例としては毎年六月と十二月の時日(閏月のある時は閏月の時日)に行はれた。苟くも神様を祭る處である限りは、百官以下天下萬民の罪穢を祓へ除かんが爲めに行はれる神道上の最も根本的な、重要な行事である。臨時としては大嘗會及び齋宮、齋院の卜定。若くは國家的な災變や疫病流行の際に、時宜に應じて行はれる。勿論曆にも明らかに標記されて居る、國家的な大行事である。起原は遠く神代にある。伊弉諾神、筑紫の日向之橋ノ小門之橋原にて黄泉國の穢を拂へたまひ、また素戔鳴尊の物を出して其の罪を贖ひ給ひしに基づき、仲哀天皇崩御の時(千七百三十年以前)種々の罪穢を寛めて國の大祓を行ひし故事に續き、やがて御歴代の恒例として六月十二月の兩度に定められたのは大嘗以後の令制による言はれるから、實に千二百年來の確立されたる神事である。然るに例の應仁の亂に觸れられて一時廢絶し、元祿四年六月再興せられたが盛大にならず、明治四年六月、此の舊儀の御復興があり、天下一般に修行せしむべきとし布告せられ、五年六月その儀を一定して府縣に達せられ、大正三年三月内務省訓令に依る官國幣社以下神社に於ける式次第が制定せられ、斯くて現今仰ぐが如き、整備されたる嚴儀となつた。

第二目 祓と神道

祓(ハラ)とは神祇に祈つて諸々の罪と穢れと至みと災厄とを除去するために行ふ日本民族固有の信仰であり、神傳の作法である。一に禊とも云ひ、合せて禊祓へと云ふ。けだし祓は洗ひと同義で洗ひ清むる意、禊は身灑で矢張り水で澆ぎ清むる意である。すべてのものは神の子であり神の分れである。汚ない物を洗ひ去り洗ひ去つてゆけば必らずや神に到る。神性が光り出す。禊祓へは其の爲めにあるものだが、誰が指らへ

た作法でもない。清淨を貴び、汚穢を忌む民族固有の信仰で、太初以來傳へに傳へ、磨きに磨いて來たものである。神道といふのは此の事である。否、神道といふだけでは當らない、神道なるが故に廣く人類——人間としての大道である。穢れされ、汚れされ諸拂ひをためて塵芥に居る勿れ、至まされ、清かれ、直かれ、明るかれ、吾人共に災厄あらざれ——此の願ひと精進がなくて人間といへようか。即ち祓へは神道に於ける基本信仰なるが故に人間としての道であらねばならぬ。大祓へとは國家が斯の人間としての道、即ち神への通りを遂行するの謂ひである。大祓へを、常に神道上の一行事と思つたり、單に祓詞を上げてお参りする位に心得るなら、それは大變な誤りといふべきである。

第三目 形代(人形)

形代はまた人形とも、贖兒とも、撫物ともいふ。普通に紙を人形に切り抜いたもので、必らずしも大祓への際に用うると限つた物ではなかつたが、今、専ら大祓への料物として用ひられる。極端に理想を押しすゝめると、國民各自が一人宛大祓へを奉仕すべきであるが、之れはいふべくして逆も行ひ得べき事ではないので、此の人形に自分の身についた諸の災害邪惡を撫で移し、以てその身にまとう罪科を祓ひ遣る代物とするのである。俺は正しい、何も悪いことをした覚えがないから、そんな事はするに及ばぬなどいふ者が居るかも知れぬが、神ながらの信仰から云へば、それは無反省以上の何ものでもない。

第四目 大祓詞

大祓詞は、今では官國幣社以下各神社のそれは内務省令によつて、式次第と共に決定して居るが、その昔



はすべて延喜式の傳へを用ひてゐた。いふまでもなく大祓式に用うる固有の信仰表現である。古く中臣氏が専ら其の宣讀に當つてゐたので一に中臣祓詞とも、中臣祭文ともいふ。傳へて延喜式の卷の八に收載されて居るが、賀茂真淵翁の説によれば、作製の時代は、遠く天智、天武兩朝の頃（凡そ千三百年以前）なるべしといふ。（詞と其の解義は別編「祝詞」の條、式次第は本編第四章第二節第二項に出づ）

第五節 祝祭日と四大節

第一項 國祭日

一般に旗日と言はれる祭日及び祝日は、勅令に定むる處の國家の制度の一つであるから、之れは我が國の國祭日と稱して然るべきものであらう。先づ其の勅令の全文を掲げる。

朕大正元年勅令第十九號休日ニ關スル件改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和二年三月三日

内閣總理大臣副署

○勅令第二十五號

左ノ祭日及祝日ヲ休日トス	
元始祭	一月三日
新年變會	一月五日
紀元節	二月十一日

神武天皇祭	四月三日
天长節	四月二十九日
神嘗祭	十月十七日
明治節	十一月三日
新嘗祭	十一月二十三日

大正天皇祭

十二月二十五日

春季皇靈祭

春分日

秋季皇靈祭

秋分日

第二項 祝祭日

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

前項十一度の祭日及祝日は、明らかに之れを「休日」と定められてあるから、國民各自其の業を休むべきであるが、「業」と共に心をまで休ませてはならぬ。尤も勅令の「休日」は祝祭日其のものを主として學示するのでなく、「休日」を示したものと解すべきであるから、官公署の休業日規定と云つても過言でない意味がある。それについては後に言及するが、とにかく祝祭日たる其の日は實に何れも立國の頂點を爲す聖日であるから、國民たる者は須く、皇祖皇宗の神業を偲びまつり、皇室の聖恩を仰ぎまつり、國家の眞姿を凝視し、祖先を思ひ、偉人を思ひ、英雄忠魂を思ひ、郷土を思ひ家を思ひ、而してまた己れ自らを省みらねばならぬ。それは祝祭日の意義を見れば當然にして且つ明瞭な事である。何れの祭日或は祝日を抽出して見ても決して單なる休養の日はない。そこには必ずや我等日本國民をして、皇室の榮榮えと日本國の涯てなき躍進とを思念せしむる所の、甚深なる意義が示されて居る。より鞏固なる忠誠を誓ひまつる國家的國民的聖日であり、より牢手たる活動を期する國民精神の發揚日である。謂ゆる七曜を單位とする週日は輸入制度の一つで、其の日曜の原意は祭日であつたとしても、我國で採用されたのは明らかに休日である。單なる休養の日である。勅令には祝祭日を「休日」としてあるけれども、夫れと之れとは素より峻別さるべきである。

さて一年間に於ける十一度の祝祭日を、勅令には「祭日及祝日」とのみしてあつて、何れを祭日、何れを祝日とすべきかの區別はないが、試みに分類すれば左の如くなるであらう。

祭日及祝日	
祭日	祝日
秋季皇靈祭	新年宴會
春季皇靈祭	紀元節
大正天皇祭	天皇長節
新嘗祭	明治節
神嘗祭	元始祭
神武天皇祭	神武天皇祭
十月十七日	四月三日
十一月二十三日	一月三日
十二月二十五日	四月二十九日
春分日	十一月三日
秋分日	十月三日

前項で、祝祭日に關する勅令は「休日」を旨として示したものであらうと云つた。言、やゝ懸當を欠くが如くであるが、元來、宮中には右の勅令に示して居る以上に、尙ほ多くの祭儀がある。祭日及び祝日を公示する

爲めのものならば、それらの祝祭日をも舉示してゐさうなものに、左の祭日及祝日を「休日トス」としてあつて、休務の日を定めた方に重點をおいてある。元旦の四方拜や歳旦祭の御儀にしても、年頭重要な御儀と拜されるが、それらについては祭日とも休日ともお示しがない。尤も、明治六年一月七日太政官布告第二號で「休日」を定めた中に、

「一月一日ヨリ三日迄、十二月二十九日ヨリ三十一日迄」

としてあるから、年頭の祝祭儀は既に休日となつて居るには居るが、然らば一月三日の元始祭が重出した事になる。試みに例年宮内省から公示する「新年式」の御儀を見ると、

一月一日	午前五時三十分	四方拜	午前七時三十分	晴御膳
	同 六時	歳旦祭	同 十時	元始祭
	同 七時	晴御膳	一月四日	午前十時
	同 十時	賀(下略)	一月五日	正午
一月二日	午前七時三十分	晴御膳	一月八日	午前十時
	同 十時	賀(下略)		陸軍始
一月三日	同 十時	賀(下略)		

(尙ほ一月中に御歌會始と御講書始の儀がある)

とあるから、之れだけ全體が新年の御嘉例と思はれる。したがつて俗に新年節といふときは、一月一日の四方拜から、詳しくは陸軍始までを含めなければならぬと解されるが、陸軍始の方は宮中の祝儀とは全く別立して居るので、假りに新年宴會までを新年節と申して差支へない事になる。即ち一日の四方拜、歳旦祭、一日二日の拜賀、三日の元始祭、四日の政始、五日の新年宴會を總括して、正稱ではないが假りに新年節と稱し奉つてもよいであらう。

第四項 四大節と新年の諸御儀

第一目 四大節の意義

「凡そ禁中の作法は神事を先とし、他事を後にし、且暮敬神の敬慮懈怠なし」とは秘御抄に御記しなつてある。宮中に於ける御作法は、神事が最先最重要であつて、すべてのことは神事を基本として行はせられる。此のお示しを仰いで以つてお手本とするのを國風といふ。一年の初めである元旦に、先づ御神事を最初の儀として行はせらるゝことは申すまでもあるまい。そこで、元旦の御神事より大晦日の御神事まで、素より何れを軽い重いと申すことは出来るわけもないが、中にも最も重い御祝日として仰ぐ節日に謂ゆる四大節がある。四大節とは、新年節、紀元節、天長節、明治節の四節日を申すが、こゝで往々に疑義を生じて居るのは、前項所説の新年節である。大分議論もあるやうであるが、論議にわたる事は姑らく措き、四大節とは、前項所述の意味における新年節、紀元節、天長節、明治節の四大祝日といふと解し、以下、新年における宮中の御儀を略述して神道の祭儀から概た新年節の意義を参考に供する事にする。

第二目 四方拜

毎年元旦の拂曉（出御五時三十分）に、畏くも天皇陛下、神嘉殿に臨御ましまし、親しく天地四方及び山陵を拜せられ、其の年の災厄を禊ひ給ひ、賀祚の長久を祈り給ふ最もかしこき御神事である。起源は詳らかでないが、書物に見えたのが第五十九代、宇多天皇の寛平元年であるから餘程の古儀である。次で歳旦祭の行はれることは前述の如くである。

第三目 拜賀

一月一日午前十時、兩陛下御揃ひで表御殿に出御、親しく、皇族方以下臣下有資格者の、新年の拜賀を受けさせられ、更に正殿に出御、文武百官、外國使臣のうちの有資格者の拜賀を受けさせ給ふ。二日もまた略同様の御儀がある。平俗に申せば御年始の御祝ひをお受け遊ばすのである。

第四目 元始祭

元始祭とは、皇祖天照皇大神が、皇孫の命を此の國土の君主として、御手づから三種の神寶を授けられ、天壤無窮の寶祚を祝福し給ひし、天津日嗣の本始を祝して、歳の首に當り、神々をお祭り申し、以て報本反始の誠を致させ給ふ御神事である。由来は、明治三年正月三日、明治陛下、神祇官に於て、八神天神地祇及び歴代の皇靈を御鎮祭あらせられたるに起り、翌四年正月三日にも御親祭あり、その翌年即ち明治五年正月三日から初めて元始祭と稱せられ、翌六年の元始祭から永世の御儀式と定めさせ給うたに出づ。

第五目 政始

セイヂハジメとも申すが、マツリゴトハジメと訓むべきである。毎年一月四日、天皇陛下、年の初頭に萬機の政を聞き召され、親しく御裁きあらせらるゝの御儀式である。承に、内閣總理大臣より、先づ伊勢神宮の御祭典其の他の諸御儀滞りなく済ませる由を奏上して（此の間、陛下には特に立御あらせらる）後、内閣總理大臣以下各大臣から凡て政務に關することを奏上すると申される。因みに此の御儀式は、明治二年一月四日に始めて行はせられて以来の御式例である。が、其のむかし正月元日の宮中儀のうちに、奏瑞または外任奏とか諸司奏とか見えてゐて、節會と共に御政治向の事をも上奏し、よつて御親裁を仰ぐの儀が行はれてゐた事があるので、マツリゴトハジメの御儀式としての原意は更に遙かに古くまで溯り得るであらう。

#### 第六目 新年宴會

昔は元日の節會と申し、第四十五代聖武天皇の天平十五年の頃から御吉例といふから餘程の古義であるが、一月五日と定まつたのは明治以來である。申さば、年始の御祝儀を、臣下におわかち下さるのである。單り臣下のみならず、萬里同風の文字通りに、締盟各國の使臣達をもお召し遊ばされ、年頭のお悦びを與へ給ふ。なほ曆に記されて居る祝祭日のなかで、神事の伴はぬ御儀式は、只新年宴會だけであるが、之れは、前記新年節のなかの一つの御儀として拜すれば、恰も、紀元節、天長節の御酒饌と同じに思はれる。或は直會の意と拜してもよからう。神道の祭儀では直會は極めて重要な儀に位置づけられて居るが、宮中における紀元節や天長節や明治節の御賀宴は、恰も宮中祭祀の直會の儀に當つて居る。新年の御儀を元旦から四日まで、かなり大規模に嚴重に續けさせられて、さて五日に年頭諸神事の直會の儀を行はせらるゝと拜すればよいであらう。

## 神社及び祭祀

## 第四編 神社及び祭祀

### 第一章 神社 社

#### 第一節 神社とは何ぞ

##### 第一項 國家と神社

抑も神社とは何ぞといふ質問に對する答案ほど、簡單に見えて而も容易でないものは無いとされて居る。世界の何れの國にも絶無の存在であり、宗教かと云へば宗教とも云へず、而も信仰上の對象たるに違ひはなく、隨つて國民全體の精神生活の上に重要な關係を持つて居るが故に、古來、國家の政務の中でも、神社に對する事項は極めて嚴かな一部門を爲して居るに拘らず、さて之れを抽出して一ことに定義づけよとなると、却々困難である。由來、學問的に此の定義を求めるとは、恰も、迷宮に足を踏み込んだやうなものだとさへ言はれてゐる。先年、内務省の神社制度調査會で、神社とは何ぞといふ主題を上議した事があるが、討論すること年餘に亘つても尙ほ決しなかつた。學者の提説も實に數十に及んで居るが、而も萬人をして首肯せしむるに足る要約は、未だ之れを求むるに難い有様である。

先づ試みに國家との關係を概観すれば、神社はよく人々から云はれる如く、國家の宗祀——國家自らの意志

で崇び祀る、或は祖宗として祭祀する日本獨特の存在であるから、其の祭祀並びに、維持、管理、經營は、其の意義において常に國勢の最も重要な一部門を爲して居る。否、重要な一部門といふよりも、神を祀り、祭祀を行ふ處にこそ神國日本の名があり、初めて日本國の獨自性が成立する。獨特の國體といふも、固有の國風といふも、此の點の實踐強調を描いて他に無い。隨つて、重要な一部門でなくて、他に比肩すべき部門なき國體の本質である。神國日本成立の總體門である。謂ゆる祭政一致なる語は、今では、思想上の、或は、理想上の言葉になつて終つた觀があるが、昔は文字そのまゝに、政務の上に具體化されてゐた。彼の太政官は、國家の中央行政機關の中樞を爲してゐたが、神社の司たる神祇官は常に太政官よりも上位に居り、其の事務は時に盛衰はあつたけれども、いつも最先最要の地位を占めて居つた。「先づ神事、後に他事」の鐵則が事實において行はれてゐたのである。

明治維新の際における神祇官の如きも、總て神祇省になり教部省になつたとは云へ、その初めは矢張り中央諸機關の最上位に居り、國務全體の上に嚴肅なる存在を爲してゐた。然るに、後、歐洲における近代的法制を移入して以來、諸制度の範を専ら彼に倣つた結果、今では制度上で其の事を見なくなつたが、併し、古來の、先づ神事後に他事といふ歴史的精神は隨處に生きて居り、宮中における、政始の御儀たゞ一つを拜しても、充分に其の意味は諒解される處である。

##### 第二項 地方自治團體と神社

之れは後にも説かねばならぬが、國家と神社の成立が、如上の必然的關係に描かれてゐるといふ事は、直ち

に、日本の地方自治體は決して單なる法制上の產物でない事を意味するものである。子供は親の何分の一かではなくて、親の姿を其のまゝ現はした兒女、それが日本の自治體でなければならぬ。その基礎となるべき精神的歸結、また要件となるべき歴史的事實、更に立法精神の沿革等には、言及すべき多くの事項があるが、歸する處は、郷土のよりよき成長建設の爲めに、御民（そは必らず何神社かの氏子である）が、奉公し、共同し、自營し、之を通じて、親たる國家の修理固成を押し進むる事である。之れが即ち日本に於る自治體の特質であつて、此の特質を、歴史的に、實體的に、生活的に押し進めて居るのが郷土愛であり、その郷土愛の核心を爲すものが郷土の杜に鎮まる神社である。神社崇敬に現はれて居る種々の具體的の行實は、これの必然的交渉を物語つて餘りがある。

かくて地方自治體は、敬神の修養事實を伴はざるを得ない内面的要求を持つて居る。外國に於る中央政府對地方政廳の如き、或は本國對自治領の如き、對立的な利害關係や、巧利的打算的な依存關係でなくて、親と子における自治體である。自分が育つ事は同時に親の強さ健やかさでなければならぬ。國家の發展と遊離し或は矛盾撞着するやうな自治體の繁榮は有り得ない。勤くも日本に於ては有り得ない。國家の監督乃至は各種の施行命令が、時に自治の觀念と矛盾するかのやうに感ぜらるゝ事があるとしても、それは、普遍者たる國家が、客觀的に各自治體の自己規律を要求し又は保障する必然的條件である。「個」だけの對立では「全」が成立し得ない當然の歸結である。故に、國家の實修しつゝある敬神崇祖の行實は、直ちに地方自治體成立の最高の要件でなければならぬ。

近時、都市に於る市民の郷土愛と、地方に於る郷村民の郷土愛とを對比して、都市に於る市民の郷土愛の低減を憾みとする者が次第に多く、都市に於る自治の實踐の擧がらぬ事を所以ありと詰論して居る向きが尠くないが、之れを神社に對する修養の方面から觀れば、必ずしも悲觀を要しないと云つてよい。之れは恐らく郷土愛表現の形態が變化しつゝあるのであらう。移行しつゝあるかも知れぬが低減したとばかりは云へない。

都市の規模性質が東京のやうだと、市民といふよりも一種の旅行者——腰かけ尻の一時の寄留者が多いために、そして其の對象が餘りに尨大である爲めに、特に抽出し得る郷土愛を持たぬやうであるが、併し、今、成長しつゝある各「町會」は、新たなる郷土愛の母體乃至綜合體として、充分に注目してよい存在である。敬神の修養にしても、私的自治體たる此の「町會」が、殆んど大部分を受持つて居る程である。つまり郷土愛の形ちが移行しつゝあるのである。それは恐らく何れの都市でも多くの類似を見出すであらう。

第三項 神社の公的方面

斯の如く、國家にしても地方自治體にしても、神社に對しては本質的な相關關係があるから、たとへ學問的に定義づけ得ないとしても、それ自身の存在に取つては毫も問題でない。定義の能不能に拘らず、神社の存在は柄平たる大事實である。それにまた、業にして國家の宗祀として存在してゐるからには、決して、俗に謂ゆる依體の知れないものではなく、常に國家の制度上からだけでも、これを明瞭にする事が左程困難でない。即ち、敬神崇祖といふ我國固有の美風は、天津日嗣一系の天皇奉戴といふ國體の根幹と表裏一體を爲すものであるが、此の、尊皇の大義、國體の精華、國民道德の基礎こそ、國家が神社を修養經營する本質的の要件であ

り、意志的要求である。國家が、其の宗祀たる神社によつて、神國日本の祖宗の祭祀を、人的物的の機關を通じて執行する、これが國家から見た神社經營の目的であるから、其の爲めに、維持、管理、經營に關する法令を制定し、經費を支出し、神官神職、幣帛供進使の制度を定め、それらの職員を官吏又は官吏として待遇し、或は保護し又は監督する等の事を遂行するは極めて當然である。而して此の國務の遂行は、遠く淵源を天祖の神勅に發し、また天壤無窮の皇位と申すも、國體の本質と申すも、洵に此の具現に他ならぬから、祖宗の祭祀こそは、國家に取つて、日本國存在の内面的要求に基く至重の政務と云はなければならぬのである。

第四項 神社の私的方面

然らば、神社は國家が公的に祭祀するだけで其の存在の意義を究うし得るか云へば決してさうではない。なるほど、制度に依る人的物的の要件が具備し、それら公的機關が國定祭祀を執行すれば、一應は神社たり得るけれども、それではまだ神社の意義本質を完成したとは云へぬ。元來、神社創建の實情（各神社御鎮座の山緒）を見るに、極めて尠少の例外を除けば、初めは、國家の意志とか政務とかに關係なく、國民相倚る自由意志——主として地元民が自ら發企する任意によつて創建した神社ばかりである。そして、神社としての形態が整ひ、制度上の條件を具備するのを俟つて、初めて國家が之れを公認し、神社としての資格を決定したといふ順序になつて居る。即ち、國民の尊崇する神社だから之れを採つて以て國家の宗祀とするといふ順序である、之れが一般神社の沿革上における實情である。

之れは一見甚だ訝しい話のやうであるが、實は此處に神社でなければ見られぬ美はしさがある。國家と國民

とが一體一如を爲す此類無き尊さがある。立國の根本に對する國家の要求は、取りも直さず國民の要求であるから、先づ國民の發意があつて後、國家が之れに同ずるの過程を取つたとて、些しも不合理ではない。ものゝ成立からいへば、其の方が寧ろ自然であり、實際に適して居るのである。假令ば、子供の發意と家長の要求とが一致し、今度は一家全體が一如となつて其の事を押し進めようとするのである。天降りに命令したものでないだけに、自然であり實際である。斯くて今度は之れを逆説すると、國民の崇敬の無い神社は、神社としての意義を具足しないと云へる。國民の信仰崇敬なしには神社存在の理由と面目を滅却すると云つても、決して過言ではない。

これは、神社に於ての祭事の實際を見てもわかる。國家が其の意志で命ずる祭祀は、一年を通じて十幾度しかないが、その公祭にも其の地方の慣習や神社の古例が要素を爲して居ることが多く、若し神社自體の私祭や氏子崇敬者又は一般公衆の要求に依る祭事になると、乍ちうを通じて非常に多い。平俗に仕事の量から云ふと公祭祀一に對して私祭祀九位である。したがつて神社は實體的には國民の崇敬に依つて成立して居るといふを得べく、換言すれば、神社は國民の崇敬なしには成立しないとも云へるのである。特に府縣社以下神社において然りといへる。かと云つて國家が認めて以て決定しなければ、素より神社とは云へない。

「神は敬ひに依つて威を著す」といふ古言があるが、國民的崇敬が愈々深く、國家の祭祀が益々篤く、公的私的一體となつて神事される處に、大日本は神國也の精華があるのである。即ち以上の公私兩者の一致は、神社成立に對する一體兩面の必須的條件である。

第五項 神社の定義

斯う見て来ると、神社とは何ぞやの命題にも、凡そ答案の見當がつきさうである。尤もそれは問題が問題だけに、諸家の間に、幾十となく主張が提出されて居るが、古い處は姑らく措いて、先づ岡田包義氏は「神社とは一、社殿境内等の物的設備と、神職及神社と一心同體たる氏子又は崇敬者とを以て、二、帝國の神祇を奉齋し、三、國家及之等氏子又は崇敬者が、神職を神人融合の仲介者として、公私の祭祀を行ひ、又之が維持經營に當り、四、一般公衆の自由参拜の用に供し、五、神社明細帳に神社として登録せられたるものを謂ふ」と云つてゐる。

學問的要約としては措辭が頗る理想主義的で、而も抽象的な佳言美句を以てして居るので、成程さう云へばさうとも背づき得る。之れを足立牧氏の所説に見るに、

「實體的には「神社は帝國の神祇を祭祀し、公の祭を執行し、公衆参拜の用に供する設備なり」と云ふべく、形式的には「神社とは神社明細帳なる公簿に登録せられたるもの」を云ふ」といひ、之れを分類して「一、神社は帝國の神祇を祭祀するものなり。二、神社は公に祭祀を執行するものなり。三、神社は公衆参拜の用に供するものなり。四、神社は神祇を祭祀する爲の設備なり。五、神社は神社明細帳なる公簿に登録せられたるものなることを要す」と云つてゐる。

各條を説明することは少しく煩はしくなるから省くが、中に於て第四の「神社は神祇を祭祀する爲めの設備なり」とは、「神社は恒久的に神祇を鎮祀修齋するの設備なり」といふ風に解した方がわかりよいであらうし、

また此の場合の「設備」なる語には、一定の土地即ち境内地と、建物即ち社殿は素より、神官神職等の人的要件をも含んで居ると解すべきであらう。神官神職等を設備の一部と見ることは、いさゝか無理であるが、單に此の場合における解釋である。

第六項 神社明細帳

そこで、形式的決定の唯一の條件たる神社明細帳について一言する。

神社明細帳とは、内務省及び各道府縣廳に備付けてある神社臺帳の事であつて、之れに、官國幣社明細帳、府縣以下神社明細帳及び招魂社明細帳の三種があり、之れが調製は地方長官の職權に屬して居る。通例、各府縣知事は、神社の提出する明細書によつて、正副二通の明細帳を調製し、内、正本一通は内務大臣に送達して内務省社政局長が之れを保管し、副本一通は當該府縣廳に保管し、其の基礎たる明細書は神社に在ること勿論である。記載事項や様式は省令によつて定められ、些少の事柄と雖も苟くもせず、寧ろ煩雜に近いほど詳しいものであるが、概ね、鎮座地、社格、名稱、祭神、例祭、社殿、境内、氏子、攝末社等、當該神社に關する事は細大洩さず列記し、重要な物件については、立體圖及び平面圖を添附してゐる。而して之れに類するものに、通拜所明細帳と官修墳墓明細帳とがあるが、性質は全く違つてゐる。

此の臺帳は、恰も人に於る戸籍簿、法人に於る登録簿の如きもので、神社が、行政上の對象となり、國家制度の上で諸種の權利義務を有する基本となるものであり、此の臺帳に登録されて居るか否かが、神社であるか否かを決定する唯一の條件であるから、之れが變更又は改訂、或ひは脱漏神社の編入及び創立等については、



夫々の規定に準據して苟くもしない。

その初めは、明治四年、現時の社格制度が創始されたとき、それを考査決定せんが爲めに、五年正月、神祇省から地方廳に命じて調査せしめ、六年、地方廳から復命進達した調査書を基本として教部省が整備した「社格區別帳」に起るとされて居る。現今の如く完成したのは、明治十二年に内務省が一定の様式を示して各府縣に進達せしめたのと、大正二年、内務省令第六號によつて更に改正したのに基いて居る。

以上によつて「神社とは何ぞ」の答案は大意を得たと思ふが、此のほか、も少し端的に、其の形態上から云つて、参道や鳥居、拜殿や本殿や手水舎などを概観し、神社の名称、神社の性質上の分類、社格などに属すれば更に明瞭ならしむる事ができる。よつてそれらの事は總じて編を改めて説くつもりであるから、各其の條下を参照されたい。

## 第二章 祭祀

### 第一節 祭祀とは何ぞ

#### 第一項 國家と祭祀

祭祀及び祝詞については別編に説いてあるから、こゝでは重複を避けて祭祀其のものを要説する事にする。前章所述を通覽すれば、國家が神社を維持管理するの目的、即ち神社經營の最大最要の目的は、之れに依

つて祭祀を實踐修飾せんにあることが、自ら明らかであらう。謂ゆる神社は國家の宗祀なりといふ合言葉も、神社に對する國家の目的、即ち神社祭祀有終の美を期せんが爲めに他ならぬ。國家と神社との關係は、祭祀執行といふ最初にして最後の目的を以て、不離不可分の有機的結合を爲して居るのである。

敬神崇祖の美風といふも、尊皇愛國の大義といふも、國體の精華といふも、國民道德の淵源といふも、皆悉く此處に發して居るので、國家が祭祀を要求する必然性は、そのまゝ天壤無窮の大事實と表裏一體を爲すものである。永劫に渝ることなかるべき神國日本の彌榮は、同時に、國家が祭祀に對する悠久の理想性を意味するものである。二者、一を缺くべからず、一者、他を乖離すべからず、兩者一貫して押し進む固有の特性である。而して之れは常に祭祀についてのみではない。實に神社に關する萬般の事の、序論であり結論である。總じて神社の事は、此處から出發して此處に歸着せねばならない。

#### 第二項 祭祀とは何ぞ

然らば謂ふ所の祭祀とは何ぞ。先づ祭祀の和訓たる「マツリ」の語義について見るに、一に、請待つの義、神の鑑照恩顧を請ひ待つの義といひ、また、待ち設くるの義、即ち誠意を捧げ、饗膳を盡して神々の開食しを待ち設くるの義ともいひ、また、歸服ひの義、即ち神々の御行實に歸入悦服するの誠意を捧げんとするの義といひ、或は、眞釣りの義、即ち、神々の御事蹟に己が行實を眞釣り合せて反省精進せんとする義なりといひ、その他、古來各種の見解が行はれて居るが、要するに、信仰を主としていへば、神人合一の至境に參入して、より高き神性の研磨發揚を目ざすものであり、之れを形式上からいへば、神祇に對する尊崇の意志表示であり

また、根本反始の誠意を捧げんが爲めに爲される一切の儀式は總じて以て祭祀といふ事ができるであらう。この意味でいへば、長くも宮中や神宮の諸祭を始めとして、一般神社における公の祭儀は申すまでもなく神社外における諸祭、假令ば上棟祭や地鎮祭等の雜祭から、教會や同字の儀式は素より、一般家庭の神祭る手風に至るまで悉く祭祀といふことができる。更に彼の遙拜式の如き、或は國風に則る各種の儀式、假令ば神前結婚式とか角方式とかの如き、通例之れを祭りとは云つてゐないが、苟くも其處に神祇に對する誠敬作法が運ばれて居る限り、すべて之れを祭祀といふに妨げないはずである。併し此處では、本書の目的上、そんな廣範圍の祭祀でなく、も少し狹義に、或る限定が要求されなければならぬ。つまり、制度上でいふ神社祭祀とは何ぞといふ事になる。

即ち、狹義の意味における制度上の祭祀とは、國家が其の機關を通じて執行する公の神事をいふのである。も少し嚴格にいへば、法令に依り政府が管掌する神社祭儀といふことができるであらう。宮中並びに神宮の祭儀と一般神社の祭儀とは、多くの場合密接不可分の關係があり、意義においては相關同趣の儀であるが、ここでは姑らく一般神社についてののみと、大正三年勅令第一〇號を以て公布された官國幣社以下神社祭祀令を主として、其の他祭祀に關する現行法規に則つて執行する祭祀、假令ば祈年祭、新嘗祭、例祭等の儀を、狹義の意味に於る神社祭祀といふことにしておく。

第三項 祭祀令の意義

斯くて、其の祭祀は如何なる要素を内容として成立つかといへば、抽象的には、信仰を主として之れに伴ふ。即ち、狹義の意味における制度上の祭祀とは、國家が其の機關を通じて執行する公の神事をいふのである。も少し嚴格にいへば、法令に依り政府が管掌する神社祭儀といふことができるであらう。宮中並びに神宮の祭儀と一般神社の祭儀とは、多くの場合密接不可分の關係があり、意義においては相關同趣の儀であるが、ここでは姑らく一般神社についてののみと、大正三年勅令第一〇號を以て公布された官國幣社以下神社祭祀令を主として、其の他祭祀に關する現行法規に則つて執行する祭祀、假令ば祈年祭、新嘗祭、例祭等の儀を、狹義の意味に於る神社祭祀といふことにしておく。

潔齋を初め色んな事が考へられ、形式的には、祭場の鋪設は素より、一般の通義として、人的には神官神職等の祭事執行員が要り、物的には神饌等が要り、儀式的には、修戚、祝詞、拜禮等の事が必須の條件になつて来る。また特定の祭祀に在つては、人的には幣帛供進使其他の参列員を缺いては成立せず、また特定の服裝を要し、物的には幣帛を初めとして特殊な供饌を要し、又は特定の條件を要し、儀式的には、玉串の奉奠、奏樂等の事が缺くべからざる要件となる。

本稿の主題たる幣帛供進使についていへば、祈年、新嘗、例祭、遷座祭、臨時奉幣祭の如き場合は、人的には供進使、物的には幣帛乃至幣帛料を缺いては絶対に其の祭祀が成立せぬが、その定め無き他の祭祀では全然其の必要が無い。若し前の神饌、祝詞、拜禮を祭儀構成の絶対的要素とすれば、供進使參與の祭祀は之れを相對的要素といふことができるであらう。

祭祀令以下祭祀に關する法規は、これら各般の事項を、時間的に、空間的に、人的に、物的に規定して、其の執行を秩序づけた大綱であり目録である。随つて之れが準用にも、自然に絶対的な場合と相對的な場合とが出来て来るわけである。假令ば祭祀令に、祭祀の種類を定めて大中小の別を立て、あるが如きは、動かすべからざる絶対的條件といふを得べく、また其の第九條に「地方ノ狀況其ノ他特別ノ事情アル神社ニ於テハ、當分ノ内從前ノ例ニ依ルコトヲ得」と規定し、或は祭式の方に「各社ノ古例ニ依ルコトヲ得」とか「各社ノ古儀ヲ行フコトヲ得」とかあるのは、前者の絶対的遵守を要するに對して、必ずしも遵守するを要しない相對的條件といふことができるであらう。

### 第三章 祭 日

#### 第一節 祭祀と祭日

そこで祭祀令及び祭祀式についての條義になるわけだが、これは別編を以てしてあるから、こゝでは特に祭日について一言する。

祭日とは祭祀に對する時間的約束の謂ひであるが、之れに、一定不動のものと、一應期日を定めてはあつても或る程度まで自由に變更し得るものと、必要ある場合に臨時に定むるものと、例外として朔日の一定せぬものとの四大別がある。

假令ば、歳旦祭（一月一日早朝）、元始祭（一月三日）、節分祭（立春前夜）、紀元節（二月十一日）、天長節（四月二十九日）、明治節（十一月三日）、除夜祭（十二月晦日夜）などのやうな祭祀は、各々その日に執行しなければ意義を失ふことになる。つまり一定不動の祭日である。殊に歳旦祭とか除夜祭の如きは、祭日はいふ迄もなく時間の上にも凡その限度があつて、其の日の其の時間を逸しては、意義の大半を失ふことになる。（時間的定めについては別に規定がある、第四節参照）随つてこれらの祭日は絶対的條件である。

次に新年祭（二月十七日）や新嘗祭（十一月二十三日）の如きは、次に項を改めて説くやうに、一應期日の定めはあるけれども、或る程度の變更を餘儀なくされて居る。次で、遷座祭や臨時奉幣祭の如きは、其の都度

々々祭日を定むるより仕方のない祭祀であるし、また、これは其の神社限りの特殊祭であるけれども、山開き祭や川開き祭の如き、或は櫻祭の如き、或は著明な官幣大社諏訪神社の御渡りの如き、其の年の陽氣によつて臨時に定まる祭祀もある。彼の諸國稻荷神社の初午祭なども、干支の上では大たい豫知し得ても、制度上の曆面では毎年其の日を異にするから、陽曆本位の現時では、やはり期日の一定せぬ祭祀の一つとすることができらるであらう。今、本書の主題に關係ある祭日について記せば次の如くである。

#### 第二節 新年新嘗兩祭の祭日

新年祭新嘗祭の祭日は、宮中も伊勢神宮も一般神社も、前者は二月十七日、後者は十一月二十三日と定まつて居る。處で、宮中並びに神宮の御祭日には曾つて御變更のあるはずもないが、官國幣社以下一般神社では、此の祭日を變更するの止むなき實情におかれて居る。別に改めて説くが如く、官國幣社は勿論、府縣社以下神社でも謂ゆる指定村社以上の神社全部には、神饌幣帛料の供進があり、随つて供進使の参向が必要の條件になつて来るが、其の供進使に身分資格の定めがある爲めに、總ての神社に同一日に参向するわけに行かない。事務的に考へても、實際上先づ不可能と云つてよい。

之れを神社側から云つても、假令ば祭員や奏樂の如きも、各社互ひに譲り合つて都合をつけねば執行できない事情があるから、所定の祭日を厳守することは、困難といふよりも寧ろ至難である。事實、新年祭の如きは一月末に執行する神社から三月末に執行する神社まで、極めて多様である。但し供進使参向といふ重要な條

件を必要とするが故に、地方廳又は市町村とも打合せの上、其の神社限りでの一定祭日に執行する。つまり、其の神社だけで云へば概ね祭日は一定して居るが、制度上の祭日とは違ふのである。

尙ほ之れについては、左のやうな根拠がある。

○内務省社第一八號通牒（大正三年四月二十四日）  
「府縣町村社中神饗幣帛料供進指定神社ニ關シテハ、本年四月以降、新年新嘗兩祭ニ當リテモ、神饗幣帛料ヲ供進セラル、コト、相成候處、新年祭ハ二月十七日、新嘗祭ハ十一月二十三日ニ執行可致儀ニ候ヘドモ、同日ニ執行シ難キ不得已事情アル場合ニ在リテハ、兩祭共、前記期日以後ニ於テ、可成之ニ近キ日ヲ擇定シ、幣帛供進使參向ノ上祭典執行相成様致度」

といふのである。即ち原則として所定の期日に執行すべきものであるが、事實上不可能な場合が餘りに多いので、さうした事情におかれた場合は、所定の祭日は必ずしも厳守するに及ばぬといふのである。變更してもよいといふのでなく、嚴守するに及ばぬといふのである。結果に於て同じだけれども、祭典の日時變更は亦別の論になるから、この區めはつけておかねばならぬ。又、右の通牒には、期日以後その期日に最も近い日に執行せよとあるが、古例によつて期日前に行ふ神社もあり、寒帯又は山間等地理的關係のために、遙かに期日を過ぎて行ふ神社もあるのは、蓋し止むを得ないであらう。

### 第三節 例祭の祭日

指定村社以上の神社の例祭に、幣饗料供進があり隨つて供進使の參向する事はいふ迄もないが、例祭日は各社區々たるの實情にあるから、事務的便宜による變更は先づ絶無と云つてもよい。それに、元來、例祭日なるものは、各神社の由緒や沿革に依り、其の神社に最も神縁の深い聖日を選んだものであり、氏子崇敬者との關係も極めて古く且つ深く、神社祭祀中では隨一の個性的な特色を持つて居るので、供進使の事務的便宜のためで祭日を變更するわけに行かぬ事情もある。例祭こそ祭祀中の祭祀である。もし此の云ひ方に語弊があるなら、祭日が各社區々であるから、事實上變更の必要がないのである。

#### 第一項 官社の例祭日

中について官國幣社の例祭日は曆面に記載する事になつて居るから、新たに官國幣社に列せられた場合は、其の例祭日を内務大臣に報告し、特に重要なもの——勅祭又は勅祭に准すべき祭日擇定に當つては、當該大臣を通じて勅裁を仰ぐ例である。假へば、明治神宮、靖國神社の如きが其の例である。

#### 第二項 諸社の例祭日

府縣社以下神社の例祭日については別に定めはないが、明治四十年一月二十五日、神社局長通牒の中で「概ネ一年一回ナルベキモ或ハ二回行フモノナシトセズ。各神社古例ヲ參酌シ、適當ノ日ヲ選バシメ、濫ニ變更セシメザルコト」とあつて、變更することに對しての注意を喚起して居るだけである。

尤も、指定村社以上は幣帛供進使の參向が要件になつて居るので、地方長官又は市町村長の同意を得て、神社明細帳まで改訂しなければならぬ上に、氏子崇敬者との間に特に密接な關係があり、その參與（後）に出づ、